矯正図書館

刑政

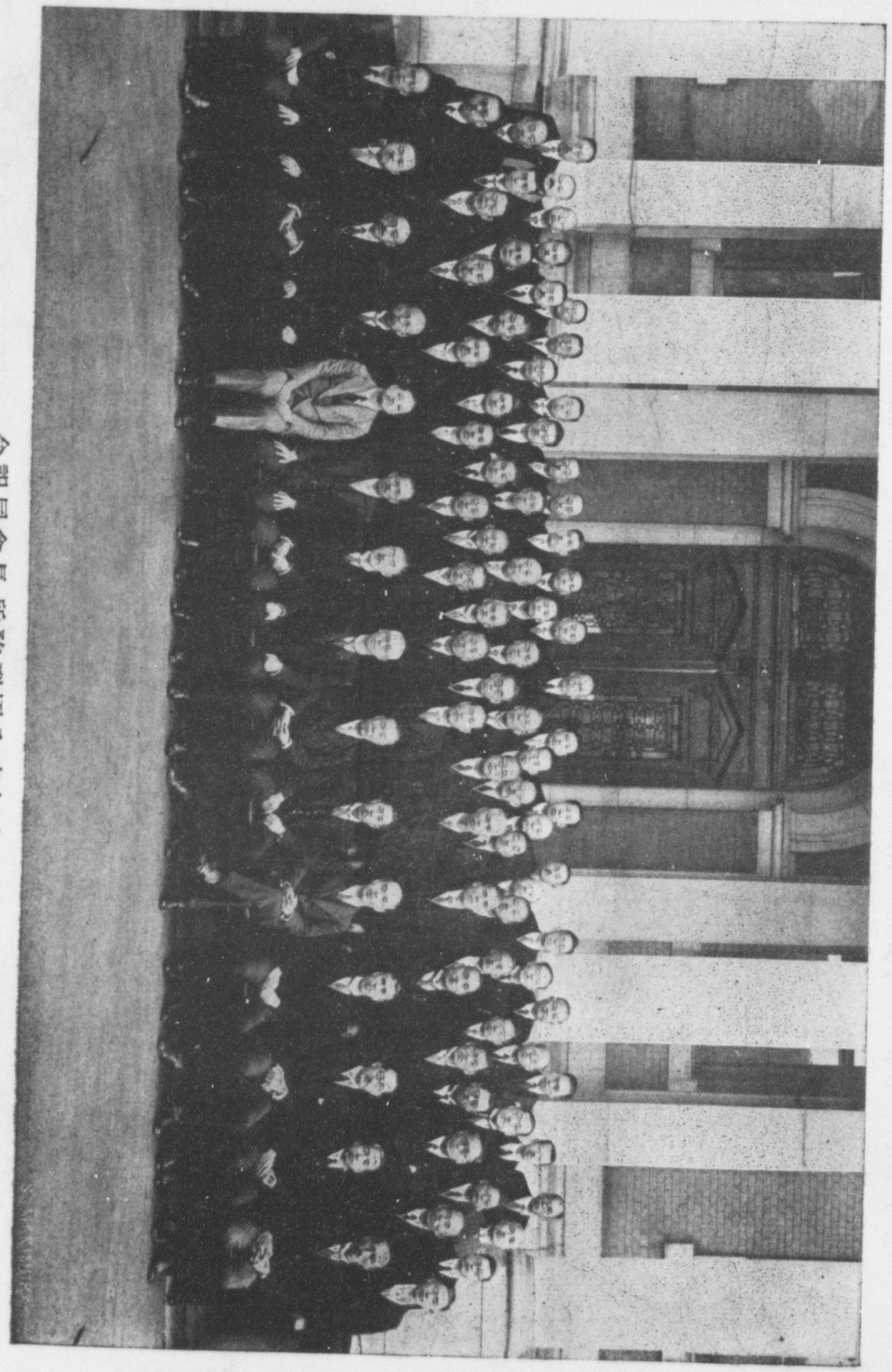
第四十七卷　第十二號
昭和九年十二月五日發行
昭和九年十二月三日印刷納本

十二月號

第四十七卷　第十二號

昭和九年を送る（卷頭言）	正木亮	2
小原司法大臣訓示		5
岩松行刑局長指示事項		8
行刑思想に於ける進歩と退歩	木村龜二	14
明治前期の監獄法（一）	細川龜市	34
英國に於ける行刑政策の進展（二・完）	シスリー・エム・クレーブン	48
海外時報		56
全國刑務所長會同		61
第七回全國刑務所武道大會記		76
雜報		85

財團法人 刑務協會發行



昭和九年度全國刑務所長會議記念

東京控訴院長　皆川治廣閣下　題字
大審院部長　菰淵清雄閣下　序文
名古屋地方裁判所調停委員
半田區裁判所前監督書記　福井才一郎著

六法全書
兄弟版

現行
日本法令總攬

四六版八ポイント三段組
背革金文字極上裝幀函入
活字密植壹千四百餘頁
定價金五圓
送料二十錢
短期特價　金四圓二十錢

斯界待望の
法典完成

急速見本送呈

最新刊

本書の特色

内容の充實

方今世相の急激なる變遷は吾人日常生活に最も緊密なる關係を有する制令法令の必要を感ずるや切なり、若夫之に留意する無からん乎其の責を免かれざるべく仍て本書は此の要求に基きて生れたものである。

一　司法行政に亘り大は條約法律勅令より小は閣令告示等に至る迄國民生活に關係深きもの渾てを網羅す

二　明治元年以降昭和九年十月一日現在の法令を五十音別に配列蒐集し精細緻密さながら法令輯覽又は法規全書の内容を保有し之が補助として誇るに足るものとす

三　法令の改廢は各法文末に其の年番號を示し沿革を明かにし且法令の末尾に參照若は關係法令の種目を掲げ及卷首に法令の類字索引を表はし配列整然として索出指すが如し

四　活字八ポを使用し印刷面字劃明瞭視力を減損せしめず又檢索上時間を省くこと最大なり特に保健を寳んじ紙質優良製本亦堅牢實用上殊に遽蘭にも亦便利である

皆川院長題字「法則常識」
菰淵大審院部長閣下序（抄）

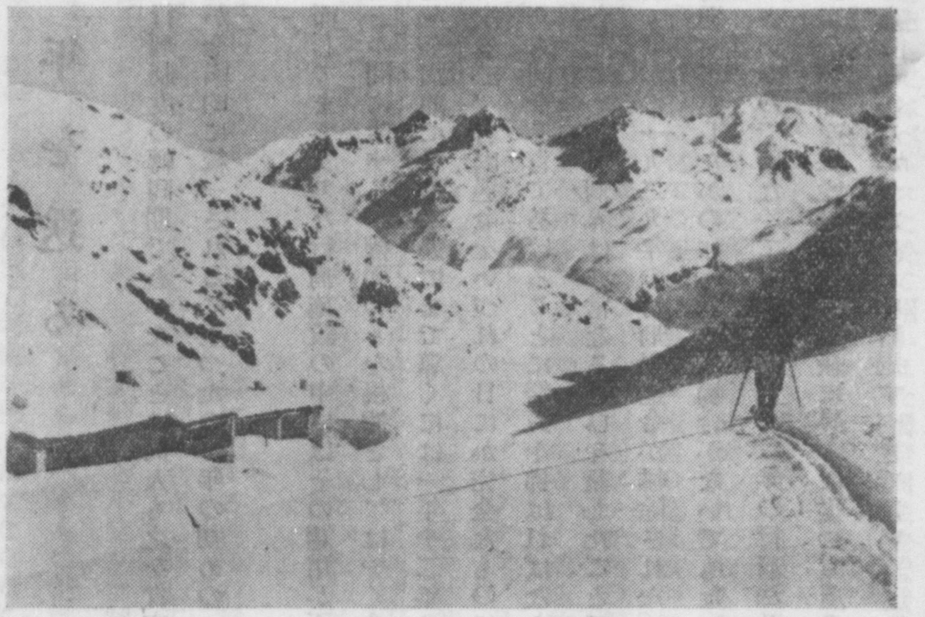
法令は總て國民に遵守の義務がある……就中制裁を附した法令は枚擧に遑なく之を知るは至難の事である……法の不知は其責を免るるを得ない故に之が法令を蒐錄した書册の刊行を必要とするは當然である……本書は昭和九年十月一日現行法令を網羅採錄す……實務家は勿論一般國民も非常に便益を得る事は私の信じて疑はない所である。

發行所　東京神田今川小路三ノ六　明倫館　振替東京二〇三三番
東京神田神保町二ノ二　松慶堂　振替東京六五五六番

大賣捌所　東京神田　有斐閣
東京本郷　酒井書店
大阪北區　大同書院
同　法政書院

矯正図書館

政　刑



第四十七卷
第十二號

昭和九年を送る

昭和九年はわが國輓近に於ける行刑制度の轉回期であつたことは何人も之を肯定する。明治初年以來何人の口にも膾炙されて居た累進處遇が全國的に統一されるに至つたのが年の初めの一月一日であつたからである。

行刑累進處遇令の立法的技術、而してまちまちな行刑施設の中にはその適用が不便であるとの理由、同令の適用を受ける者としからざる者との間に生ずる不權衡等々を根據としてはやくも同令の部分的改正をいふものがないでもないが、しかし之を全國的に平等處遇にまで導くには一年や二年の經驗を以て輕々に論じ去るを許さるべきものではない。要するに、右處遇令をいづれの日にか完全なものに徹底せしめんとするには同令の欠點を見出すことを喜ぶよりも同令を育てあげることに努力を拂はねばならぬと思ふ。とにかく、事實に於て昭和九年はこの令を中心としてわが行刑界は非常なる賑ひを呈したことであつた。

之に反し、ドイツの行刑界に於てはかの一九二九年の行刑累進令が排除された。從つて、ドイツの實地に見學した人は恰もナチスが累進處遇を否定したかの如く考へる場合がないでもないがナチスと雖教育可能の者に對してまでも之を否定しようといふのではなくて、かの一九三三年の行刑法及恩赦法には明かに累進處遇に關するくはしき一箇條を置いて全刑期を三段階に分ち上級に昇るに從つてその處遇を緩和し、以て希望に基く改悛促進の教育法を忘れるところがなかつたことを看過すべきでない。

昭和九年中の他の一つの出來ごととしてはベルヌに於て開かれた國際刑法並監獄委員會の事績であると思ふ。この委員會には岡五朗氏がわが國の代表として又刑務協會の派遣員として出席されて居るのでその歸朝後に詳しい報告が爲されるであらうと思ふが、委員長よりの直接の報告によればこの委員會が會務に關する處理を爲した外に犯人引渡條約草案の起草、外國人受刑者にして釋放せられたるものの本國送還、收容者の科學的審査及刑法並行刑に關する國際統計等に付ての各國の意見・報告の蒐集整理に關する討議を爲したが就中吾人が特に興味を持つ問題は收容者の科學的審査である。この問題はナチスの行刑に於てすら重要視されて居ることは前號の卷頭言に於て述べたから之を消略する。物ごとにとかく消極的であるとされて居るイギリスに於てすら少年の爲めにこの科學的審査を應用してワームウッド・スクラブス刑務所の中央考査所 Central clearing house に於て醫學的審査とビネ・シモン式 Binet-Simon test 知能審査を爲しつつあることがハワード・リーグのクラーヴン氏によつて報告されて居るところを見れば所謂囚人分類の目標は犯人その人を明確にしそれに基く徹底せる矯正であることが昭和九年の理想でもあつたし又將來への理想でもあることを示したものといへよう。

昭和九年の後半に於ては小原司法大臣の計劃の下に司法制度改善に關する各種の意見が各方面に徵せられた。その中に行刑制度に關する三箇の問題として示された點は未決拘禁制度に關して考慮すべき點、作業統制に關する點及少年不定期刑制度の運用に關するものである。作業統制と不定期刑制度の運用に付ては行刑技術の問題であるから經驗をつめばおそらく近き將來に於て滿足せらるべきものが實務家の手によつておのづから作り出されるであらう。只、この際特に吾人が研究し考慮を拂はねばならぬことは未決勾留者に對す

る處遇に關する問題である。

第一に、勾留に關し刑事訴訟法は宣揚して「被告人ヲ勾留シタル場合ニ於テハ其ノ身體及名譽を保全スルコトニ注意スヘシ」といふのである。この規定が單なる訓示的なものであることに付ては異論がないが、しかし、行刑上の問題としてはその規定が設けられた以上監獄法第九條による懲役囚に準ぜしめんとする處遇方針は之を變改すべきにあらざるか。

第二に、刑事訴訟法第九十條第八十七條に於て宣明されるところの勾留の原由は被告人定居を有せざるか罪證を湮滅する虞あるか乃至逃亡したるとき又は逃亡する虞あるときに限る。そこに現行法の立前に於ては懲役囚と同じうすべからざる點があるのである。そこに、刑事被告人の爲めに中華民國の如く獨立したる法規と獨立したる拘禁所との必要が考へられるのである。諸外國に於ては所謂裁判所監獄を設置するものが少くない。それや之やを綜合して玆に一の未決勾留法が制定されねばならぬとされる機運が昭和九年の後半に醸成されたことは特筆すべきであらうと思ふ。

かくして昭和九年はここに暮れ行かんとする。來ん年の行刑政策の發展を祈念しつつ昭和九年の筆を擱めるのである。

昭和九年十一月十七日

正木亮

小原司法大臣訓示

（昭和九年十一月八日 刑務所長會同に於ける）

本日各位の會同に當み刑政に關する所懷の一端を陳ぶるの機會を得ましたことは私の欣幸とするところであります。

一　御承知の如く今日の我國は內外共に非常多難の時期に際會して居るのでありまして如何にして此の國難を打開すべきかは國民の等しく苦慮するところであります斯の如き時期に於ては人心は焦燥煩悶に陷り兎角極端に走り易く國家の秩序は動もすれば紊亂さるる虞があるのであります殊に本年は春來蠶及繭糸の不況に加へ各地に未曾有の旱害、冷害、水害等續發して農作物に非常なる損害を及ぼしたるのみならず去九月二十一日京阪地方を始め關西方面に未曾有の暴威を逞うしたる風水の慘害は人畜建造物其の他に甚大の被害を與へたのでありまして是等の綜合的影響に依り國民の生活は益脅威を受くるに至りましたことは國家の爲深憂に堪へざる所であります斯の如き情勢の下に於ては一般的に犯罪現象の增加するは必至の勢でありますから各位は其の所管に屬する行刑の運用實績が人心に影響するところ鮮からざる點に留意し自己は勿論部下職員一同と共に深く今日の時局の大切なる所以を認識し大に緊張戒愼して奉公の誠を致し職務の遂行に精進せられんことを切望致します

一　抑も行刑は司法事務の一部として國政の一部を成すものでありますから他の國家事務と離れて考慮すべきものではなく之が施設は勿論其の職務執行の方法に至つても亦他の國務遂行の大方針と乖離することを許さないのでありますから從つて行刑に關する施設は我國情に卽して之を行ひ行刑の方針も亦我國家の基本精神に則つて之を定め以て國家の他の諸施設との協調を保つと同時に他の國務遂行の方針と乖離せざることを期しなければならないの

であります此の事は獨り行刑制度改善の爲に新たなる施設方法を規劃設定するに際し注意することを要するのみならず既に規定せられたる行刑諸法規の下に職務を執行するに當つても忘れてはならぬ要諦であります特に我國現時の情勢は建國の大精神に則り擧國一致諸般の制度を刷新すべき重大なる時期に直面して居るのでありますから各位はよく這間の事情を諒解せられ行刑事務の遂行に當つては常に國情の推移に留意すると同時に裁判、檢察等の司法事務は勿論其の他の國務の施設方針等に深甚の注意を拂ひ之と協調併進して矛盾撞着の迹なきやう萬全を期せられんことを望みます

一　今日の行刑は往時の行刑の如く其の目的受刑者を威嚇し之に苦惱を與ふるのではなく彼等を改過遷善して社會復歸に適應せしむることに在るのであります而して受刑者を改過遷善せしむるには日夕彼等に近接する刑務官吏の慈愛と同情とを基調としなければならぬことは勿論でありますが慈愛と同情とは動もすれば寛に失し時に或は受刑者の歡心を買ふものと誤解せらるるの結果收容者をして輕侮の念を起さしめ爲に行刑の威信を失するが如き虞がないではないのであります此の故に彼等に接するに當つては斯かる結果を招來せざる樣細心の注意を拂ふと同時に眞の慈愛と眞の同情とは彼等に誠實と努力と責任とを知らしむること以外にないのであるとの見地を以て收容者を指導敎養し苟くも刑務所の生活が社會の共れに比して安易なるかの如き誤りたる考を抱かしむることなく常に規律、忍耐、勤勉力行の美風を養成するやう訓練せられたいのであります

一　本年一月一日より實施せられました行刑累進處遇令の成績は誠に良好であつて犯則件數は減少し作業能率は增進し而して吏員と收容者との人的關係も亦極めて圓滿なる狀態に立至つたのであります之畢竟刑務官吏諸君がこの省令の精神を了解し其の運用に萬全の努力を拂はれたる結果に外ならないと存ずるのであります何卒今後とも一層之が效果を發揮せられんことを切望する次第であります

一　最近刑務作業が著しく發達し殊に昭和八年度の如きは作業調定高實に七百八十餘萬圓に達したのであります斯の如き成績は從來曾てなかつたところであつて受刑者が如何に熱心に働き又如何に其能力を發揮することに努力したかを如實に示すと同時に他面刑務官吏諸君が作業經營に萬全の努力を拂はれたる賜なりと信ずる次第でありますこの精神を以て受刑者に勤勉力行の風習を養はしむるに於ては刑務所內の規律は自ら維持せられ行刑の效果を完うすることを得るは勿論受刑者は其の釋放後に於ても自然に其の業務を勵むの風を馴致し之に依て社會復歸の機會を促進し延いては再犯防止の目的をも達成することとなるのでありますから各位は向後も一層勤勉努力この成績を維持せられんことを切望する次第であります

一　現行の司法制度中社會の進運に照し改正刷新を要すべき點多々あることと考へ目下之に關して朝野各方面の意見を徵して居るのでありますが行刑方面に於ては未決拘禁刑務所の作業統制及少年の不定期刑制度の運用に關して大方の御意見を伺ひ度いと存じて居る次第であります各位は平素熱心に研究し尊き經驗を積んで居られるのでありますから此の際隔意なき意見を述べて刑政の爲に資せられんことを希望します

一　治安維持法違反による收容者の敎化改善に付ては各位の努力に依り近時多數の轉向者を出すに至りましたことは邦家の爲に慶賀に堪へない所であります最近の調査に依れば未決拘禁者に付ては七割弱又受刑者に付ては八割強の轉向を見たのでありますが之は畢竟各位の行刑指針の誤らざりしことと職員一同の誠意の顯はれなりと存ずるのであります殊に近年思想犯人の事故が殆んど皆無となりたることは結局各位及各位の部下が是等收容者の處遇に愼重なる考慮を拂ひ誠心誠意を以て敎化の實を擧げんと努力せられたる結果であると信ずるのであります何卒今後に於ても益協力一致して斯かる思想を絕滅する樣努力せられんことを切望する次第であります

矯正図書館

岩松行刑局長指示事項

（昭和九年十一月八日 刑務所長會同に於ける）

一　私は曩に行刑局長の職に就きましたので今回各位の會同に臨むこととなりましたが此機會に所管事務につき所見の一端を開陳し御考慮を煩はしたいと思ひます

二　行刑の本義が隔離作用を完全にすること及改善作用を發揮せしめねばならぬと云ふ鐵則に存することは今日毫も異議なきところと信ずるのであります私も行刑局長の職に就きました以上行刑に於けるこの二大目的の遂行に對し全力を盡して再犯防止の成績を發揚することに努め度いと考へて居ります然し此の目的達成の爲には出來る丈堅實なる手段を選ぶ必要があると思ふのであります行刑内部のことのみを考へて國家の利益社會の感情等を考へないで居ると動もすれば社會の誤解を招く場合も生ずる虞れがあるのであります斯樣なことになりますと行刑が社會反感の的となりまして其の結果受刑者の社會復歸にも影響を及ぼすこととなりますから假に一時行刑を充實することが出來成績が擧つたと致しましても大局に於て行刑の障碍となる心配があるのであります故に各位は行刑事務の一般を社會に紹介せらるる場合に於ても又刑務作業を遂行せらるる場合に於ても以上の趣旨を考慮せられて常に國家大局の利益に着眼し社會の誤解を招かぬやう努力せられむことを希望する次第であります

三　次に只今司法次官より御注意のありました支所に對する監督方法に就きましては今後十分なる御研究が願ひ度いのであります本所に於ける職員の監督は近來極めて良好となりまして夫れが爲めに職員に關する事故が減少するに至りましたことは誠に悦ばしいことでありますが之に反し支所に於きましては近來却つて重要なる不詳事件を惹起し而も其の事件の内容を本所長に報告すらしない場合があるのであります之は結局本所長の支所長に對する監督の行屆かざることと支所長が其の地理に乘じて事を暗々裡に葬らんとする心情とに由來するものと見なければならぬと思ふのであります各位の中其の管内に支所を有せられる方は向後この方面の監督を嚴重にし支所長の報告は常に實情に卽して之を爲し決して事實を隱蔽曲庇するが如き事なき樣堅く注意し又支所を巡視せらるるときは形式的巡視に墮することなく一切の事實に付其の實を擧げらるる樣努力せられんことを切望する次第であります

四　總じて行刑の公正を期し其の目的達成を期待するが爲めには下級吏員殊に看守の職務に忠誠なるべきことを必要とするのでありますが併し今日の我が行刑狀態は收容者著しく增加し作業事務は年一年と複雜となり之が爲めに看守の職務は繁劇その極に達して居るのであります此の過勞狀態を緩和すべく當局は常に最大の努力を拂つて居るのでありますが御承知の如き目下の財政狀態は急激に吾等の要望を容れるものでないのであります併し我が行刑當局は決して變るところなく看守の劇務を緩和し一般刑務官各位の優遇を圖るべき努力を續け度い決心を持して居るのでありますから各位は其の成否如何よりも當局の誠意のあるところを部下一同に示し以て行刑の爲めに全力を盡すやう指導せられむことを御願し度いのであります

五　次に刑務事故は累進處遇令施行以來漸次減少し囚情は一般に平穩に歸し誠に慶賀すべきことでありますが只最近に至りまして數次逃走者を出し爲めに或は行刑戒護上に缺陷あるにあらずやとの疑惑を持つ者がないでもなかつたのでありますしかし事實を調査致しますると其の多くは未決勾留者の護送中の出來事でありまして受刑者の逃走も亦それに類似したものでありまして所謂破獄逃走なるものが絶滅した今日護送中の逃走事故が頻發致しますることは結局彼等が外界の情況に刺戟せられ色々なる心理狀態に左右されて玆に至るものと見なければならぬのでありますから各位は收容者を監外に出す場合特に此の點に注意を與へられ事を未然に防止されねば

ならぬのであります殊に先般は監獄法施行規則の一部を改正せられ刑事被告人及懲役禁錮刑者の護送又は出廷の際普通衣を着用せしめ得ることとされました關係上其の恩典が逃走に利用せらるる如きことなきやう萬全の注意を拂はれ度いのであります

六　戒具の使用に付きましては法規の命ずるところに從ふ以上何人にも容喙を許すべきではないのでありますがしかし一度それを濫用し社會の疑惑を招くが如きことあれば夫れによつて全般を推斷せらるるも亦止むを得ないことであります先般或る刑務所の支所に於て不法なる戒具を使用致しましたる結果受刑者を死に致らしめ爲に社會の物議を醸した事件を發生し又近時は刑事被告人に對して無用の戒具使用をなしつつあるが如き流言も行はれつつあるのであります如斯流言は行刑が密行されつつある以上動もすれば免れぬところであり且つ後日事實が明白となれば忽ちにして雲散霧消すべきことと存じますが苟くも合法的社會生活を訓練せしめやうとする刑務所に於て非合法的なる戒護方法は絶對に避けねばならぬところであり其の樣なる戒護方法をとりたるが如き流言も好もしきことではありませんから各位は特に此の點に關する監督を嚴重にせられ度いのであります

七　刑務作業のことに關しましては先刻司法大臣より御訓示のありました如く昭和八年度は未曾有の好成績をあらはしたことでありました此の成績は各位がよく部下及受刑者を督勵して熱心に事に從事せしめられた結果に外ならないのであります然るに本年度に至りましては其の成績昨年に比して稍惡く上半期に於ける調定高は二百七十九萬八千六十三圓でありまして之を前年同期に比しますると五萬五千四百七十圓の減額となつて居るのであります勿論私は之を以て直ちに本年度の作業成績を押し量らうとするのではないのでありますが一面この減額あるに對し他方には作業統制上代表刑務所より分賦する註文品に對し受任刑務所が極めて冷淡に且不誠實に取扱はれる向があるといふ話があるのでありますが斯くては本年度の作業成績が如何になり行くかと憂慮せられるのであります

ます

各位も御承知の如く今日の刑務作業殷盛の原因は數年來各位が作業統制の爲めに誠實熱心に盡されたことに由來して居るのであります然るに今日各刑務所間の受刑者移送に付て見るに中には往時行はれたるが如き所謂厄介拂の移送を爲し或は統制作業が自所の調定に無關係なるが故に製品を粗製濫造するの向も見えるのであります斯くては折角一致協力して築き上げた今日の刑務作業を一朝にして破壞することになりまして誠に遺憾でありますから各位はよく部下に對して今日の作業が區々たる一刑務所のものにあらずして全行刑の爲めに存する所以を指導しかかることのないやうにせられたいのであります

八　次に行刑敎化の點に付て一言致し度いと思ひます行刑敎化の精神に付ては曩に司法次官より懇切なる御注意がありましたから再び申上げる必要はないのでありますが各位も十分御承知の如く我が行刑に於きましては昨年來少年行刑敎育令の實施せられるあり又本年一月一日より行刑累進處遇令の實施せられるありまして受刑者の社會敎育的措置が十分に考究されねばならなくなつたこと勿論でありますしかし受刑者の敎化は夫れだけで十分ではないのであります社會敎育的措置が考究されると同時に彼等の精神的陶冶殊に曩に司法次官から申された日本精神の涵養、信仰心の助長といふことを蔑視してはならないのであります從來宗敎とか信仰とか申す觀念は動もすれば輕視され勝ちでありましたがしかし自立獨行の精神を養つて夫れに加ふるに信仰生活に入らしめることを得れば彼等の改過遷善は磐石の重きを爲すに至るでありませうこの意味に於て各位は獨り敎誨を敎誨師の獨占事業と考へることなく各官相倚り相扶け以て精神生活に導くやう努力せしめられんことを切望致す次第であります

九　次に行刑衞生の點に付て一言所見を披瀝致し度いと存じます行刑衞生は刑務所が集團的處遇を爲さしめて居ります關係上殊に傳染病の猖獗を未然に防止する必要のあることは勿論でありますが又他面に於ては彼等の釋放後

の資本とも相成るべき各個の健康を保持せしめる必要のあることを否定することが出來ないのであります幸今日に於きましては保健技師、保健技手各位の御努力によつて其の成績洵に見るべきものがあるのでありますが同時に又收容者等は此の行届いた行刑衛生を利用して或は病を構へて怠惰に走らんとし或は微恙を誇大に主張して診斷を強要するものが尠くないのでありますしかし苟くも彼等を釋放後に於て獨立獨行、堅忍不拔の生活に入らしめようとする場合に於きましては或る程度に於て疾病に耐へ得るの習慣を養ふことを忘れてはならないのであります徒らに彼等が拘禁者なるが故に微恙と雖醫師が診斷せねばならぬと考へることは近き親切ではありますが將來までの親切とはならない場合がありますから各位はよくこの邊の精神を諒解せられ行刑衛生の妙諦に觸れるやうにせられ度いのであります殊に各刑務所に保健助手が置かれ而してかの備藥箱の制度が設けてあります以上各位は保健助手を此の意味に於て指導せられ所謂家庭醫療の效用を十分に發揮せしめられんことを希望する次第であります

一〇　最後に假釋放の運用に關して數言を用ゐ度いと存じます抑も行刑に於てその最も效用を發揮せしむべきものは假釋放制度であらうと存ずるのであります然るに行刑實際の運用を見まするに假釋放の大部分は極めて僅かなる殘刑期を以て許される始末なのであります而してかくては折角の假釋放制度に彈力性を失ふことになりまして受刑者の改悛を促進する力を失ふ虞れが起るのであります故に各位は向後出來るだけ假釋放審査規程第十七條を運用し改善者あらば關係判檢事の意見を徵し若し其の同意あらば其の旨を上申書に附記して速に假釋放の上申を爲され度いのであります又能ふべくんば各位は其の所在檢事局と協議せられ豫め假釋放に關する意見を徵して置かれる必要もあるのではないかと存ずる次第であります殊に思想犯人の假釋放の如きは彼の過去に於ける思想、經歷、釋放後に於ける環境等の關係上係判檢事と密接なる交涉を遂げ假釋放の效用を誤ることなきやうに努められねばならぬと存ずる次第でありますが時間の關係もありますし又ことが微細なる事務取扱の點に及んで居りますので夫れ等に付ては之を印刷物と致して配付する積りで居りますから今日の私の指示は之を以て終結する次第であります

刑政第47巻第12号
矯正図書館

行刑思想における進歩と退歩

——昭和九年の行刑學界の回顧——

木村龜二

一　ナチス刑事立法と教育刑の將來
二　自由意思及び罪刑法定主義の再檢討
三　累進行刑と少年犯罪問題の考察
四　假釋放制度の教育的意義及びその他

一　ナチス刑事立法と教育刑の將來

昭和九年も將に過ぎ去らうとして居る。行刑學に關して、表面上、比較的平靜であつたこの年も、その內面には相當重要なる動きを持つて居つたことを顧ねばならぬであらう。卽ち、この年における我が國の刑法及び行刑に關する學問領域において最も注意を惹いた事實は、先づ、ドイツにおけるナチス刑法學の發展に刺戟せられ喚發せられたところの諸問題の反省といふことであつたと爲し得るであらう。

行刑に關し特に密接なる重要性を持つた問題としては、就中、三箇あつたと思ふ。第一は、刑罰

の本質に關する問題の反省であつた。第二は責任の基礎に關する問題の反省であつた。そして、第三は罪刑法定主義の原則に關する反省であつた。先づ、この三箇の問題について反省を爲しその意義を明らかにすることから始めたい。

第一の刑罰の本質の問題について考へよう。この刑罰の本質に關しては、從來の傳統的な應報刑思想に對する批判として目的刑思想が展開せられ、更に、目的刑の理論が醇化せられて教育刑論にまで發展せしめられたことは、ここに、新に謂ふまでもなからう。それで、最近の問題としては、應報刑か教育刑かといふことが、我々刑法學徒の間の最も重要なる論議の對象を形造つて居ることも周知の事柄に屬する。

教育刑理論に對する應報刑論者からの批評は、諸種の理由を根據として爲された。或る學者は、應報は國民の一般的信念であると爲し、又、他の學者は應報は論證を超越したところの自明の原理であると爲したものである。然し、これ等の主張は既に屢々繰返され、その度毎に教育刑論者からの反批判を受けて來たものでもあつた。然るに、最近における應報刑論者の教育刑批判の根據としては、教育刑を以つて獨裁的政治形態を採る國においてのみ可能なるものであつて、自由主義國家においては然らずと爲し、故に、獨裁政治に非らざる我が國においては教育刑は實現不可能なりとして之を排斥するの論を爲す者がないではなかつた。

右の最後の思想は、獨裁政治形態として、——その社會經濟的基礎は本質的に異るものではあるが——一方にはソヴェート・ロシアがあり、他方はおいてはファシスト・イタリアがあつた限り

においては、必ずしも全然誤れるものであるとは謂ひ得なかつた。何となれば、ソヴェート刑法は始めから自覺的に應報刑思想を否定し、人道主義の原理の上に立ち、又、その行刑法典たる千九百二十四年の『勞働改善法』は確固たる教育刑思想の上に立てられて居つたからである。この勞働改善法の第二條に曰く、『自由の剝奪及び無監視强制勞働の目的は、社會における不確定的要素に依る犯罪に對する一般的防止と犯罪行爲者に依る累犯に對する防止とに在り、且つ、それは勞働に因る改善作用の爲めの處分と無條件に結びつけられて居る』と。又、他方において、ファッシスト行刑は如何であつたかといふに、始め刑法について、フェリーの草案が排斥せられロッコー案が採用せられた時一部の人人は應報刑の勝利を確信したものであつたが、結果は豫想を全然裏切りそ、その行刑法典たる千九百三十一年六月十八日の『豫防設備並に刑務所に關する命令』では確實に教育刑の原理が宣明せられたのである。右の命令の第一條は、刑罰並に未決勾留の執行の原則を次の如く規定して居る。曰く、『刑務所においては刑は勞働義務と結合して執行せられる。未決勾留に依り拘禁せられた者も勞働の義務を有する(中略)。收容所に於ては唯だ教養と教育との爲めになるところの講演及び活動寫眞を許可する(下略)』と。かくて、獨裁政治がソヴェートとイタリアにのみ存在して居つた限りにおいて、教育刑が獨裁國家において實現せられ得るといふ主張は必ずしも誤りではなかつた。

然るに、ナチス國家形態とともに新しい獨裁國家が創造せられることとなつた。そして、それと同時に、從來、ドイツにおいて、社會的自由主義的政治形態の下に發達せしめられたところの教

育刑が排斥せられ、應報刑が肯定せられるに至つたのである。千九百三十三年の秋の『**プロイセンの司法大臣の覺書たるナチス刑法**』の中には、到るところに、『威嚇及び應報の意味における刑罰』といふ思想が表現せられ、又、千九百三十三年八月一日のプロイセン『刑務所服務並に執行規程』、及び、千九百二十三年の『自由刑執行の原則』の改正たる千九百三十四年五月十四日の『**自由刑並に自由剝奪を伴へる保安矯正處分の執行に關する命令**』の中には害惡刑及び贖罪の思想が濃厚に表面に押し出されることとなつた(木村龜二『**ナチスの刑法**』杉村・我妻・木村・後藤著『ナチスの法律』所收、第二六九頁以下參照)。

私は、勿論、このナチス行刑法の中に示されたところの應報思想を以つて文化的に意義を持つものであるとは全然考へない、否、それはナチス刑法における最も非進歩的・非科學的要素の一であると考へて居る。然し、何よりも、注意を促したいことは、ナチス・ドイツといふ獨裁的政治形態を採る國家において、應報刑思想が再生せしめられたといふ事實が、前に一部の應報刑論者に依つて、教育刑排斥の理由として、教育刑は獨裁國家においてのみ可能であつて、我が國のごとき獨裁政に非らざる國においては不可能であると爲された主張が根本的に覆されたといふ事實である。

右の事實は何を意味するであらうか。それは、勿論、應報刑論者が、目前の社會事實を基礎と爲して一般化したところの認識が誤つて居つたことを示すものであるが、同時に、教育刑の實現可能の條件が單なる獨裁政治形態でないことを物語るものと謂はねばならぬであらう。然らば、

何故に教育刑が主張せられ且つ如何なる社會的條件を基礎としてそれは實現可能であるのであらうか。この問題が再び反省せられねばならぬ。

私の考へでは、元來、應報刑思想の根本は個人主義と國家に對する不信任といふことであつた。その原因は、封建的國家がその無制限な暴力を神の名において行使したのに對し、個人が全力を注いでこの封建的擅斷を制限せんとしたことにあつたのである。然るに、第十九世紀から第二十世紀の過程において、社會的自覺が爲され、個人は社會においてのみその生命を全うし得ることを自覺し、國家は社會を維持し發展せしめるの任務を有し、從つて、社會の秩序に違反する個人を再び社會化するの責務を自覺するに至つた。教育刑思想は、かかる個人と國家とにおける社會的自覺の刑法的表現たるに外ならない。從つて、教育刑が可能となる社會的條件は、個人を社會化することに何等かの責務を意識したところの國家においてであつて、その國家の政治的形態とは直接に關係があるものではない。ドイツにおけるワイマール國家時代、ゾヴェート・ロシア、ファシスト・イタリア及びその他の近代的國家は社會的に自覺したところの國家である。そこに教育刑の自覺とその實現への努力が當然の事實として見られつつあるのである。

然るに、ナチス・ドイツは、今日の狀態では、個人を國家の單純なる犧牲とすることを當然であるとする國家である。そこに國家を個人の犧牲とするところの從來の個人主義的應報思想とは全然逆置せられたところの所謂『權威的』應報思想が採り入れられることとなつたのである。然し、個人が絶對に國家を自己の手段化し得ないが如く、國家も亦絶對に個人を犧牲化し得るものではない。個人と國家との間には常に相互的な社會的連帶の見地からの調和がなければならぬ。從つて、この調和を十分に、認めないところのナチス刑法の今日の國家絶對主義はそのままで果して永續し得るであらうか。この點は尙ほ疑なきを得ないであらう。

然しながら、いづれにしても、一般的趨勢として、個人及び國家の社會的自覺は近代國家における否認し難い事實であり、從つて、將來の刑法が教育的原理の上にのみ成立し得ることも否定し得ないところであらう。かかる意味において私は、牧野博士が『わたくしは、刑法の將來が教育刑主義に在るといふことを考へてゐる』(刑政第四七卷第一一號第六頁)として諸種の立場から諸種の形式において論ぜられたところの重要なる意義を理解したい(牧野博士『**行刑に於ける思想的・倫理的・社會的及び國家的**』刑政第四七卷第一一號、『**將來の法律における刑罰と所有權**』警察研究第五卷第一一號、『**刑法の過去、現在及び將來**』刑政第四七卷第一一號)。

二　自由意思及び罪刑法定主義の再檢討

第二の重要なる事實は責任の基礎としての自由意思の問題であつた。元來、意思の自由の問題は、謂はば刑法における底なしの沼であつた。從來は、刑法の中心問題は、常に主として、この自由意思をめぐつて展開せられて來た。そして、應報刑論者に在つては、自由意思の概念は久しく固持せられて居つた。今日においても、尙ほ一部の應報刑論者はこの概念への執着を保持してゐる。然し、正確にこの概念を分析した者は、大部分、相對的非決定論即ち相對的決定論に轉化し

て來て居る。例へば、ヒッペルの如きは、『意思が自由か非自由かの論爭は刑法を次の問題の前に立たしめる。卽ち、刑法上の基本概念(個人責任、責任條件、責任能力、應報、刑罰)は必然的に意思自由の前提の上に立つて居るか、又はそれとは獨立のものであるか』として、それに答へて、『自分は後者の立場のみが科學的に正當であり、且つ、實際的には滿足な結果を與へるものであると考へる』と爲して居る(ドイツ刑法第二卷第二八一頁)。又、メッガーは、『刑法上の責任は、倫理的意味でのそれではなくして、法律的意味でのそれである。故に、それは、所謂意思の自由に關する論爭とは獨立である』(刑法第二五一頁)と述べて居る。

ナチス刑法が自由意思と刑法との問題に對して、重要なる反省を要求して居るのは、それが一方では應報思想を極端に主張しながら、意思自由の立場は之を採用して居らないといふことである。千九百三十四年に發表せられたところの『ドイツ法アカデミー刑法部中央委員會の覺書』たる『**一般ドイツ刑法の要綱**』では、『刑事責任の決定は、元來、ナチスには存在しないところの意思自由の論爭に因つて、煩はさるべきではない』(第一五頁)とせられ、又、『刑法改正政府委員會の調査報告』たる『**來るべきドイツ刑法**』の總則編の中にも、責任能力に關して、『刑事司法の實際的必要を目的とするところの刑法典の爲めには責任能力に關する積極的概念決定は必要ではない。特に、刑法典は、意思自由、決定論又は非決定論に關する根本的な論爭問題に對して立場を明らかにすることを要しない』(第三八頁)と爲されて居る。

我々は、自由意思の問題が、それ自體一の形而上學的對象として重要なることを認めないので

はない。然しながら、意思自由を認めねば、刑法の根本が理解せられ得ないとか、又は、責任を論じ得ないとかいふが如き思想に對しては之に贊成し難い。何となれば科學的立脚地に立つ限り因果の法則の普遍妥當性が承認せらるべきであつて、この點については自然科學と規範科學との間に差異があるべきではないからである。然るに、最近、我が國において自由意思を特に應報刑乃至刑法一般と結合して主張せんとする企が若干見られないではない。之に對して、我々はナチス刑法の態度が重要なる反省の契機を與へて居ることを回顧せねばならぬであらう。

次に、第三の重要なる問題は、罪刑法定主義の再檢討といふことであつた。罪刑法定主義の原則は、フランス革命における人權宣言第八條以來、個人主義思想の牙城であつた。從つて個人主義刑法たる應報刑に在つては罪刑法定主義はその論理的結論の如くに考へられて居つた。然し第十九世紀以來徐々に自覺せられたところの『社會』は罪刑法定主義の原則に對し種々の例外を設けしめ、制限を立てしめることとなつた。先づ、第一には、最早や個人が——犯人が——國家權力に對して保護せらるべきではなくして、善良なる個人が——社會が——犯罪的侵害から保護せらるべきであるとせられた。かくて、千九百三十三年の『**プロイセン司法大臣の覺書**』では繰返し、罪刑法定主義の原則は、法網をくぐることを知つて居るところの公共危險者をして反國民的目的を達成するの手段を供するものだとせられた。又、類推解釋が是認せられ、慣習刑法が國民の眞の法律思想を表現するものとして理解せられ、刑法の效力の遡及が主張せられた。最後の點については、既に、ナチス立法においては、その有名なヴァン・デア・ルッペ法(一九三三年)第一條に依

つて刑法の効力が犯人の不利益において遡及することが規定せられたのであつた。

勿論、罪刑法定主義の原則を立法上否定せるものにソヴェート刑法が存在して居る。一部の人々は、このソヴェート刑法に對して非難をした。然し、それは、社會經濟組織を異にする國の刑法である爲めか餘りに重要なる影響を與へることなくして今日に至つた。然し、ナチスの刑法思想及びその刑事立法における罪刑法定主義の制限は、やがて、重要なる意義を、我が刑法及び行刑の上に持つことであらう。特に反省を要求する點は、第一には、一般に罪刑法定主義の原則の歴史的性格の認識と現代的意義如何といふことについての問題であり、第二には、我が刑法解釋について罪刑法定主義が如何なる意義を持つかといふ問題である。

罪刑法定主義の歴史的性格とその現代的意義とについては、私は、この原則が應報刑思想と必然的に結合したものでなく、又、實證學派の主張と全然矛盾するものでもないことを論じ、その原則の有する個人自由の保障といふ政治的機能は今日でも尚ほ絶對不定期刑を否認する最後の一點において是認せらるべきであることを明らかにし、然し、やがて、社會の發展の一定の段階においてはそれは總ての意義を失ふであらうことを述べて見た(『**罪刑法定主義の現代的意義**』刑政第四七巻第四號)。

又、我が刑法の解釋の見地から罪刑法定主義の價値を論じたものとしては、我々は既に牧野博士の古典的著書『罪刑法定主義と犯罪徴表説』を持つて居るのであるが、その博士に依つて、新に次の如き説明を得た。卽ち、曰く『わたくしは、傳統的な意義においての罪刑法定主義の營んだ文化

的機能を無視することは、少くとも、わが國の立場から考へて見て妥當であるとはおもはない。その故をもつて、さし當り、立法論として考へて、ナチス覺書乃至ソヴィエット刑法のやうに、明らさまに比附援引の規定を設けることは、不當に人心を動搖せしめるものであつて、それは策の得たものだとはおもはない。(中略)わたくしが特にくり返しておきたいのは、刑法における自由法論の適用である。すなはち、解釋に關する規範的方法である。法律の解釋は一方固より論理の精確を期せねばならぬのであるが、他方、法律を十分に目的的に處理するものでなければならぬのである。この點において、法律の解釋には、民法と刑法との間に差異が存すべきではない。わたくしは、法律の解釋をもつて、論理上無限なものだと考へてゐる。さうして、それは、刑法においても亦しかりと考へてゐるのである。刑法が、論理的に、さうして、適當に、解釋に因つて擴充されるところに、罪刑法定主義に據りつつ、しかも、それを展開轉化せしめる契機が成立するのである』(『**罪刑法定主義の展開**』警察研究第五巻第二號第一五頁以下)と。

ナチス刑法の罪刑法定主義の制限について反省すべきことは、右に盡きるべきではない。罪刑法定主義はその根本において個人主義思想であつて、社會の自覺がそれの制限を結果したことは謂ふまでもない。然しながら、罪刑法定主義の原則の意義は、又、それが、害惡刑乃至應報刑に對立する原理であることの中に在る。このことは、一方では、應報刑の否定を意味するところの教育刑思想の發達とともに罪刑法定主義がその意義を失ふことを意味すると同時に、他方では罪刑法定主義の制限は、又、必然的に害惡刑からの解放でなければならぬことを意味するのであ

る。然るに、ナチスの刑法思想は、罪刑法定主義からの一面的解放を主張して居るが、然しその行刑立法は罪刑法定主義の對立物たるところの害惡刑・應報刑からの解放を無視して居る。ここにナチス行刑の根本的な矛盾があるのである。

更に、刑法における罪刑法定主義の原則の立法的乃至解釋論的制限は、犯罪的侵害に對する社會の保護といふことの必要の自覺に基いて居るのであるが、然し、このことは、もはや、個人――犯人――を保護する必要がないといふことでは決してない。否、今日においては、犯人の保護は從來以上に重要となつて來て居る。成る程、從來の罪刑法定主義は犯人を有罪宣告から保護するに止めた。然し、今日は、犯人は、更に、行刑の過程においても亦保護せられねばならぬこととなつて居る。その行刑の過程における犯人の保護は、受刑者の法律的地位の確保といふこと以外であり得ない。この點は從來、我々が特に强調して來たところであるが、新に武藤學士に依つて力强く論ぜられたことが注意せらるべきである(『行刑における法律關係と事實關係』刑政第四七卷第三號)。

三　累進行刑と少年犯罪問題の考察

以上は、主として外國における事實が我が學界に及ぼしたところの反響とその反省とであるが、ここには、我が國における事實が學界へ如何なる反響を及ぼしたかについて之を省みることとしたい。

我が國における最近の行刑上の最も重要なる事實は本年一月一日より實施せられつつあるところの『**行刑累進處遇令**』(昭和八年司法省令第三五號)である。從つて、これに關聯する論著が最も注目すべきものであつた。特に、行刑累進處遇令の制定について直接重要なる地位に在られた鹽野前行刑局長と正木書記官とに依つて重要なる貢獻が爲された。

その第一は『**最新行刑令釋義**』であつて、ここでは正木・岡・東書記官に依つて、行刑累進處遇令、假釋放審査規定及び少年行刑教育令につき詳密なる釋義が與へられた。本書の監修者たる鹽野前局長はその序文において、『私は玆に行刑が教育であらねばならぬといふ原理に付て多く言ふ必要はない。私が行刑局長たるの立場よりすれば、よし行刑が教育なりや否やに關して議論があるとしても之を肯定せねばならぬのである。肯定して以て私の行刑方針を斷行せねばならぬのである』(序第一頁)とせられて居る。

第二は、正木書記官の『**監獄法概論**』の新訂增補版である。本書の內容は、勿論、監獄法全體に亘るものである。然し新訂の主たる部分は、行刑累進處遇令に關する部分であつた。正木書記官はその新しい序の中で次の如く述べられて居る。曰く『わたくしは年來行刑教育主義を主張し、それを維持して今日に及んで居る。そしてその行刑教育の唯一の手段として累進制度の必要なる所以を說きつづけて居るのである。累進處遇を以つて、わが行刑が統一されるとき、玆に始めてわが行刑が教育の軌道に乘るの時が來るといふことは、わたくしの年來の主張であつたのである』(はしがき第八頁)と。

第三は、正木書記官の『**自由刑に於ける累進制度**』(法學協會雜誌第五二卷第五號乃至第八號)と『**行刑を基點として考察したる不定期刑**』(志林第三六卷第三號乃至第九號)であつた。この兩論文は相互に相補ふところの全體の一部分を爲すものであつて、我が國において發表せられた累進制及び不定期刑に關する最も綜合的な且つ最も完全なる研究であると謂はねばならぬであらう。前者においては、正木學士は、累進制度の沿革、その前提、その機構、拘禁方法と累進段階、累進處遇の緩和に關する意義及び內容、處遇緩和と責任の累進、處遇不適當の場合における處分、累進測定の方法、及び、累進制度と刑務委員會について論ぜられた。そして、その結論として、次の如く論ぜられて居る。曰く——

『刑罰の本質論は今日に至るも猶決定を見るを得ない。應報主義に依るべきか、目的主義に依るべきかは、人々の思想に從つて異る狀態である。さりながら、自由刑執行に關する十六世紀以後の歷史を通觀するとき、今日に至るまで、絕えざる一大脈絡が貫通して居ることを見逃すことが出來ない。その脈絡をわたくしは自由刑の敎育目的と名づける。監獄官吏も監獄學者も乃至は監獄改良家も、この敎育目的に關しては些の異議を挾むことはなかつた。

『累進制度の根本原理は、自力に因つてその生活を向上し開拓することを各人に要求するものであつた。累進制度の根本原理とペスタロッチーの「人生陶冶」といふ敎育原理とは全く同じ意味のものである。

『累進制度に於て完全なる敎育的效果を擧げんが爲めには、そこに前提として囚人を分類する必要に迫られるのであるが、その分類の徹底を期するが爲めに、玆に囚人分類の科學化といふ問題が生じたのである。

『累進制度の徹底を期せんと欲すれば、その前提として不定期刑が要望されねばならぬし、又、累進制といふ敎育方法を是認するに於て敎育不能なる短期自由刑を是認することは矛盾であるといはねばならぬ。

『要するに、自由刑に於ける累進制度が、叙上の如く、敎育的方法としての自由刑執行の核心を爲して居ることは、歷史と現在とに依り之を明かにすることが出來る。故に、累進制度を是認する國家の自由刑の性質はその行刑上より歸納すれば、之を一の敎育方法であると結論することが出來るのである』(法協第五二卷第八號第九八頁以下)と。

更に、第四としては『刑政』第四十七卷第二號『**行刑累進處遇令實施記念號**』を擧げねばならぬであらう。ここでは、前行刑局長鹽野氏及び牧野博士並に正木、青木、吉益、木村の諸氏が累進制について、その刑法との關係、その歷史、その敎育學並に犯罪生物學に對する意義、その行刑法上の關係の方面から論ぜられた。鹽野前局長は、行刑累進處遇令と刑務官との關係を論じ、『行刑累進處遇令が刑務官吏に對してその職責の盡瘁と人格の陶冶とを要求して居る』點を强調せられた(『**累進處遇と人格第一主義**』)。

牧野博士は、累進制には責任の原理と希望の原理とが含まれて居ると爲し、前者については、『責任の原理は、文化國思想の基本を爲すものであり、法律文化の要點を爲すものである。さうして、

これを刑法の範圍において論ずるときは、それは、犯罪人をしてこの責任を自覺せしめ、職分を履行するの意思を確立せしめることである』とせられ、後者については『われわれは、受刑者を、やはり人格者として處遇することに因り、その者の意思に適當なる影響を及ぼすの方法を講じ、受刑者をして人生に『希望』を持たしめ、社會生活に復歸するの目標の下に、その行動に『興味』を持たしめようとするのである』とせられ、更に、累進制における『希望の原理はひとり、個人たる受刑者のためにのみ理解せられるべきものではないので、更に、國家のために深く省察せられねばならぬところのものである』と論ぜられた(『**累進制度における責任と希望との原理**』)。

私は、累進制度が經驗と歴史との産物であることを論じ、このことは『同時に、累進制度が固定し凝結したところの形式として意味があるのではなくして、常に發展せしめられ改良せられねばならぬものであることを意味して居る。そして、その發展と改良とは累進制度の根本思想たる教育主義と經驗とに因つて方向づけられねばならぬ。從つて、それは、その運用において自己を修正して行くべき性質のものであつて、單に、與へられたる形式としてその機械的な適用に因つて事が完うされるものではない』といふ見地から、累進制の歴史的發達の跡を考察して見た(『**累進制度の成立と發展**』)。

正木書記官は、我が國の『行刑累進處遇令』の全體を通して二箇の大脈が貫通して居ると爲し、一は『私に關する規定』であり、他は『團體に關する規定』であつて、前者が累進處遇における受刑者の責任の原理を構成し、後者が自治の原理を構成するとして、この兩要素について詳細に論ぜられ

た(『**累進處遇に於ける責任と自治**』)。

行刑累進處遇令の實施とともに、累進制度に關する多數の重要なる科學的研究が發表せられたことと併せて、この累進處遇令の實施とともに、我が國の行刑の現實が確實に教育刑の原理の上に置かれることとなつたことを忘るべきではない。累進處遇令の運用の成績については、戸田刑務所長が詳細なる實情の基礎の上に樂觀的結論を與へられたことも(『**現場に働く行刑累進處遇令**』刑政第四七卷第一〇號)、我々の如く理論の領域において研究を進めつつある者に對しては、意義深いことであつたと謂はねばならぬ。

更に、又、累進行刑令とともに、教育刑理論の法律的表現の二大支柱を形造つて居るところの『少年法』の反省と批評との爲めに、『法律時報』第六卷第二號が當てられたことも意義深いことであつた。ここでは、正木學士が『**少年犯罪の特質・原因及び對策**』を、鈴木東京少年審判所長が『**少年審判十年の展望**』を、私が『**少年犯罪の防壓對策**』を、菊池俊諦氏が『**感化院の現狀**』を、秋山保護課長が『**矯正院に於ける少年犯人の成績**』を、青木學士が『**少年行刑の企劃と實際**』について、吉益學士が『**精神病と少年犯罪**』について、深く論ぜられた。少年犯罪問題についての近年の大收穫たることを否認し得ないであらう。

四　假釋放制度の教育的意義及びその他

我が國の刑法及び行刑に關する本年の思想の動きは、原則として、教育刑の基礎を益々强化す

るの方向において發展せしめられた。その最も注目すべき研究は、東書記官に依る假釋放制度の再考察と細川龜市氏に依る德川幕府の下における人足寄場の歷史的研究とであつたと謂はねばならぬであらう。

東書記官は『**假釋放制度の法律的・政策的考察**』(刑政第四七卷第四號乃至第六號)において『假釋放制度こそは刑法新派が(中略)眞先に占領した重要なる保壘であつた。傳統的な應報刑の牙城は實にこれが爲めにその一角を破壞されたものであると謂つても良いのである』(刑政第四七卷第四號第四〇頁)として、假釋放制度の基本精神、その沿革、その法律的性質、その行刑累進制との關係、短期自由刑との關係、及び、假釋放制度の要請を論じ、次の如く結ばれて居る。曰く——

『監獄は囚人を社會から隔離して敎育せんとする。ここに自由刑制度の避くべからざる矛盾が存するのである。拘禁生活は、囚人をして不知の裡に自己が社會の異端者であり、除外者なりとの觀念を懷かしめ、遂には社會そのものを敵視せしめるに至る。かかる行刑敎育の必然的な缺陷は、國家がその偉大なる愛と憐愍とを以て犯人を包容し、社會自らが熱心誠實なる指導監督によつて犯人の保護に當り、彼等をして社會の一員たるの責任觀念を鞏固にし、その再生の意氣に燃えしむることを得たる場合に初めて之を除去し得るのである。國家は權力の主體であると同時に好意の主體でなければならぬ。國家は社會の秩序を維持する爲めに刑罰權を行使して犯人を社會から排除することが出來る。しかしながら、國家はその排除されたる者に對しても好意を捨てるべきものでは無い。彼等を再び善良な國民として社會に復

歸せしむる爲めのあらゆる努力が拂はれなければならぬ。假釋放制度こそは國家の犯罪人に對する好意の顯現であり、刑罰制度の上に於て本制度が妥當に運用される場合に於て刑罰は初めて單純な害惡たるの性質から解放されることとなるのであり、國家の好意として果實を結ぶことを得るのである』(刑政第四七卷第六號第三三頁以下)と。

この東書記官の論文は、假釋放の本質、歷史、及び今日の問題を論じたものとして、最近我々が持ち得たところの最も貴重なる文獻の一であつたと思ふ。

細川龜市氏の人足寄場制度の歷史的考察は『**德川幕府の敎育刑政策**』(刑政第四七卷第五號)と題せられ、人足寄場制度の敎育刑的意義を明らかにし、『威嚇刑を以て基調とせる德川封建社會において、その後半期にいたり一つの注目すべき敎育刑の行はるるに至つたことは興味深き事柄である』として、この制度の起原、發達の跡を銳い法律史家の見地から叙述せられた。人足寄場制度については、尙ほ、この外に市場學而郎氏の『**人足寄場考**』(犯罪學研究第一卷第五號)も參考となるところが多かつた。元來、西洋においては、近代的自由刑の發達は第十六・七世紀における浮浪・乞丐を收容して適當なる勞務に就かしめたところの一種の强制敎育制度としての懲治場から發達し、それが第十八世紀末から第十九世紀に至るところの應報思想の影響に因り一旦敎育的意義を沒却して、應報的監獄化せられ、今日再び敎育的意義においてその精神が再生せしめられたのであるが、我が人足寄場の制度も明治時代の自由刑制度の先驅として西洋の懲治場制度に該當するものと解すべきであらう。自由刑の敎育的意義が明確に自覺された我が國の今日の

見地から、再び、歴史の出發點を反省したものとして、人足寄場制度の研究は特に示唆に富むものであると謂はねばならねであらう。

刑罰及び保安處分制度について、ナチス政府は、一方において身體刑の導入を主張し、他方においては、その保安處分法において去勢處分を規定した。これと直接間接に關係して、我が國においても鋭く同問題が論評せられた。身體刑については、『犯罪學研究』第一卷第一號において、私は『**身體刑——特に苔刑について**』、そのデンマーク及びイギリスの經驗を基礎として、それが文化的に無價値であり、刑罰目的に對して無效果であることを論じた。又、風俗犯に對する處分としての去勢については、吉益醫學士は、最近の學說と實驗との結果を叙述して(『**去勢の效果と適應について**』(刑政第四七卷第一一號)之を要するに、我々は個々の性欲異常者を心理學的に充分研究して適應を決定しなければならぬ。容易に去勢の效果なきことの推定出來る場合も少くない。去勢の效を奏するかも知れない場合でも、他の方法で治癒し得るものは之によらなければならぬ。多くの學者の云つて居る如く去勢は最後の手段と考へなければならないと思ふ』(第四〇頁)とせられて居る。

最後に、外國の著書としては、ドイツで、一昨年以來の事業として、エルスター・リンゲマン編輯の『**クリミノロギーの辭典**』が續刊せられた。その外に、メツガーの『**クリミノロギーを基礎とした刑事政策**』(Mezger, Kriminalpolitik auf kriminologischer Grundlage, 1934)(紹介、木村『**メツガーの動學的犯罪理論**』志林第三六卷第二號)が最も重要なものであつた。又、イギリスでは、バーマン著『**ボースタル制度**』(Barman, The English Borstal system, 1934)が最も注意を惹いたものであつた。これは、ボースタル制に關する最も詳細且つ的確なる批判的研究である。

以上私は行刑を中心とした昭和九年の學界を回顧して見た。その全體の傾向としては、新しい學問的見地の展開といふよりも、むしろ、最近數年來發展せしめられて來たところの行刑思想としての教育刑の反省とその確立といふことを指摘し得るであらう。教育刑は、累進制の實施とともに、もはや理論の問題を通過して、現實の問題となつて來て居る。それで、來るべき昭和十年の行刑學の問題は、この現實に運用せられつつあるところの教育刑を如何に正しく、且つ、全面的に展開し實現するかといふことに在ると爲さねばならぬであらう。勿論、若干の反動は、いづこにも避け得ないことである。然し、教育刑思想は一進一退の過程を經つつ常に正しい道程を發見して自らを確立して行くことであらう。

矯正図書館

明治前期の監獄法（一）

細川龜市

本號目次

一　日本に於ける近代的自由刑の生誕
二　總則

一

一　わが國における近代的自由刑の生誕と確立は、これを嚴密に言ふならば、明治前半期であると言はねばならない(一)。いま德川封建政府の獄制を見るに、逮捕されたる犯人および奉行所に召喚せられたる被疑者にして有罪の見込が確かなるものは、先づ牢屋敷に囚禁せられた。江戸の牢屋敷は小傳馬町と本所とに在つて、前者は江戸町奉行に附屬し、後者は關東郡代に所屬してゐた。各牢屋敷には、百姓牢・揚屋および揚座敷の區別があつて、百姓町人は百姓牢に入れられ、御目見以下の直參・陪臣・僧侶・醫師などは揚屋に入れられ、御目見以上の直參は揚座敷に入れられた(二)。かやうにその獄制は階級的に編成せられ、その階級に應じて三等に分たれてゐたのであるが、これによつて明かなるやうに、德川時代の牢獄は、主として未決囚を收容したところであつて、今日の監獄とは大いに異るものがあるのみならず、終身または有期の禁獄(三)の如き場合にあつても、それは單に犯人を社會より隔離し且つ肉體的および精神的苦痛を加へることのみを以つて主要目的としてゐたから、今日の監獄が、犯人の敎育によりてよりよき素質への改善を目的とせるものとは(四)凡そその精神において全く隔絕してゐるものである。

一　本稿に取扱ふ明治前期なるものは、大體において、明治二十二年七月勅令第九十三號を以て公布されたる改正監獄則以前の狀態を迎るを目的とする。その一半の理由は、わたくし自身の寡迹の便宜に基づくものではあるが、しかし、明治二十二年以降は我が法制の發達段階として明らかに前の段階と區別さるべきものであると考へるからであ

る。

二　瀧川博士『日本法制史』第五〇八頁。

三　終身禁獄は百姓一揆の主謀者に對して多く課せられてゐるが、當時はこれを永牢と言つてゐる。

四　正木學士『全訂改版監獄法概論』（昭和九年十月第三版）第三頁參照。そこには『監獄對囚人の關係に於て、行刑の任務を考察する場合に於ては、その任務は少くとも犯人をして累犯に陷らざらしむることと、改善不能者に對しては之を社會より隔離することとであらねばならぬ。卽ち犯人に對する社會的適合と社會的隔離とを刑罰の二つの要素なりとする目的主義は、行刑に於ける基礎觀念』たることが切言されてゐる。

二

二　かやうに、德川封建政府の監獄は懲役所にあらずして禁獄所であり、それ自體がいふまでもなく明らかに封建的制度であつたが、當代の末期から近代的自由刑の先驅的形態たる人足寄場が創設せられた。その詳細はすでにわたくしの明らかにした所である(一)。人足寄場の一つの特色は、當時一般の刑罰が威嚇的・排害的・應報的であつたのに對し、いはゆる『秩序と勞働への敎育』を主要目的とせる點にあると言ひ得るのである。

日本における近代的自由刑は、正しくこの人足寄場を以つて出立點として、これに歐米の制度が積極的に採用されて次第に今日の形態にまで發展し來つた。先づ、明治二年二月の長崎府より刑法官への上申書によれば、長崎市の大黑町に人足寄場が設けられて居り、今はこれを徒刑場と改稱してゐるが、この徒刑場において普通賃錢の三割または二割の低價で囚人をして精米を致させたいから、これを希望する世人は願ひ出づべしと言つてゐる(二)。次いで三年二月二日には刑部省の回達を以つて佃島の人足寄場を徒場と改稱し、その他、諸地方もこれに倣つたものと思はれ、かくて人足寄場は次第に近代的形態に解消して行くのである。尤も、三年六月十七日の民部省に對する刑部省の照會狀には、北海道箱館の人足寄場に言及してゐるから、この地のみには未だ舊名を存してゐたことが知られるが、間もなく改稱されたであらうと推測される。

明治五年四月にいたり、太政官布告第百十三號を以つて懲役法が定められた。『今般懲役法被ニ相設一候條、今後笞杖罪ヲ犯ス者ハ、別紙懲役圖ノ如ク笞杖ニ照シ、之ヲ日數ニ折算シ、懲役可レ致候、』云々と言ひ、大寶律以來持續されたる笞刑および杖刑を廢止し、これに代ふるに懲役法を以つてした。今その規定を表示すれば次の如くである。

笞一十	懲役十日	杖六十	懲役六十日
二十	懲役二十日	七十	懲役七十日
三十	懲役三十日	八十	懲役八十日
四十	懲役四十日	九十	懲役九十日
五十	懲役五十日	一百	懲役一百日

笞、杖刑の如き古代的・封建的刑罰を廢しこれを懲役に換算したことは、刑罰の近代化に一層その歩を進めたものとして、最も注意されなければならない。何故なれば、笞・杖刑は純然たる肉體刑であつて、犯人への威嚇と憎悪と加刑者の刑罰慾とを滿足せしめこそすれ、犯人自身の遷善のためには些かも役立つところ無きに反し、これが懲役法への換替は全く對蹠的意義を有するからである。前代の封建的犯人處遇は、これによつてその遺制を或る程度まで改新されるに至つたのである。

これより先き、政府は四年二月に徒場規則なるものを定め、後の監獄則の前身をなしたが、同月二十七日には囚獄權正小原重哉を支那香港および印度地方へ獄制の見學調査のために差遣し、同年八月十八日に歸朝してゐる。これは政府が公式に官吏を派して外國獄制を調査せしめた始めであつて、これより先づヨーロッパの獄制が次第に參考されるに至つたのである。小原の差遣は我が新獄制に影響せるところ頗る大であつて、『獄制沿革徵略抄錄』には、『明治四年中、歐羅巴洲ノ獄制ニ倣ヒ我獄制ヲ改正スルコトアラントス、而シテ英國所轄ノ香港支那新嘉舖印土地方ノ人種ハ我國人ト均シク粒食ヲ以テ性命ヲ保スルモノニシテ、且萬國人民ノ輻輳スルトコロナルニ付、其拘禁ノ方法ニ基カハ必ス其宜キニ適スルノ議アリ因テ政府ヨリ英國代理公使アタムス氏ニ依賴シ、特ニ囚獄權正小原重哉及屬官二名ヲ香港・新嘉舖ニ派遣シ、兩地ノ未決監・懲役場・植民所ノ方法ヲ問ハシム、卽是監獄則及圖式ノ因テ成ルトコロナリ』と言つてゐる。されば前記懲役換算法が英國法系を模倣したこと疑ひない。

少くとも監獄法に關する限り、眞ツ先きに我國に影響を與へたのは、恐らくイギリス法であらう。明治五年三月、司法省はその上表において前記小原等の見學の結果を引用し、『獄舍ハ囚人ヲ繫留シ、徒場ハ罪人ヲ懲戒スルニ供スルモノニシテ、罪囚ヲ憎惡シテ之ヲ苦惱セシムルノ設ニ非ス』と言つてゐるが、これは監獄に對する見解の一大進歩と言はねばならない。威嚇・應報の思想は今や影を潛めねばならなくなつたのである。かくして、

五年十一月二十九日には監獄則を制定せられた。これはわが國における最初の詳細なる監獄法であつて、その冒頭には、

獄トハ何ソ罪人ヲ禁錮シテ之ヲ懲戒セシムル所以ナリ

獄ハ人ヲ仁愛スル所以ニシテ人ヲ殘虐スル者ニ非ス人ヲ懲戒スル所以ニシテ人ヲ痛苦スル者ニ非ス

と述べてゐる。これは正に近代的自由刑の一大宣言であると言ふべきであらう。わたくしは、今ここで德川封建政府の威嚇的な迫害的な刑罰史を回想して、世情の急變に轉た感慨無量に堪へない。

かくて日本における近代的自由刑はここにその根本精神が確立せられ、これより日を逐ひ年とともに漸次整備の途に上るのであるが、十三年七月十七日に刑法が公布せられ、翌々十五年一月一日より實施されることとなりその第十二條乃至第二十五條には刑罰の規定が見え、第四條においては、陸海軍の法律を以て論ずべきものには本刑法を適用せざることが明定されてゐる。しかして、二十二年七月にいたり改正監獄則を定め、種々なる改正を施されてゐる。この點は別に詳論する機會があるであらう。

一　拙稿『德川幕府の教育刑政策』（刑政、第四十七卷第五號）。それには、特に『人足寄場について』なるサヴタイトルが附されてゐる。

二　本稿に使用する根本使用の殆んど大部分は、內閣記錄局の編輯にかかり、明治二十三年及び二十四年に印刷されたるものにして『法規分類大全第一編』刑法門、刑律之部及び治罪門三、監獄と題されてゐるものである。極めて煩雜に亘るが故に、引用頁數の擧示は一切省略することとしたい。

二

一　明治前期の監獄法は、五年十一月の監獄則を經、十四年九月の改正監獄則によつて飛躍的に整頓した。明治初年は未だ戰雲やまず上下の整頓容易でなかつたから差しあたつては舊幕府の制をそのまま踏襲するの外なかつた。元年十月晦日の布告は、すなはち、徒刑は土地の便宜によりて各々制を立つべきことに就き、府藩縣ともその自由意志によつて當分の間取り計ひ置き、追々新たに布告すべきことを述べ、且つ流刑は蝦夷地に限つてゐるが、彼の地に關する制定が立てられるまでは舊例によつて取計ふべき旨を布告してゐる。これは當時の事情として止むを得ないことであつたであらう。しかして、五

年十一月の監獄則では未決監・既決監・懲治監等の區別が見られるが、十四年九月の改正監獄則において始めて組織的なものが見出される。すなはち、その第一條は先づ監獄を分ちて次の六種となした。留置場・監倉・懲決場拘留場・懲役場および集治監がそれである。これ等はその半面において英佛制の影響を受けてゐること言ふまでもなく、二十二年の監獄則改定に至るまで、ほぼ右の制が維持せられた。

さて、懲役場の整備には幾變遷を經てゐる。前節の第二項に述べたやうに、三年二月に佃島人足寄場を徒場と改稱したが、その發展の跡を辿れば人足寄場こそ實に懲役場の基本的前身をなしてゐることが知られる。すなはち、二年三月、府縣にて徒場を取建ての節はこれを届け出でしめ、四年二月には徒場規則を發布するに至つた。それが人足寄場の場合と如何に酷似せるもののあるかは徒人への申渡條目を指摘するのみで十分であらう(一)。曰く、

一　其方儀徒罪被ニ仰付一、當御場所へ御引渡相成候上ハ、其方共儀老幼強弱之分ニ應シ夫々働方申付、其身之罪科ヲ爲レ贖候御趣意ニ付、年限中御場所ノ法令嚴重相守可レ申事、

一　徒罪期限相立候得ハ、銘々元ノ身分ニ被ニ成下一、假令無宿ノ輩ト雖モ夫々御處置被ニ仰付一候間、舊來ノ惡意屹度相改可レ申事、

一　徒罪中ハ假令辛勞ノ職業申付候トモ、御仕置中ノ儀ニ付、無ニ違背一働方可レ致ハ勿論、年限濟、赦免ノ節、産業元手金出來候樣心懸ケ出精可レ致事、

一　火ノ元大切ニ相愼可レ申事、

一　勝手ニ門外へ立出候儀不ニ相成一事、

猶ほ、これに引續いて徒罪年限中は、徒場を逃去る者盜いたす者・徒黨を企る者・博奕いたす者・虚病を構へる者および申付を相背く者などは、折檻を加へられ場合によつては嚴科に處せられることを述べ、次いで、何事によらず徒場内の惡事を密告したものは、たとへ同類たりともその科を免じて褒美を與へることを讀み聞かせ『右之條々堅ク可レ相守一者也』と結んでゐる。われわれは、いまだそこに封建的な若干の殘滓あるを認めざるを得ない。

更に、人足寄場の精神はなほも持續せられ四年十二月二十六日の達は、脫籍無産の徒を徒場に入れて囚人と區別することを定めて『脫籍無産ノ徒復籍方ノ儀、兼テ相達置候規則ノ通可ニ取扱一ハ勿論ニ候へ共、右等ノ内、原

由篤ト相糺、本貫廳へ掛合ノ上、其者鄉里ニ持地住居モ無レ之、歸籍爲レ致候テモ生業難ニ相立一者ハ、以來府縣送ハ差止メ、杖刑ニ處シ候ニ不レ及、其地徒場へ入レ刑人ト區別立置、職業爲ニ相營一、追テ獨立活計相立候ハヽ、望ミノ地へ入籍取計、其旨當人本貫へ相達候樣可レ致事、』と言ひ、次いで五年四月七日の達は、脫籍無産の徒にして懲役滿期の後ち生業なき者は徒場に留めて職業を營ましむることとした。これ等は人足寄場の延長に外ならぬこと言ふまでもない。

然るに、六年二月二十五日の達により、從來の徒場を懲役場と改稱した。その理由につき同月九日の司法省伺には『死罪ヲ除キ笞杖徒準流刑ニ該ル罪囚ヲ處決スルニ笞杖ハ實決シ、徒準流ハ地方ノ便宜ニ從ヒ役使スル律例ニ有レ之候處、壬申十一月監獄則幷ニ圖式御頒布、笞杖ノ實決被ニ廢止一、終身懲役以下ノ懲役方法同書中ニ備載候、因テ從來ノ徒場ヲ懲役場ト稱ヘ換相成度存候』云々と言つてゐる。次いで、九年二月二十九日の警視廳達第五十六號を以つて、懲役場ならびに囚獄役所を懲役署囚獄署と改稱したが、翌十年七月二十八日にいたり又もや改正されて、懲役署を監獄署と呼び、同時に囚獄署を廢止した。しかし、この改正も長く持續されることが出來ず、十四年九月の改正監獄則の第一條において懲役場の性質を說明し『懲役ノ刑及ヒ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ヲ拘禁スルノ所トス』と述べてゐる。これは六年二月の昔に還つたのである。

先に述べたるやうに、德川時代の監獄は恰も未決監の如き性質を帶び、同時に懲役の法なく、今日の禁錮の如きものであつたが、これに對し近代的自由刑の特色の一つは、未決監と既決監とが概念上分離し、また拘留・禁錮および懲役が明白に區別されるに至つた點であらう。

先づ、わが國における未決監の制度は、明治五年八月三日に定められたる司法職務定制の第九十五條乃至第百八條において創始せられた。すなはち裁判所内に監倉なるものを設け、犯人を捕縛せるもその罪狀に疑ひありてその證を得ざる者、並びに不時糺問すべき者はこれを監倉に留め、糺問して實を得れば重輕に從つて、或ひはこれを囚獄に送り、或ひはこれを管轄の町村役人または親類等に保責して管照せしめ、若し無罪なるときは放還することとした（第九十五條）。次いで五年十一月の監獄則にも未決者繫獄中の規則を定め、次の如く規定してゐる。

一　懲役ヲ命セス

一獄衣ヲ着セス
一工業ヲ營ント請フ者ハ之ヲ聽シ、且其器械ヲ貸シ與フ、若シ其人罪ナキニ決スレハ、獄中ニ營ム所ノ工錢ハ悉ク之ヲ與フ、只器械ノ損價少許ヲ官ニ收ムルノミ、若シ罪アルニ決スレハ、從前ノ工錢ハ前例ニ從テ之ヲ給シ、爾後ハ懲役ノ例ニ入ル
一其親戚ヨリ衣食ヲ贈與セント請フモノアレハ之ヲ聽ス、但シ食物ハ醫ヲシテ檢查セシメ、衣服ハ包藏物ヲ嚴查ス
一書信ハ囚ノ情願已ヲ得サルコトアレハ、獄司裁判官ト商議シテ之ヲ聽ス
一監中日沒後ハ談話ヲ禁ス
一裁判官其輕罪ナルヲ察スレハ、其親戚若クハ故舊兩人以上ニ保責シ、證書ヲ納レシメテ其家ニ還ス但證書ニハ苦シ囚人逋逃スレハ律法ニ依リ罰ヲ受ク可キコトヲ書載ス
一裁判官其重罪ナルヲ察スレハ、事毎ニ指揮シテ嚴密ヲ極メシム
一重典ニ處スルノ罪ナシト雖モ其人奸猾、且屢法ヲ犯シテ悔サル者ハ、之ヲ處スルコト他ノ輕囚ト同シカラス亦事毎ニ之ヲ嚴ニス
一各囚毎朝其居ル所ヲ掃除スヘシ
一食糧ハ五人ヲ一連ト爲ス、內一人炊事ヲ執ル、五人輪炊、五日ニシテ初メニ復ル（註略）

これによつて未決監の制度はほぼ確立したと言つてよいが、不備の點は追々補訂された。十一年三月十二日全文十一箇條より成る警視廳所轄の未決監揭示條目が定められ(二)、未決囚の心得べき條目が明らかにせられてゐる。しかして、十四年九月の改正監獄則第一條には未決者を拘禁する所を監倉と稱してゐるが、その內容は從來の例を踏襲せるものに外ならない。なほ、已決囚と未決囚との相交ることの禁止は、すでに五年十一月の監獄則第二條に見えてゐる。

次に、監獄は犯人を拘禁してこれを改善矯正する設備であり、從つて、監獄は犯人に對する社會的隔離所、改正矯正所であるから、然る限りにおいて監獄は矯正院または感化院とその性質を同じくしてゐるが、しかし、わが刑法の下では今なほ刑罰と保安處分とを區別して考へられてゐるから、觀念上、監獄は矯正院、感化院と區別しなければならない(三)。けれども、明治前期にありてはこの區別が明らかでないのみならず、人を矯正感化のため監獄へ入れる定めとなつてゐる。懲治場なるものが

卽ちそれである。これは、人足寄場が無宿無賴の徒を收容し改善したる成果の延長であると見るべきであつて、十四年九月の改正監獄則に組織的に規定せられた。懲治人とは、刑法第七十九條・第八十條および第八十二條の規定(四)による者（改正監獄則第十九條第一項）、及び尊屬親の請願に依つて懲治場に入れたる者（同上第二項）であつて、第十九條第二項に記載したる懲治人は、戶長の證票を具するにあらざれば入場を許さず、且つその在場期間は六箇月を一期とし、二箇年に過ぎるを得ない（第二十條第一項）。尤も、入場を請ひたる尊屬親より、懲治人の行狀を試みるため舍宅に帶往せんと請ふときは、その情狀によつて許すことが出來（第二十條第二項）、さうして、十六歲未滿の者と滿十六歲以上の者、及び滿十六歲以上二十歲未滿にして再び懲治場に入りし者と同上の年齡にして初めて入場する者は、その居房を別にしなければならない（第二十一條）。懲治人を懲治する所を懲治場と言つた。

禁錮は元來の名稱であつたが、七年六月二十四日の太政官布告第六十九號にて禁獄に改め、同年七月十四日には司法省達第十六號を以つて禁獄の者を當分自宅に置くことを許した。その理由につき同達は『今般禁錮ヲ禁獄ニ改メラレ候ニ付テハ、獄舍ノ儀ハ從來ノ牢獄ト振合モ相違ニ付、卽時新築相成兼候都合モ可レ有レ之、追テ獄舍建築法及ヒ獄則等御達シ迄ハ、私宅內ニ於テ禁獄ノ振合ヲ以テ一室ニ締リ相申付ケ、濫リニ出入等無レ之樣處置可ニ致置一、最モ罪名ノ儀ハ卽今ヨリ引直シ本犯ヘ可相達候條、此旨可ニ相心得一候事』と言つてゐる。囚人を自宅に監禁せしむることは、われわれにとつては奇異の感なきを得ない。尤も、これは一時的便法に外ならなかつたこと言ふまでもない。しかして、かくする上は、禁獄人の賄料は監禁者自身が負擔してゐたのであるから、滿期の上は日數を計算し政府より支拂つた（九年一月二十四日警視廳達二ノ四二）次いで九年六月七日にいたり全文八箇條より成る禁獄人取扱心得を定めたが、十一年十二月二十八日にはこれを改正して全文十三箇條より成る禁獄人取扱規則(五)を制した。すでに述べた如く禁錮は禁獄に改められたが、十五年一月より實施の刑法は禁錮および禁獄を區別して規定した。それによれば、禁錮は禁錮場に留置し、重禁錮は定役に服するも、輕禁錮は定役に服せず、且つ禁錮そのものは十一日以上五年以下とし（第二十四條）、他方禁獄は內地の獄に入れて定役に服さしめず、しかも、重禁獄は九年以上十一年以下、輕禁獄は六年以上八年以下と定

めてゐる（第二十三條）。卽ち、禁錮は其の刑期が十一日以上五年以下であつて、定役に服するものと服せざるものとがあるに反し、禁獄は六年以上、十一年以下の刑期にして全く定役に服せざる點に、兩者の差異があるのである。かくて、從來の禁錮制はここに複雜となつたのであるが、この規定は十四年九月發布の改正監獄則に影響し、禁錮（及び懲役）の刑に處せられたる者を懲役場に拘禁し、禁獄（及び徒刑流刑）の刑に處せられたる者はこれを集治監に收容することとなつた（改正監獄則第一條）。但し、北海道に在る集治監は、徒刑・流刑の者のみを集治した(六)。しかして、他の諸監獄は警視總監または府縣令が管理したのに對し、集治監のみは特に內務卿の直轄となした（同上第三條）。

最後に、拘留について見やう。未決監を檻倉と言つたことは前に述べたが、六年四月十二日の司法省檢事局達は『檻倉ノ囚ハ未タ初席ノ推問モ經サル者、又ハ極メテ微罪ニシテ一時拘留スル者ニ限リ候筈』なることを述べ未決監を拘留にも流用してゐたことが知られる。しかし十四年九月公布の改正監獄則では新たに拘留場なるものが設けられ、拘留の刑に處せられたる者を拘留するところとされた（第一條）。ここに於いて、未決監と明らかに區別されるに至つたのである。

一　拙稿『德川幕府の敎育刑政策』（刑政、第四十七卷第五號、第一五——一六頁）には、人足寄場の徒への申聞せ書を揭げて置いた。

二　未決監揭示條目

第一條　拘留人ハ能ク其身ヲ愼ミ決シテ亂暴ノ所業アルヘカラス

第二條　朝暮人員檢査ノ節ハ病氣ノ外座ヲ正シ點檢ヲ受クヘシ

但掛員及ヒ看守人ヘ對シ倨傲ノ振舞アルヘカラス

第三條　法廷呼出ノ途上或ハ浴場及ヒ運動ノ節タリトモ談話スヘカラス

第四條　同房ノ者ト言語ヲ交ユルハ嚴禁タルヘシ

但隣房ノ者ト言語ヲ交ユルハ嚴禁タルヘシ

第五條　房中常ニ洒掃ヲナシ不潔ナラサル樣注意スヘシ

第六條　病者アルトキハ同房ノ者供々介抱スヘシ尤病症ニヨリ病監ニ移スコトアルヘシ

但急病ニ罹ル者アルトキハ晝夜ヲ論セス速ニ看守人ヘ申出ツヘシ

第七條　何事ニヨラス申出度事アラハ書取ヲ以テ看守人ヘ申出ツヘシ尤モ不レ得止者ハ口上ヲ以テスルモ妨ケナシ

但兼テ石盤石筆ヲ監內ヘ備置クニ付看守人ヘ申出乞ヒ受クヘシ

第八條　親戚又ハ故舊ヨリ贈與ノ衣食等互ニ授受スヘカラス

第九條　凡ソ給與ノ物品ハ汚損セサル樣篤ク注意スヘシ且監內ニ携持ヲ許サル、物品ヲ隱匿スルハ嚴禁タルヘシ

第十條　何事ニヨラス惡事ヲ企ル者アレハ見聞次第竊ニ看守人ヘ申出ツヘシ

第十一條　非常ノ變災等有之節ハ諸事指揮ヲ待テ進退スヘシ萬一不レ得レ止場合ニ於テハ一時解放ニ及フト雖モ其解放ヨリ二十四時間ニハ必ス歸監スヘシ

右之條々堅ク可ニ相守一違犯ノ者ハ相當ノ罰科可ニ申付一事

三　正木學士『全訂改版監獄法槪論』（昭和九年十月第三版）、第二六頁。

四　刑法拔萃する次の如し。

第七十九條　罪ヲ犯ス時十二歲ニ滿サル者ハ其罪ヲ論セス但滿八歲以上ノ者ハ情狀ニ因リ滿十六歲ニ過サル時間之ヲ懲治場ニ留置スル事ヲ得

第八十條　罪ヲ犯ス時滿十二歲以上十六歲ニ滿サル者ハ其所爲是非ヲ辨別シタルト否トヲ審案シ辨別ナクシテ犯シタル時ハ其罪ヲ論セス但情狀ニ因リ滿二十歲ニ過サル時間之ヲ懲治場ニ留置スル事ヲ得

若シ辨別アリテ犯シタル時ハ其罪ヲ宥恕シテ本刑ニ二等ヲ減ス

第八十二條　瘖啞者罪ヲ犯シタル時ハ其罪ヲ論セス但情狀ニ因リ五年ニ過キサル時間之ヲ懲治場ニ留置スル事ヲ得

五　この禁獄人取扱規則は、一般に、私宅禁獄より監獄禁獄に移つたことを證してゐる。卽ち十一年四月に自宅禁獄を廢し、在來の監獄內に區分して入監せしめた。

六　十五年一月實施の刑法第三十六條の規定によれば、監獄は每府縣に置き、集治監は適當の地に置くこととなつてゐるが、いま集治監を假りに擧げて見ると、十二年四月に小菅および小泉監獄に集治監を、十四年八月には開拓使管下の石狩國樺戶郡へ已決監を設置し、これを樺戶集治監と唱へ、十五年六月には石狩國空知郡市來知村に已決監を設けて空知集治監となし、十六年三月には福岡縣三池郡下里村へ三池集治監を設け、十八年九月には北海道釧路國川上郡熊中村に釧路集治監を設置してゐる。

二　次に監獄の官制について述べやう。德川幕府の官制においては、獄舍のことを町奉行の管轄に屬せしめてゐたが、維新早々は諸事整頓の餘裕がなかつたので取り敢えず各府藩縣をして臨時的に主管せしめてゐたのであつた。然るに、維新政府は先づ官制を悉く大寶・養老の律令によつて編成することとなつたので、二年十二月二日に刑部省內へ囚獄司を置いた。これは同年十一月の刑部省の上申に基くものであつて、その上申書には次の如く記されてゐる。曰く、

刑部省上申

別紙之通、先人員相定置、囚獄司御建置ノ後、増減の儀猶取調可ニ申上ニ事、

囚獄司

正	一員	權正	一員
大佑	二員	横大佑	二員
少佑	三員	權少佑	四員
大令史	五員	少令史	七員
使部	六十員	醫師	

今これを養老の職員令と比較して見るに、凡そ令制によれば、刑部省の被官に囚獄司を置き、その長官たる正（一人）は罪人を禁囚し徒役・功程および配決のことを掌り、その下に佑（二人）・大令史（一人）・少令史（一人）物部（四十人）および物部丁（二十人）を配した。この物部は罪人を主當し決罰のことを掌るものであり、物部丁は民部省より充てられるものであつて、諸國の仕丁を差して仗を帶し獄を守るものである（一）。されば、二年十一月の刑部省案は權正・權大佑・權少佑・および醫師を追補して使部を新たに設け、同時に物部および物部丁を削除してゐるに過ぎず、その基本は上代の令制に立脚せることが明らかである。

かやうに囚獄司を設けたので、二年二月十七日には東京府所管の流罪人を囚獄司に移管し、同年十二月八日に東京府所管の囚獄を刑部省に移した。次いで四年二月に定めたる徒場規則では、獄内に庶務掛・會計掛・驅役掛および出納掛の四分課を設け『四分課中事ヲ行フニハ淹滯ナキヲ要トス』と規定し、金穀出納諸會計は佑・令史の立合ひを要し、差入物・朝夕賄ひ食事は佑・令史が立合ひて檢査し、病人牢死ならびに入牢出牢などは佑へ届け出で驅役掛の諸帳簿類は毎日佑以上が見届け、小事件といへども佑以上熟議して決し難きものは本省（刑部省）へ伺ひ出で、また何事によらず徒人より申し立つる事柄は佑へ届け出づべきこと等々が定められてゐる。

然るに、四年八月十八日にいたり囚獄司は廢止せられ司法省所管の囚獄を東京府に移した。その理由は何であるかといふと、同月の司法省大錄河村盾雄の建白にもあるやうに、獄の實際の事務は東京府においてなしてゐるから、これを移管するが便宜であつたからである。これを事實に就いて見るに、四年三月制定の囚獄司規則――、

第一條　囚獄及徒場ノ罪人出入ノ節ハ其前日囚獄掛ノ東京府官員ヘ可ニ掛合ニ候事

第二條　囚人行刑ノ節死罪ハ前々日、流以下ハ前日東京府廳ヘ可レ達候事

第三條　行刑ノ節囚人護送等凡囚人徒役人出入取扱ノ儀ハ一切當省（刑部省）ニ於テ關係不レ致總テ其場所掛ノ東京府夫卒ニテ取扱候事

第四條　凡囚人徒役人疾病事故有之節報知掛合等直ニ右場所出張ノ東京府官員ヘ可ニ掛合ニ候事

とあるやうに、囚人の取扱ひは一切東京府において管してゐたから、囚獄は結局のところ刑部・内務兩省の所管となり、行刑上少からず支障を來してゐたの故を以て、全然東京府に移管してしまつたのである。なほ監獄の職員は五年十一月の監獄則によつて次の如く改正されてゐる。

一獄司	一名	一副司	一名
一書記	三名	一醫師	三名
一教師男	適宜	一丁長	同上
女			
一女監長女	一名	一守卒	適宜
一授業師男	同上	一獄丁	同上
女			
一下男	同上		

教師以上ヲ判任ト爲ス丁長以下ハ獄司之ヲ撰ヒ其管轄廳ノ許シヲ得テ之ヲ命ス

獄司疾病事故アレハ副司其事ヲ代理ス

醫員ハ内外科各一名調藥者一名

さて、前述の如く監獄は内務省に移管されたが、監倉（未決監）は依然として司法省所管であつたので、九年二月にこれもまた内務省へ移された。しかして、この頃から英佛の法制が顯著に影響しつつあつたことは注目すべきことであつて、八年九月二十三日に監倉移管の儀につき司法省の提出したる伺書は、この間の事情を雄辯に物語つてゐる。その一齣に曰く『監倉取扱ノ儀ニ付、嘗テ試ニ英佛兩國ノ振合ヲ尋ヌルニ、苟クモ獄舍ノ名アル者ハ一般ニ内務卿之ヲ總括シ、行政警察ノ權任ヲ有セシ各廳ヘ代理セシメ、一切ノ取扱ヲ委ネ候例ニ有レ之、尤佛國ニ於テハ未決・已決兩獄舍共内務・司法ニ關係シ、一般ノ獄則ヲ補正スル如キハ兩卿協議シテ之カ案ヲ作リ、以テ政府ヘ伺フ事ニ候、尤司法卿ノ職務ハ未決犯ニ始リ已決犯ニ終ル者ナルカ故ニ、檢事ニ命シ、別シテ未決獄ヲ査察セシムル事ニ候、是固ヨリ彼レヲ以テ一概ニ我レニ因擬ス可カラサルハ論ヲ俟タサル處ニ候ヘトモ、現今諸職官ノ權限ヲ整齊セラレ、自然彼國ノ憲典ト偶合スルモノアリ』云々と。また、これより八箇月前なる八年一月十三日に警視廳より内務省への伺ひにも同じ主題につき『猶又、佛國制法等參考致候處、千八百十九年代ヨリ

巳里府下獄舍管理ノ儀、重輕裁判所留置場共、總テ警察令ノ專任ニ屬シ候事ニ相見得、右ハ現今ニ至リ同樣ノ趣司法省御雇敎師ボワソナードヘ及ニ質問ニ候處、相違モ無レ之』と言つて、千八百十九年四月九日の佛國王命の第四編第十八條を譯出附載してゐる。英佛の制度はしかく我が獄制に影響を與へたのであつた。しかして、監倉を內務省へ移管したるに就き、北海道の開拓使も府縣同樣なりと定められた（九年二月二十二日）。なほ東京府に限り、囚獄のことは警視廳をして取扱はしめた（八年十二月十八日）。

更に、これまで監倉は裁判所構內に置かれてゐたが、十年十二月からはこれを監獄署に移管し、次いで十二年七月には內務省に監獄局を新設したけれども、十八年六月にこれを廢して、警保局をしてその事務を管理せしめた。なほ監獄が內務省の管轄であることは、十四年九月の改正監獄則第二條にも依然として規定されてゐる。

一『令義解』卷一、職員令（國史大系、第十二卷、第四四——四五頁）。

三 未決囚と已決囚との分類は、すでに五年の監獄則（第三條）に見られるが、しかし、分類制度が明定されたのは十四年の改正監獄則においてであつた。すなはち、その第十六條には、已決囚は各刑名に從つてその監房を別にし、またその內でも、十六歲未滿の者と十六歲以上の者、滿十六歲以上二十歲未滿にして再犯以上の者と同上の年齡にして初犯の者、及び初犯の者と再犯以上の者とはそれぞれ別監に拘置しなければならない。なほ、男女の別による監別は五年の監獄則第八條に定められてゐる。

監獄は衛生・隔離に適當なる土地と構造とを考慮せねばならないから、五年の監獄則には、監獄は市街を隔てたる空閑高燥の地を卜して建造し、獄內の遊園には縱橫の小徑に砂石を布き、左右の餘地に藥草および美花佳實ある草木を雜植して囚人の心神を休め新鮮の空氣を吸入せしむることを要する。しかして、監獄はすべて石造となし、若しその地に石が乏しければ煉火石を代用するも差支へないが、堅牢に注意せねばならぬ。また四周の墻壁は悉く石造または煉火石の代用とし、その高さは三四間內外として近邊に竹樹等のなきことを要する。これ囚人の逃定を防ぐためである。その他種々の規定があるが德川時代の牢獄に比すれば大なる進步であると言はねばならぬ。

次いで十四年の改正監獄則第三十七條には、甲の監房に在る者と乙の監房に在る者とが交談し、または物品を交遞するの便を得ざらしめることを要すとある。しかし

監獄の構造については舊令より大なる進步の跡が見えない。

四 初期には巡視の制度と目すべきものは判然しないが、巡閱の制度は五年の監獄則（雜則）に早くも規定せられ、獄中の官署に巡視簿を置き、司法官員は每月兩三次獄中を巡視し、意見あればこれを簿に記して獄司と論辯し、その情實を詳にしてこれを長官に呈することとなつてゐる。これは『巡視』といふ文字こそ使用してあるがその實は巡閱と認むべきである。然るに十四年の改正監獄則ではその第五條において、この點に關し諸種の規定がある。すなはち、內務卿は每年その所屬官吏をして各監獄を巡閱せしむべきであつて、これは現行監獄法第四條第一項に該當するものであらう。それが監督權の行使であること言ふまでもない。さうして、警視總監・府知事・縣令は每年三四回その所轄の監獄を巡閱することを要するが、これも亦右と同じ性質を帶びるものであると解すべきである。また裁判官・檢察官は時々その裁判所に屬する監倉を巡閱する義務を帶び、特に監獄と區別してゐる。また府縣會議員は時に臨みその府縣の監獄を巡閱し得るものであつて、これは稍々巡閱の本質から遠ざかつて居り、常識的意味における巡視に近きものがある。要するに、巡閱および巡視に關しては現行監獄制に遠く及ばないものがあるのである（一）。

一 現行監獄法における巡閱と巡視とに就いては、正木學士著『全訂改版監獄法概論』（第三版）、第四五頁以下にすぐれた論述が見出される。

五 情願については、その規則不完全であるが、第二項に論及した如く、四年二月の徒場規則では、何事によらず徒人より申し立つる事柄は佑へ屆け出づべきことが定められ、十四年の改正監獄則では、その第七條に、在監人より司獄官吏の處置に對し若し苦情を訴へんとするときは、第五條第一項第二項（一）に記載したる官吏巡閱の際、封書または口述を以つて申告することが出來ると規定せられ、英佛の制度が多分に斟酌されたであらう跡が明らかに認められる。しかし、この情願に對し當局は如何なる處置を講ずべきかが明定されてないが、恐らく實際の取扱例として現行監獄法施行規則第八條（二）とほぼ近似したものであつたに相違ない。

一 この第一項は『內務卿ハ每年其所屬官吏ヲシテ各監獄ヲ巡閱セシムヘシ』であり、第二項は『警視總監府知事縣令ハ每年三四次所轄ノ監獄ヲ巡閱スヘシ』である。

二 この點の解釋は、正木學士著前揭書第五四頁參照。

The Progress of English Penology

Cicely M. Craven

英國に於ける行刑政策の進展（二・完）

ロンドン市行刑改良ハワード聯盟
名譽主事
シスリー・エム・クレーブン

（四）懲役監と禁錮監

Local and Convict Prisons

一九〇八年の犯罪防止法（Prevention of Crimes Act）は、等差の兩極に在る犯人を收容する特殊の施設、卽ち、未丁年犯人にはボースタルを、及び、所謂「オールド・ラッグ」（"old lags"）と呼ばれる常習犯人には豫防勾留を規定したのである。しかして、一方、更らに管理上の改革が施されて、他の犯人の分類も行はれたのである。一九二二年までは、イングランド全國を通じて懲役（penal servitude）（三年以上）に處せられたる犯人を收容するプリズンをコンビクト・プリズン（Convict Prison—懲役監）とし、それぞれ一地方內に於て禁錮（imprisonment）（二年以下）に處せられたるものを收容するプリズンを單にローカル・プリズン（Local Prison）と稱してゐてこの傳統的に有名な區別が依然として行刑組織の基礎となつてゐたのである。固より、若き犯人を老ひたるものより、初犯者を常習者より、耗弱者を正常者より分離する企圖はあつたのであるが、しかし、小さなローカル・プリズン（地方かんごく）に於ては、あらゆる種類の犯人をごつたに收容してゐるので、かゝる企圖さへも理論上は至極結構なのだが、さて、實行となると全く不可能だつたのである。是に於て、この弊を除くため、雜聚による汚染の危險を少くし、特殊の處遇を可能ならしむるの意味で、二三のプリズンが或る種のタイプの犯人に割當

てられたのである。かくして、一九二五年以來、ロンドン西郊のワームウッド・スクラッブス刑務所（Wormwood Scrubs Prison）は、ロンドン・カウンテイ（縣）並びに近接周圍のカウンテイからの初犯受刑者を收容するプリズンと定められたのである。これがために、ワームウッド・スクラッブスのガヴァーナー（所長）は一般のローカル・プリズンで實行してゐるよりも一層大いなる自由を受刑者に與へて、而して、由て以て、彼等の責任感を更らに一層大ならしむるといふ處遇上の實驗を試みることができたのである。また、同樣の趣旨で、ベッドホード、ブリストル、ダーハム、リユウズ、ウインチエスター及びリバープールの各處のプリズンの一部は、各地方からの二十一歲以下の未丁年受刑者のために特に使用せらるゝことゝなり、其他、バーミンガム、ウオンズワース、リンコーン及リバープール等のコンビクト・プリズンには、心神耗弱者を集めたのである。一九二四年以來ウエークフイールド・プリズン（Wakefield Prison—、イングランドのヨークシヤ縣）は、前科はあるが、しかし、身體精神共に健全で、訓練を施すに足る有望な青年（ヤングメン）を收容するために控除されてゐるのである。このウエークフイールドでは、其處遇方針として、多大の自由が許され、集團組織が認められ、工場に於ても運動競技に於ても受刑者に責任が附與されてゐるのである。猶ほ亦た、チエルムスホードでは前科の有無評判のよしあしに拘らず、むしろ、本人の氣質及び能力に從つて受刑者を分類するといふ實驗が試み初められたのである。玆處では三十歲以下の懲役囚が、同じ型同じ性格の未丁年者にして、懲役ではないが、しかし、かなり長期の禁錮に處せられたものとグループを作る仕組になつてゐるのである。

以上揭げた事實は、懲役（penal servitude）と禁錮（imprisonment）との間に窮屈な區別を設けてゐた行刑制度を打破し、科學的な處遇方法の根本である所の箇別的方法の實行を可能ならしめた政策の單に一例に過ぎないのである。

更らに、一層突つ込んだ進歩の兆と看るべきものが一九三二年公にせられた「常習犯人ニ關スル部門調査委員ノ報告」（Report of the Departmental Committee on Persistent Offenders, 1932）に示されてゐるのである。それは、この報告で、委員は、二十一歲以上の常習の犯人を拘留に處し而してボースタル式の訓練を施すといふ新しい形式の處遇方法を提案してゐるのである。卽ち、

この新形式の處遇方法によると、矯正訓練の効果ありと認められたる犯人は二年乃至四年間「拘留」（"Detention"）に處せられ、訓練の効果なかるべしとは思はれるが、しかも、社會防衛の爲めに隔離せらるべきであると認められる犯人は五年乃至十年間「長期拘留」（"Prolonged Detention"）に處せらるべきものである、といふのである。（註――この提案は、前號に述べた一九〇八年の犯罪防止法（Prevention of Crimes Act）による「豫防拘留」（Preventive Detention）の評判宜しからざるが爲め、これが改良の趣旨に出たるならんか）。この提案の目立つて特異な點は、犯人にデテンション（拘留）を言渡す以前、裁判所は、犯人の犯歴は固より、更らに進んで本人の一般經歴、性格並びに生活の模様等を考慮すべきことを要求してゐる所に存する。而して、この目的のためには、プリズン・コムミツション（行刑局）は、「デテンション」の刑の言渡の適否、收容施設のタイプ、及び、訓練に必要なるべき刑期の長短に關する意見書を添へて、常習犯人の身體並び精神の狀態、履歴並びに境遇についての報告を提供すべきことを法律によりて規定すべきである、と提議せられてゐる。更らに、また、刑期の三分一の經過した後、犯人の改悛の確實らしく見ゆるものを何時なりとも特許狀によりて釋放する權限が行刑當局に附與せらるべきであると提議してゐるのである。

調査委員は、拘留施設（Detention Establishments）に於ける訓練方法の仕組は、累進制に則り、而して、上級への進級と最後の釋放とは犯人の智能並びに性格の發達改善についての經驗ある觀察者の判斷に基いて決せらるべく信任の可能性の程度を試驗するために、漸次處遇上の自由と機會との範圍を擴大して行けるようなものでありたい、との希望を述べてゐる。委員の報告は、小心翼々で捉へ目な書き振りであるが、しかし、實際上行刑處遇に於ける心理的醫學と精神病學の重要性を認めてゐることは、明かに看取されるのである。其證據には、報告書には、然るべきケース（犯人の場合）に於て心理診斷を行ひ、且つ進んで、心理療法を施すために、新設の拘留場の二三に、ソーシアル・ワーカー（社會事業技師）を援助機關とする專門のメデイカル・サイコロヂスト（醫學的心理學者）を附屬せしむべきである、との提案をしてゐるのである。このリポート（報告）は、一般社會からも好意を以て受取られてゐるので、近き將來には、報告書に提撕せられた方針に從つて實行に移される運びとなるのだらうと期待されてゐる。

（五）少年審判所と少年犯人

The Juvenile Court and the Child Offender

英國に、少年審判所のできたのは、議會で少年法（Children Act）を可決した一九〇八年からである。この法律は、多様の方面から少年の福利を處理する範圍の廣い規定であつて、十六歳以下の犯人を取扱ふために、成年の警察裁判所（adult Police Court）とは別に、各微罪裁判所（Petty Sessions）に特別の少年審判所（Children's Court）を設けたのである。この法律は、其後修正せられ、一九三二年の少年法では年齡の制限は十七歳に高められたのである。少年審判所は公開ではないが、善意の新聞社の代表者は拒まれてはならないのである。新聞社の方でも、各社の協同決議で、審判所に出頭する少年の姓名、所屬學校、又は、寫眞を發表することを遠慮したのであるが、一九三二年の少年法で、斷然此等の公表は禁止せられることになつたのである。少年審判所は殺人罪を除く凡ての犯罪を卽決で裁判することができるのである。原來、十六歳以下の少年は、重大なケースでは、陪審裁判を受ける權利を有つてゐたのであるが、この權利を行使するものは甚だ稀れであるので、終に一九三二年の少年法で廢除せられてしまつた。一九〇八年の少年法では、極めて稀れな場合を除いて、十六歳以下の少年の禁錮は禁ぜられてゐたのであるが、一九三二年の少年法は、この年齡の限度を十七歳に高めたのである。少年法の制定は、少年犯人は、刑罰を加へらるべきものではなく、むしろ訓練と教育とを受けしむべきものであるとの信念に基いてゐるもので、尤もな次第ではあるが、まつたくラショナル（合理的）な立法政策といふべく、少年犯罪のトリートメント（處置）の上に於て多大の進歩を劃するものといへるのである。少年の福利といふことが第一に此の法律の顧念する所なのである。

少年法が社會の後繼者たるべき少年の福利を顧念するといふ趣旨の大本は、固より支吾する所あるを許さないのであるが、しかし、實際に於て、處遇の細かい點では、各審判所でそれ〳〵異つてゐるのである。

少年犯人に對する情味の深く、しかも、科學的なトリートメントを主唱實行したパイオニーア（先驅者）の一人は、死んだサー・イリアム・クラーク・ホール（Sir William Clarke Hall）であつた。最初は、イースト・ロンドンのオールド・ストリートで、それから一九二九年

にロンドンの少年審判所（プレシデンス）の組織改革後も、少年審判所長として少年犯人のトリートメントに大きな改革を試みたのである。改革着手當時から、氏は一九〇七年のプロベーション・アクト（執行猶豫法）並びに一九二五年の刑事訴訟法（Criminal Justice Act 1925）のプロベーションに關する條項の下に與へられたる權限を十分に思ひ切つて利用したのである。先づ、いかなる命令をも下す以前部下の職員たるウーマン・プロベーション・オフイサー（婦人保護司）をして各ケースにつき十分なる報告を作製せしめ、更らに、心理診斷をなすためにロンドンに於ける各種のクリニック（診療所）に於て得られる便宜を無料でどし〳〵利用して、且つ、報告を得るために必要の場合ケース（少年）をメデイカル・サイコロヂスト（醫學的心理學者）に委託することを常としたのである。他の審判所の判事が少年を多少でたらめなやり方で職業訓練所（industrial school）（インダストリアル スクウル）やリホーメートリーに送りつけてゐた嫌ひがあつたのに、サー・イリアムは自分で親しく見學してゐなかつた訓練所（スクウル）へは一人の少年をも送らないことにしてゐたし、また、少年を送る場合には、專門家の報告によつて明かになつた少年本人の個人的の必要を十分に考慮した後、之に適した特殊のスクウルを選んで送つたのである。一九三二年の少年法は、ロンドン以外の他の審判所が一層容易にこの方針を適用し得るように、スクウルの等級を定めたのである。

多くの少年審判所の判事は、クラーク・イリアムの影響を受けて、少年のトリートメント（處遇）は箇別的な調査並びに醫學及び心理學上の診斷試驗に基いて決定せられなければならないといふ原則に從つて審判を行ふことにしたのである。が、現在、彼等は、かゝる診斷試驗についてはそれ〴〵便宜の施設の篤志の盡力に俟たなければならない有樣で、從つて、診査は固より不十分たるを免がれないので、已に、少年犯人の福利に交涉を有つてゐる凡ての團體から、少年の身體、智能並びに心理についての診査設備の完き中央留置場（Central Remand Homes）の設立の要求が頻りなのである。一九二七年の「少年犯人ノ處遇ニ關スル部門調査委員ノ報告」（Report of the Departmental Committee of The Treatment of Young Offenders, 1927）に於ても、委員はこの種の心理實驗室の設立を提案してゐるのである。しかのみならず、政府でも、一九三二年の少年法でこのサイコロヂカル・ラボラトリー（心理實驗室）についての規定を設くる意志はあつたのであるが、只其年の財政難のため

ばかりに豫算に計上することができなかつたといふことは、公然の秘密なのである。とにかく、少年犯人に關する限り、官邊の意見も、社會の意見も、一般に、科學の味方をしてゐて、身體、智能並びに心理の試驗、診斷、並びに、之に基いたトリートメントによつて、將來、少年犯人の惡性な常習犯者に生長することを防ぐことができようと信じてゐるのである。

しかし、國家の施設としてのオブザーベーション・センタース（觀察施設）の闕如してゐるために、現在、成年と未丁年とを問はず、犯人に對する科學的處理は民間施設の篤志の盡力に俟つもので、これによつて、固陋の見に拘はれざる判事は知見ある活動に出づる便宜が與へられてゐるのである。法律上には、犯人の心理的試驗並びに治療について別に故障はないのである。犯人にして治療の必要なりと認められたるものは、裁判所は本人をプロベーションに付して、一定のホーム又はホステル（療舍）に住し而して一定の醫師の治療を受けることを命ずることができるのである。二三の極めて稀れな場合に於てはボースタル又はプリズンへ收容せられたものが心理診療所に外來患者として送られたこともある。これは、メデイカル・サイコロヂスト（醫學的心理學者）及びサイキエートリツク・ソーシアル・ワーカー（精神病社會事業技師）の勞務の利用できる場合にのみ許されるのである。バーミンガム裁判所の判事は、この方面の先驅者とも稱すべきものであつた。世界大戰直後、彼等は裁判所の職員として一人のメデイカル・サイコロヂストを任命したのである。このメデイカル・サイコロヂストの職務は、裁判所に出廷して、要求された場合に、證明を與へ入所中なると保釋中なるとを問はず、再訊問に於ける犯人のケースを診察し且つ報告を提出するのである。ロンドンに於ては、近年來、心理學診療所の多くが設立せられ、就中、タビストツク・クリニツクは有名で、現在は醫學的心理學研究所（Institute of Medical Psychology）と呼ばれてゐる。

猶ほ、之に加ふるに、ロンドン、バーミンガム、リバープール、マンチエスター等には、少年指導試驗所（Child Guidance Clinic）の多くがあり、皆聯絡ありて互に協力してゐる。此等のクリニツクの事業は戰後の不況を救濟するの目的で、イングランドから各ドミニオン（自治領）への移住を奬勵した際に、政府の保護の下に組織されたコンモンウエルス・フアンド（國民福利基金）によりて一九二七年設立された少年指導審議會（Child

Guidance Council) によつて助成さるゝのである。總て此等のクリニックは純然たる民間篤志の事業であるが、此等のものは、內務省、判事及びプロベーション・オフイサー（保護觀察司）、並びに、地方の教育當局、衞生官憲、及び、ソーシアル・ワーカーと協力して事に當つてゐるのである。此等のクリニックでは、審判所から差し向けられたケースを受つけるのであるが、しかし、刑法に觸れたものよりも、其以前に玆處へ來るものゝ方が遙かに數が多いのである。かくして、父兄並びに教師達は手に負へない「ノーテイ・チヤイルド」（頑童）の處置について忠言を求めることによつて、幾分でも犯罪防止の手助けをすることができるのである。

（六）輿論の進歩

Progress of Public Opinion

プデイングの味は食つてみなければ分明らない。これと同じで、立法者や官吏裁判官やが長い間には終に頭を低げなければならないパツブリツク・オピニオン（輿論）といふものも、大部分は、幾多の實驗の實際上の成功又は失敗で定まるのである。しかし、また、輿論の傾向の定まるのは教育上の宣傳唱道に依る所も多いのである。この點に於て、サイリル・バート博士 (Dr. Cyril Burt) の「少年犯人」("The Young Delinquent") なる一部の書は、デリンケンシー（少年犯罪）の科學的處理のために大に裨益する所があつたのである。この書は、氏がロンドン・カウンテイ（縣）の縣會所屬の心理學者としての經驗に基いて書かれたもので、數百の少年犯人を試驗して、各少年に處置する最良の方法を說いたもので、少年の品行問題を處置する教育心理學の有効的確な方法を實例について證明したものである。此書によつて少年の處遇につきこの心理學者の忠告に從つた兩親を有つた少年の六二パーセントは完全に救治され、三六パーセントは進歩の見るべきものがあり、之に反して、彼の忠告を無視した兩親の場合のパーセンテージは、救治されたものは僅かに一二パーセントで、進歩を示したものは二三パーセントなりしことが明かになつたのである。更らに、行刑方面に於ては、一九二三年に公にせられたハムブリン・スミス博士の「犯罪者の心理」("The Psychology of the Criminal") 並びに、近來益々增加する醫學的心理學々會 (Institute of Medical Psychology)、國民精神衞生審議會 (National Council of Mental Hygiene)、兒童指導審議會 (Child Guidance Council)、行刑改良

ハワード聯盟 (Howard League for Penal Reform) 及び最近設立された科學的犯罪處理研究會 (Institute for the Scientific Treatment of Delinquency) 等の團體によつて組織さるゝ行刑問題の諸方面に關する幾多の講演によつて、科學的處遇方法採用の要求の氣勢は益々高まつて來たのである。

今迄は、英國の大學にはクリミノロヂーの講座を有つてゐるものは一つもなく、犯罪の防止並びに處理に關する問題を科學的に研究する正式の機關といふものがなかつたので、英國の行刑上の制度方法は時代に後れてゐる憾みはあるが、しかし、此間、個人の斷片的な研究の見るべきものゝないわけではなかつたのであつて、最近一九三二年公にされたグレース・ペールソープ博士(女)の「犯罪心理の研究」(Grace Pailthorpe, "Studies in the Psychology of Delinquency") の如きは、重要なる一個の好研究と稱すべきものである。この研究は、多くの女子のプリズンやインダストリアル・ホームの如き保護施設で行はれたもので、グレース女史は其處で多くの累犯者と長時間に亘るインタービュウを重ねたもので、かくして、彼等の境遇、身體精神並びに心理上の歷史及び狀況、且つは、此等の種々のフアクター（要因）と犯歷との關係についての貴重な智識を得たのである。この研究報告は醫學上の見地から犯罪のプロブレムに於ける公衆の興味を刺戟したことは多大なものがあつたのである。

この一文に記述された英國の行刑政策の進展は極めて微々たるの觀があるかもしれないが、しかし、これは恐らくは、一つには、公然とは立派な科學の權利主張を拒みながら、そつと目立たないようにバック・ドア（裏口）からその請求を容れるといふ風に、理論とか主義とかいふものを餘り口にしたがらない英國氣質に因ることであらう。一人々々の裁判官や官吏の、民間のクリニックや其他の團體の力を借りて、自ら進んで試みる實驗は、ピーノロヂーの領域で法律が科學の上に揮つてゐる爭ふべからざる顯然たる勢力を覆すほどに、非常に進んだものがあるのである。立法上又は行政上外部に現はれた急激な改革の徵證は一つもないが、過去四半世紀の科學としてのサイコロヂカル・メデシンの進歩は、英國の行刑處遇の方法を隱約の中に變化せしめたのであつて、或は恐らくは、我々は、犯人處遇方法の全般的な改革の瀨戸際に立つてゐるのかもしれない。

Journal of Criminal Law and Criminology
(Century of Progress number), May-June, 1933

海外時報

少年犯罪の防止は須らく先づ教育から

——コープランド・エキスペリメント——

今や、首府ワシントンに於ては、アメリカのパブリック・スクウル（公立小中學校）教育を或は近く變革するに至るやもしれない三年繼續の教育上の一箇のエキスペメリント（實驗）が着手されてゐるのである。

このエキスペリメントは、共育て親たるニユウヨーク州選出のセネーター（合衆國上院議員）たるローヤル・エス・コープランドの名譽のために、コープランド・エキスペリメントと呼ばれてゐるもので、氏はこの事業のために約六萬ダラの豫算を議會をして可決せしめたのである。この計畫は、國家的に知られてゐる知名な教育家達の熱心な支持を有つもので、此等の教育家中には、有力な全米教育審議會の元の會長チヤールス・マン博士（former Director of the American Council on Education）、元合衆國政府内務省教育局長（former U. S. Commissioner of Education）にして現に前記審議會の會長たるヂオージ・ヴーク博士、オハヨー州立大學教授ダブリユウ・チヤータース、デオージ・ワシントン大學總長クロイド・ヘツク・マービン博士、コラムビア大學教授ベン・ウツド博士、及びワシントン市視學官フランク・バルー博士等其名を連ねて、この新しい實驗のプログラムの立案に助力してゐるのである。

元來、この計畫は、時々本誌にも紹介した前記のコープランド氏が、合衆國上院のラケツテイーリング（ギヤングスターの脅喝業）其他の犯罪に關する調査委員會の長として、犯罪狀態の調査をしてゐる中に、アメリカの少年の間にクリミナル・テンデンシー（犯罪傾向）の增大せるに驚き、これが防止剿滅を期せんがための目的で、須らく先づ本を拔き源を塞ぐべしとの趣旨により、キヤラクター・ビルデイング（品性陶冶）に於ける一個のエキスペリメントとして考案されたものであるが、次いで、其プランは擴大せられて、少年の欲望と向上心とを滿足せしめる機會を與へてやつたなら、自然と自發的に立派な性格が發達していくだらう、との期望で、純一

健全な少年の養成といふ趣旨の下にプログラムを立てることになつたのである。

「我々は、今や、性格教育について、在り來りの偏狹な獨りよがりのセンテイメンタルな舌の先のごまかしを拋棄しようとしてゐるのである。我々は、人間の性格からもつとリアル（眞實）なものを求めなければならないのである。普通のノーマルな人間なら誰でも他人から認められたいといふ願欲を有つてゐるものである。世の中で成功したいといふ欲望を有つてゐる。これは、否むべからざる事實である。我々が現在やらうと計畫してゐることは、此等の人間性の根本に動く欲望を生かしていつて、其の自然なノーマルな生長を促進しようとするのである。我々は、我々が勝手に此方で定めてかゝつた、學者になれとかえらい人になれとかいふむづかしい目的へいやがる少年達を無理に追ひ立てようとするのではない。我々の爲さんとする所は、一人々々の少年の内部に潜んでゐるタレント（才能）を探がし出して、日に日に新しいより眞實の價値觀念を發達させる手助をなし、而して、成功のチヤンスを少年に與へようとするのである。かうしたならば、少年は自分の願望を成就せしめる手段を得るために、其方へ自分の頭腦をふり向けて働かせることにならう。かうなれば、犯罪なんどといふようなくだらないことを考へる暇はなくなる筈だ。もし、成功から來る滿足が伴つてゐる上に、進んでかゝる種類の訓練を與へたならば、我々の方から教訓じみたことを言はないでも、正しいごまかしのない性格が伸び育つていくのであらう」。と、マン博士は力强く述べてゐる。

このエキスペリメントの基調をなすものは、たれでも知つてゐる事實の認識である。外でもない、何人たりとも其人の個性を支配する欲望が其人の性格を決定するといふ事實である。チヤータース博士が、この新しい教育案についての準備報告で約言してゐるように、智能、才智並びに理解力といふものは、清い聖徒にせよ汚れた罪人にせよ、一人の人間が如何にして自己の眞箇にウオント（欲求）する所のものを得べきかの方法を決する手助けとなるガイドたるに過ぎないものである。智能といふものは善良な市民よりもギヤングスターの方が鋭いかもしれないから、智能は品性を顯現するものではない。智能の訓練は、只だそれがノーブルな願望に驅使せらるゝ時にのみ、初めて立派な性格を作り上げる助けとなるのである。

この事實を認めてからに、このエキスペリメントの教

育家達は、人に抜きんでようとする願望とか、創造欲とか、伴侶を求むる心とかいふノーマルな人間の誰れでも有つてゐる共同の内部の欲望の上に教育の基礎を置くの計畫を立てゝゐるのである。かくして、少年の有つてゐる特殊の興味態度を發見するに全力が注がれるのであつて、特に天分の豐かなものは、其才能は奬勵助長せられて、其生長發達のためには總有る吐け口が供せらるゝ仕組なのである。

此等の教育家達の意見によれば、少年の健全な生長は少年の生活が十分に保護せられ、少年と關係の最も深い凡ての學校及び社會團體が少年の十分なる發達のために進んで適當なコンデイシヨンを提供するに至つた時に、初めて遂げらるゝものである、といふのであつて、この新しい教育では、智識の習得といふことよりも、むしろ少年の身體的、社會的、情操的並びに藝術的の發達成長に重心が置かれてゐるのである。

このコープランド・エキスペリメントの實際上の運用は、立案の衝に當つてゐるワシントンの副視學官のバーティー・バツカス女史の手中に存するもので、十八人の老練な相談役が女史を補助してゐる。この相談役の仕事といふのは、少年と其兩親とを親しく知り、ホームとスクウルとの間の聯絡係として働くことである。市のクラブ及びチヤーチ、クリニツク（診療所）とプレーグラウンド等を初めとして、市の凡ての機關は、社會的並びに體育上の便宜を供するよう説得せらるゝ筈である。

かくして、少年の智能上、情操上並びに精神上の特質を知るためには、醫療上の方式に似たレコード・システム（表記式）を完成させるプランが立てられてゐる。これには、加除の自由なレコード・カードが使用せられる筈で、カードには、普通の三つのR（讀み方、綴り方及び算術）の成績と共に、家庭で話される言語、兄姉の數一般家庭狀態、少年の受けた異常の經驗、少年の特異な成績を示したる學課等の事實を記載して、教師及び相談役の指導上の資に供するのである。

このコープランド・エキスペリメントは、アメリカを通じて凡ての公立の小中學校で運用せらるべき實際上の技術を産み出すものと期待されてゐるのであつて、この目的が達成されたなら、アメリカの初等並びに中等の教育制度は、必ずや一變せらるゝことゝならう。

Literary Digest, October 13, 1934

犯罪防止全米會議

クライム（犯罪）が、調整を失つてゐるクローモソーム（染色體——細胞核の分裂の際核の主要部の凝集したるもの、或色素により染る）の結果であるか、環境の結果であるか、社會的不調和の結果であるか、はた又た、生來の及び惡意の「クツスドネス」（ねじけ根性）の致す所か、其いづれであるかを問はず、それは、國民が一體となつて抗敵しなければならない大きなプロブレムである。たゞに重大であるばかりでなく、國家經濟に及ぼす損害は測り知れないのである。犯罪によりてアメリカの蒙むる一年の損害は、一說には、百二十億ダラと見積られてゐる。或るものは、もつと多く見積つてゐるものであるのである。

而して、犯罪が、經濟上の損害であるばかりでなく、同時に、ダラで量り出すことのできない社會的損失であるといふ事實は、更らに遙かに憂慮すべき重大事であることを思はねばならない。ヂエールや、プリズンや、更らに、リホーメートリーや、此等の行刑施設がたとへどんなに完備しても、それは決して社會の成功の尺度にはならないのである。いや、それ處か、立派な失敗の尺度なのである。

今や、アメリカに於て、明かに增大しつゝある犯罪の脅威に驚き之に善處せんがために、合衆國政府檢事總長ホーマー・エス・カムミングス（Homer S. Cummings, U. S. Attorney-General）は、十二月十日より同月十三日まで、首府ワシントンに於いて相會すべくナショナル・コンフアレンス（國民會議）を招集したのである。開會劈頭プレシデント・ルーズベルトはコンステイテユウシヨン・ホール（憲法記念會館）に於て一場のアドレツス（演達）を試み、會議招集の趣旨を述べる筈である。全米各ステート（州）のガヴアーナー（知事）の列席を招請されたのは勿論、更らに廣く、醫學、社會事業、科學宗教、教育、市政、犯罪行刑、警察、愛國、及び、福利保護等に關する諸學會及び諸團體、並びに、新聞社も洩れなく招請を受けたのである。

右の會議について、檢事總長カムミングス氏は次の如く語つてゐる。

「會議に於て求めらるゝ所のものは、たゞ獨り合衆國政府の對策のプログラムのみでもなければ、また、獨り州政府のプログラムのみでもない。合衆國政府、州政府、及び、其他地方政治團體の間に、刑法の勵行並びに犯罪

防遏の領域で、効果的な有力なコオペレーションを完ふし、且つは進んでは、この重大なる犯罪脅威に善處すべき繼續的な國民運動に一臂の力を借すことのできる公私の凡ての團體の實際の援助を得るの方法を講ずるに在るのである」。

ホームや、チヤーチや、はた亦た、スクールが犯罪防遏の機關なり勢力なりとして失敗したことは、一般に認められるゝ所であるが、之に反して、他方、合衆國政府がこれ迄に惡の榮譽をうたはれたクリミナルを取つて押へたことでは、並み〳〵の成功以上のものがあつたのである。已に一部の人士の間には、合衆國政府の警察權の擴張を說くものもあつて、今度、コープランド・エキスペリメントと呼ばるゝ新教育のプランを主として提唱した上院議員（セーター）のコープランド氏も其一人で、上院の犯罪調査委員の委員長として、已に早くフエデラル・ポリス（合衆國政府直屬の警察）の創設を提案したほどである。今度の犯罪防止國民會議でも、この案が議せらるゝことゝ思ふ。

去る九月十七日より二十一日まで、テキサス州ハウストン市で開催せられたアメリカン・プリズン・アソシエーションの第六十四回年次大會で、ニューヨーク州バツフアロー大學教授ナサニエル・キヤンター氏は、「行刑主義に於ける矛盾」（"Conflicts in Penal Theories"）なる題目で一場の演說を試み、其中で次の如く語つてゐる。

「之を要するに、眼目の問題は、どういふ精神で、我々がクリミノロヂー及びピーノロヂーの全領域に近づいて行くべきか、といふことである。根本的に言ふと、現在見るが如き人間を作つたのは、チヤンス（偶然の機緣）で、チオイス（自由撰擇）でかうなつたのではない。クリミナルは、クロモソームと環境とのために現在のクリミナルになつたのであつて、神の恩寵によるのでもなければ、惡魔の誘惑によるのでもない。

もし、犯罪の原因が理解せらるべきものとしたら、問題はサイエンテイフイカリー（科學的）に近づき迫つていかなければならない。病氣の診斷や豫後に讃めたり叱つたりするのは全然見當違ひであるように、犯人處遇の問題には、道德的に善惡の論を下すべきでなく、客觀的に、卽ち科學的に近づいていかなければならない」。

Literary Digest, October 20, 1934

全國刑務所長會同

本年度刑務所長、少年刑務所長會同は、十一月八日より十日まで三日間に亘り司法省會議室に於て開催された。

會同の經過大略左の如し。

【八日】午前十時開會、先づ司法大臣の訓示あり（卷頭所載）引續き司法次官注意（後出）、行刑局長指示（卷頭所揭）を以て正午終了、午後は參內觀菊會等の爲め協議會を開かず、午後五時三十分より丸ノ內日本工業俱樂部に於て會同員及び本省高等官に對し司法大臣の饗宴あり。

【九日】午前十時より會同協議室に於て協議會開催、行刑局長の挨拶及び諸問事項に關する正木書記官の說明があり、協議に移り正午一旦休憩、午後一時再開、引續き協議を進め午後三時三十分終了した。

午後四時會同員一同は首相官邸に於ける總理大臣招待茶會に臨み、岡田首相より一場の挨拶があつた（後出）。夜は午後五時三十分より綠風莊に於て會同員並本省高等官に對し刑務協會の招待宴あり、同じく目黑雅叙園に於ては司法次官の隨行員饗應があつた。

【十日】午前十時より協議會開會、諮問事項其他に付協議を續行、午前十一時三十分終了、記念寫眞の撮影あり、午後一時協議會再開、午後三時を以て全討議を終了した。

午後三時より會同員に對し東京劇場に於て輔成會招待觀劇會あり、刑務協會はまた隨行員を東京寶塚劇場に招待した。

【十一日】午前十時より築地本願寺に於て在職中死亡刑務官並に死亡收容者の追弔會あり、大臣代理として池田書記官及び會同員並に會同關係者、本省高等官、隨行員等參拜、終了後東京會館に於て本願寺招待の饗宴があつた。

尙ほこの日午前八時より巢鴨刑務所府中移築場に於て全國刑務所武道大會の催されたことに付ては別項記載の通りである。

諮問事項

一、累進處遇標準ハ之ヲ全國的ニ統一スルヲ可トスルヤ

控訴院管內毎ニ統一スルヲ可トスルヤ

二、自己作業トシテ許スヘキ業種ハ如何ナルモノヲ最モ適當トスルヤ

三、刑務作業ノ統制ハ如何ナル方法ニヨルヲ最モ妥當トスルヤ

四、未決勾留者ノ取扱ニ關スル法規ハ之ヲ別ニ定ムルヲ可トスルカ又ハ現行監獄法施行規則ヲ以テ足ルヤ

協議事項

（刑務所長より提出せられたる事項中議題に供せられたる分）

一、勞役場留置ノ合理的執行法特ニ之ニ課スヘキ作業ノ種類如何

二、各階級ノ責任點數ヲ初犯者ト累犯者ト各別ニ規定シ累犯者ノ負擔ヲ初犯者ヨリ重クナシタシ

三、少年刑務所ニ於ケル晝間教育ヲ廢止シ夜間ニ變更スル可否

岡田内閣總理大臣挨拶

（昭和九年十一月九日 刑務所長招待席上に於ける）

刑務所長の會同を機會に本日各位の御來臨を得て所見の一端を披瀝するを得たることは私の本懐とするところであります。

惟ふに刑政の本義は一面に於ては犯罪人を隔離して犯罪に對する社會の不安を除き他面に於ては之を教化改善して社會に同化せしめ累犯に陷らざらしめんことを庶幾せねばならぬのであります。此の刑政の本義を忽に致しましたならば社會の秩序は紊れ國民の不安は增大するを免かれぬのであります。殊に輓近の社會思相は漸く複雜となり經濟、軍事、外交に就ても問題多く國民は上下心を一にしてよく其の職分を盡さねばならぬ時機に直面して居るのでありますから各位は部下と共に一層勵勉努力以て刑政の本義を發揚し國家に貢獻せられんことを切望する次第であります。

金山司法次官注意事項

（昭和九年十一月八日 刑務所長會同に於ける）

一　近時刑務行政は其の統制よろしきを得成績漸次良好となり往年に比較して事故著しく減少し曩に司法大臣より御訓示ありたる如く行刑處遇上最も至難とされ居たる思想犯人の戒護及敎化に付ても面目を一新し通謀「ハンスト」の如きものが全く其の跡を絶つに至りましたことは畢竟各位の努力の賜に外ならないのであります。併しこの各位の努力も僻遠の支所に對しては動もすれば徹底を缺き重大なる事故の發生を見たる事例亦尠からず、斯くの如く重大事故の發生は社會の疑惑を惹起し延ては行刑の威信を失墜することとなり下僚一二の小過も累を全般の信用に及ぼし各位の折角の苦心も水泡に歸する憾がありますから各位は爾今此等の支所に對しても十分なる監督統制の實を擧げられんことを望むのであります。

二　次に輓近行刑に關する社會の關心頓に高まり新聞、雜誌等に或は刑務事故に關し或は刑務作業のことに關して針小棒大なる記事を揭載せらるる場合が少くないのでありまして當局が其の眞相を知悉せざる間に一般社會の問題として喧傳せらるるに立ち至る場合が一再に止らないのであります。各位は今後かかる記事が揭載せられたるときは遲滯なく報告を爲し此等誤解を未然に防止するに遺憾なきを期せられたいのであります。

三　次に戒具の使用に付ては各位は十分なる注意を拂はれ行刑規律の維持の爲め眞に已むを得ざる場合を除き之が濫用に陷らざる樣監督の實を擧げて居られることは毫も疑ふ餘地がないのであります。併し時に其の濫用ありとして世間の疑惑を招き非難を爲すものが尠なくないのであります。苟も現代の行刑に於ては斯る不法なる行刑戒護は絶無と信ずるのでありますが斯る誤解の起る所以のものは刑務所當局が戒具使用の趣旨を徹底せしめないことが其の主なる原因であると信ずるのであります。此故に各位は已むを得ずして戒具を使用する場合に於ては能く其の使用の趣旨を徹底し且使用の理由竝經過を明かにすることに一層の注意を拂はれたいのであります。

四　近時刑務作業は著しく發展し其の生產高も亦往年の比に非ることは只今大臣より御訓示のありました通りであります。然るにしかく作業が發展致したるに拘らず民業壓迫の聲が比較的に低いことは結局各位が大正十三年の司法次官通牒に基く官用主義の徹底を圖られた結果に外ならないと信ずる次第であります。併しながら、生產能力の少い僻地に於ては民業壓迫の非難は決して根絶したとは申されませぬ故に各位は一層作業統制の宜しきを制し地方生產能力と註文品の種類數量とを充分考慮し大都會所在の刑務所に於ては能ふ限り地方刑務所の作業を援助し假初にも右樣の非難のない樣に協力せられんことを切望致す次第であります。

五　次に敎化の點に付て一言申上げ度いのであります。

抑も受刑者の敎化の目標は彼等を忠良なる國民として合法的社會生活に復歸せしめることであります。從て受刑者の敎誨に當りましては宗敎的信念を植付ける以上に更に我國民精

神を正確に把握せしめ一旦緩急あるときは義勇奉公の誠を盡し得る丈けの國民的信念を確立せしめる必要があるのであります。此事は只總集教誨のみによつてなし得られるものではなく寧ろ獨房訪問を頻繁にし教誨師も戒護官吏も醫師も相協力して自己の人格を以て彼等を感化し彼等を指導して國民精神の眞髄に觸れしめねばならぬのであります。各位は歸任後其の趣旨を以て刑務官即教化官たるの理想を實現されるやう切望に堪へないのであります。

六　累進處遇の運用が豫期以上の效果を收めて居ることは誠に慶賀に堪へないところであります。而して累進處遇は此制度の趣旨を理解し其の運用に違算なきを期せねばならぬと考へます。若し其の運用宜しきを失するときは却て一般の囚情を惡化し不測の害を遺すやも知れぬのであります。思想犯人の如きも其の詭激なる思想を抛棄したる以上は之を累進處遇の相當なる階級に屬せしめ以て彼等を希望に生かしめ其の轉向の實を强固にする必要があること勿論であります。本年八月末日現在までの四十二名の轉向者に對し累進處遇令を適用せざる理由を調査致しましたところ其の多數の轉向者に付ては適用せざる理由を欠缺して居る樣に思はるるのであります。元より各自の所見相異なる場合も絶無でありませぬが思想犯人なりと雖其の轉向に確信を持たれたなら孤疑するところなく累進處遇を適用して希望の生活に入らしめらるるやうにせしめられ度いのであります。

七　最後に假釋放に付て一言致したいと思ひますことは假釋放許可の件數が昨年に比し一層增加致しまして而もその取消件數が極めて僅少であることは行刑成績の向上を立證するもので誠に悦しき次第であります。併しながら今日各位より上申になります假釋放上申書を檢討致しまするに多くは其の殘刑期が極めて僅少なる期間に過ぎないのであります。之は恐らく各位が餘りに愼重を期せらるる結果斯く殘刑期が短日月とされて居るのではないかと考へられるのであります。約言すれば今日は假釋放の運用があまりに形式的に流れて居るやうでありますから各位は今後成るべく判檢事の意見をも徵し受刑者行刑成績の實に基いて假釋放の運用に更に一層考慮を費されんことを希望する次第であります。

岩松行刑局長注意事項

（昭和九年十一月刑務所長會同ニ於ケル）

一　庶務

一　處務ノ簡捷ヲ圖リ且統一ヲ期スル爲メ大正七年三月往第三一七號ヲ以テ司法次官ヨリ通牒ノ次第有之ニ往々封筒ノ文書番號ヲ遺漏シ又通牒ノ趣旨樣式ニ依ラサル向アリ爾今所定ノ樣式ヲ勵行セラレタシ

二　保健技手、教誨師、教師、作業技手等判任待遇職員ノ採用ニ付内議セラレ其ノ採用指示ヲ受ケタルモノニ對シテハ採用後速ニ報告スヘキ筈ナルニ懈怠セラルル向多シ爾今必ス施行報告セラレタシ

三　職員勤務成績ノ良否ニ付テ愼重精査ノ上考績調書又ハ定期進級期ニ於ケル昇級上申書ニ記載セラルルモノト思料スルカ其ノ判定符合ヲ缺キ一ハ普通トシ一ハ優良トセラルル向アリ斯クテハ其ノ査定ニ何レヲ可トスルヤニ付疑ヲ生スルコトナレハ兩者符合セシメラレタシ

四　管外出張認可申請書提出ニ際シ各管内司法保護事業研究會ノ如キ管内各刑務所長出張ノ場合ニハ連署ヲ以テ開催地刑務所長ヨリ申請相成樣セラレタシ

五　考績調書作成ニ付テハ關係通牒熟覽ノ上記入ノコト信スルモ肝要事項ヲ脫漏スル向多シ斯クテハ當局ノ異動計畫其他ニ大ナル支障ヲ生スルニ付記入每ニ通牒熟讀遺漏ナキヲ期セラレ左記事項注意セラレタシ

（イ）勤務成績欄ヘハ其ノ成績ヲ詳記シタル上優、良、可、不良ノ四種ニ區分シ概評點ヲ附スルコト

（ロ）備考欄ヘ保健技師、同技手ニ對シ醫籍登錄番號其年月日、自宅開業ノ有無、判任官候補者ニ對シテハ其所任官順位

六　新拜命者ノ考績調書ハ視察中ノ故ヲ以テ甚シク其ノ提出ヲ遲延セラレ遂ニハ其中ニ轉勤シタルタメ全然考績調書ノ提出ヲ無視セラルル向アリテ本調書設備ノ趣旨ヲ沒却スルノ例アリ向後ハ新任者（看守ヨリ看守長任官ノ如キモノヲモ含ム）ニアリテハ必ス直チニ表紙ヲ添付シ視察中ニ屬スル部分ハ其旨記入シ提出スルコトニ取計アリタシ

七　判任官候補者及保健技手、判任待遇教誨師、教師竝ニ五級俸以上ノ作業技手等ニ對スル考績調書提出ノ場合ハ必ス表紙ヲモ同時ニ送付アリタシ（寫眞ハ後送差支ナキモ往々其ノ提出ヲ怠リ督促スル例不尠）

二　刑務

一　本年二月減刑施行ノ際記錄ノ不備又ハ檢閱疎漏ノ爲減刑無資格者ナルニモ拘ラス之ヲ減刑シ釋放後ニ至リ其ノ事實ヲ發見シタル事例アリ減刑セラレタル者ノ身分帳簿ハ釋放前再調査セラレタシ

二　今般監獄法施行規則ノ一部ヲ改正シテ刑事被告人及懲役、禁錮兩受刑者ノ護送又ハ出廷ノ際ハ普通衣ヲ着用セシムルコトヲ得ト改メタルカ其ノ主旨トスルトコロハ收容者ノ心情ヲ融和セシムルト共ニ社會風敎上ノ惡影響ヲ避ケントスル點ニアリ唯豫算ノ關係上充分ニ普通衣ヲ配給シ得サル爲遺憾ノ點アランモ改正ノ趣旨ヲ諒解セラレ配賦セラレタル範圍内ニ於テ充分活用セラレタシ

三　刑務事故報告ノ敏速適確ナルヘキコトハ本省ニ於ケル監督

上特ニ必要ナルモ近來兎角敏速ヲ缺クヲ以テ先般特ニ通牒ニ及ヒタル次第ニ有之最近ノ事例ニ依ルモ刑務事故ニ付地方新聞ニ頻リニ連載セラレツツアルニモ拘ラス記事ノ切抜ヲ送付セサルハ固ヨリ單ニ事實無根ニ付新聞社ニ對シ記事取消方申込中ト報告アリタルニ過キサルタメ本省ニ於テモ事實ノ眞相ヲ知悉スルヲ得ス爲ニ支障尠カラサリシ事例アリ特ニ注意セラレタシ尚事故報告ニ際リテハ不詳事惹起ノ原因ヲ探究シテ之ヲ記載シ事件直後ニ講シタル防止策、事件ノ爲ニ惡用セラレタル箇所ノ現在ノ狀況及之レニ對スル將來ノ對策ヲ詳具セラレタシ

四　設備狹少ニシテ戒護職員ノ少數ナル刑務支所ニ於テ一時ニ多數ノ未決拘禁者ノ入所アリ拘禁上種々支障ヲ生シタルトキハ或ハ本所ヨリ臨時職員ヲ派シテ之ヲ應援シ或ハ檢事局ト協議ノ上審理ニ差支ナキ範圍ニ於テ本所ニ移送スル等適宜ノ處置ヲ講シ以テ一面檢察當局ノ活動ノ便宜ヲ計ルト共ニ他面逃走、自殺、通謀等刑務事故ノ發生ヲ未然ニ防止シ得ル樣特ニ留意セラレタシ

五　假釋放方上申ニ關スル事項

（イ）殘刑期極メテ僅少トナリテ上申スルタメ照會ノ必要ヲ感スルモ之ヲナス餘日ナク又詮議上ニモ差支ヲ生スルモノアリ少タトモ一ケ月以上ノ殘刑アルトキニ上申スルコト甚シキニ至リテハ電報許可ノ方法ヲ執ル外止ムナキモノアリ斯カルモノハ審査規程第十六條ニ該當スル時ノ外妥當ナラス

（ロ）被害者數名アリテ其ノ金額相當ノ巨額ナルモノニ對シ漠然ト其ノ大半ヲ賠償セリト記載セルモノアリ斯カル場合ハ個人別ニ賠償濟額ト殘額トヲ明記シ殘額ニ對シ將來ハ如何ナル方法ヲ以テ賠償スルヤ具體的見込ヲ記載シ責任遂行ノ途ヲ明カニスルコト

（ハ）事件關係者ノ顚末記載概シテ不備ナリ例ヘハ痴情關係ノ場合犯罪ノ導火線トナリタル人物ハ現在何處ニ於テ如何ナル生活ヲナシ關係者相互ノ間ニ惡感情ノ繼綿セルモノナキヤ否殘存關係者ノ現在ノ生活狀態ヲ記述シ全貌ヲ明瞭ニスルコト

（ニ）假釋放上申者中偶々時機尚早又ハ不適當ノ故ヲ以テ留置又ハ却下セラルルコトアルモ一般ノ上申ニ遂巡スルコトナキ樣注意セラレタシ

（ホ）二個以上ノ自由刑ヲ引續キ執行スヘキ場合ニ於テハ先ツ重キ刑ヲ三分ノ一以上執行シタル後檢事ト協議シ刑事訴訟法第五百二十七條但書ニ依リ一時之カ執行ヲ停止シ他ノ刑ヲ先ニ執行スル等適宜ノ處置ヲ講シ以テ假釋放制度ノ運用ニ支障ナカラシムル樣注意セラレタシ

（ヘ）假釋放上申書ノ姓名ニ傍訓ヲ附セサル向多キモ電報許可等ノ際ニ支障アルヲ以テ必ス傍訓ヲ施スコト尚上申書ノ姓

名ト附屬書類ノ夫レト用字一致セサルニ拘ラス何等說明ナキモノアリ

（ト）近來上申書ニ誤記多ク甚タシキニ至リテハ刑期又ハ刑ノ終了日等ヲ誤ルモノアリ淨寫ノ際特ニ意ヲ用ヒ誤記ノ絕無ヲ期セラレタシ

（チ）假釋放條件期間經過ノ日ノ算出ヲ誤レルモノ多シ

（リ）本人ノ經歷ニ付テハ身上關係欄ニ記載スレハ足ルニモ拘ラス犯罪關係欄ニ詳細ニ記入セラルル向多キモ重複記載ノ要ナシ

（ヌ）累犯者ニ付テハ前刑釋放後再犯ニ至ルマテノ狀況ヲ特ニ明ニセラレタシ

（ル）犯罪關係ノ記載簡略ニ過キ犯罪ノ原因ヲ窺知シ得サル憾アルモノ多シ例之家出又ハ失業ノ爲犯罪ニ陷リタル場合家出又ハ失業ノ原因ヲ記載セサルモノ多ク又生計ニ不安ナカリシニ窃盜ヲナシタル原因トシテ單ニ利慾トノミアリテ不明瞭ナルモノ多シ

（ヲ）犯行ニ付テハ單ニ情狀稍憫諒スヘキモノアリト記載アルニ止マリ何レノ點ヲ指示スルヤ不明ノモノ多ク又上申書ニハ情狀酌量スヘキモノナシト記載シアルニモ拘ラス判決ニハ刑法第六十六條ヲ適用セルモノアリ斯ル場合ハ特ニ之カ說明ヲ附記セラレタシ

（ワ）前科等不良經歷又ハ共犯者ノ刑名、刑期等ノ記載洩レ多シ

（カ）職業ニ於テ相當轉々シタルトキハ其ノ轉職ノ理由ヲ明ニセラレタシ

（ヨ）相當ノ期間受刑シ行刑成績良好ナルニ賞表ナキトキハ其ノ理由ヲ附記セラレタシ

（タ）假釋放上申書ノ內容ト累進得點表ノ內容トハ必ス合致スヘキモノナルニ然ラサルモノ多シ

（レ）責任點數ヲ消却セサルモノト雖モ責任觀念ニ厚ク共同生活ニ適スル見込アル者ハ累進處遇令第十七條第二項ニ依リ特別進級ヲナサシメ相當期間訓練ノ後假釋放上申セラレタク又假釋放ニ適スル者ト認メタル者ニ對シ特別進級ヲナシ得サル場合ハ其ノ理由ヲ明ニセラレタシ

（ソ）保護關係ノ調查ハ最モ重要ナルニモ拘ラス往々形式ニ流レ調查不充分ノ爲假釋放スヘカラサル者ヲ上申セシタメ再犯ヲ容易ナラシメタル事例アリ調查ヲ嚴密ニシ其ノ完全ヲ期セラレタシ

（ツ）犯罪ノ原因動機トナリタル事項カ既ニ除去セラレ再犯ノ原因トナルノ虞ナキコトニ付說明ナキモノ多シ例之前刑釋放後直ニ衣食ノ資ニ窮シ再犯シタル者ニ付テハ今回ハ斯ル懸念ナク自活シ得ル見込ノ有無、繼母トノ折合惡シク家出シ犯罪ニ陷レル場合ニ於テハ現在繼母トノ感情、負債ノ辨濟ニ焦慮シ火災保險金ヲ騙取セントシテ放火シタル者ニ付

テハ當該負債ノ處置等ノ如シ

（ネ）家計困難ナル家庭ニ歸住スルニ當リ釋放後ノ生計ノ見込トシテ漠然適業ニ從事スル見込ト記載ヲナスニ過キサル向多キモ斯クテハ忽チ生活上ニ憂慮スヘキ事態ヲ生スルヤニ思料セラルルヲ以テ斯ル場合ニハ渡世ノ方策ヲ確實ナラシメタル上上申セラレタシ

（ナ）保護會ニ收容スル場合ハ其ノ理由、就職方法、收入及獨立生計ヲナス時機ヲ明ニセラレタシ

六　累進處遇令第十七條ニ依リ特別進級セシメテ假釋放上申スルモノノ中得點表ヲ調査スルニ無理ニ進級セシメタルヤノ疑アルモノアリ例ハ每月七點或ハ六點ノ成績ナルニ拘ラス進級セシメタルモノアリ全ク同條濫用ノ弊ニ陷ルコトアリ

七　收容者ニ對スル所長面接ヲ頻繁ニ行ハレ度キ旨ハ既ニ屢々本會同若クハ通牒ヲ以テ御注意セルニモ拘ハラス依然勵行セラレサル向アリ之カ爲メ巡閱等ノ際ニ所長限リニテ容易ニ處理シ得ルカ如キ情苦ヲ訴フルモノ極メテ多シ右ハ下級職員カ收容者ノ面接願ヲ幹部職員ニ取次カサルニ由ル場合モ多々アルモノト思料スルモ結局各位ニ於カレ積極的ニ面接ヲ勵行セラレサルニ原因スルモノト思考セラル今後ハ每週面接日ヲ定ムル等適當ノ方法ヲ講シ面接ヲ勵行シ以テ下情閉塞ノ弊ニ陷ラサル樣御注意アランコトヲ希望スル次第ナリ

八　受刑者ノ釋放ハ重要事項ナレハ平素ヨリ特ニ注意ヲ拂ハルルコトト思料スルカ最近刑期計算ヲ誤リ或ハ減刑スヘカラサル者ヲ減刑スル等ノ事務取扱上ノ過誤ヨリ早期ニ釋放シタル事例若干アリ甚タ遺憾ニ堪ヘス爾今之等ノ事務ノ處理ニ付テハ一層監督ヲ綿密ニシ過誤ナキヲ期セラレタシ

三　思　想

一　治安維持法違反受刑者ノ假釋放上申ニ關シ裁判所又ハ檢事局ト協議ヲナス場合ノ照會書中ニハ其ノ照會ノ內容餘リニ簡ニ失シ照會先官署ヲシテ適正ナル意見ヲ付スルニ由ナカラシメ結局其ノ同意書モ單ニ上申書ノ形式ヲ整ヘタルニ過キストノ認メラルルモノ尠カラス今後此ノ種ノ照會ニ際リテハ思想ノ推移、轉向ノ動機、轉向ノ內容及行刑成績、保護關係等假釋放ヲ適當トスル事情ノ要領ヲ記載シ囘答ニ必要ナル實質的資料ヲ提供スルヤウ考慮セラレタシ

二　同法違反者ノ假釋放ニ際リ完全ニ轉向セサル準轉向者之ヲ例ヘハ「に4」ニ分類セラルル者ヲ上申スル向アルモ未タ思想動搖中ノ者又ハ詭激思想ヲ拋棄セサル者ヲ上申スルハ穩當ヲ缺クモノト認メラレ又假釋放上申書ト同時ニ轉向報告ヲ提出スル向アリ右ハ轉向直後ノ上申ナルカ或ハ既ニ轉向シ居タルニ不拘其ノ報告ヲ遲延セシメタルニ基クモノナルカ判然セス詮議上差支ヲ生スルモノナレハ今後ハ其ノ間ノ事情ヲ明瞭ナラシムルヤウ注意アリタシ

三　詭激思想懷抱者入出所表及治安維持法違反受刑者入出所其他異動報告ハ每月五日迄ニ提出スヘキ定メナルニ著シク遲延スルモノ尠カラス又計數杜撰ニシテ誤記多ク爲ニ徒ラニ反覆照會ヲ要スルモノナレハ爾今注意アリタシ

四　詭激思想懷抱者原簿（甲、乙）ノ作成洩又ハ釋放報告ノ提出洩其他同原簿作成カ著シク遲延シ本省ニ於ケル事務統制上支障ヲ生スルモノナレハ所定期日ニ提出スル樣部下ヲ督勵セラレタシ

五　詭激思想懷抱者成績報告ハ記載簡ニ過キ要領ヲ得サルモノアリ昭和八年一月行甲第一一〇號通牒第八號及昭和九年八月行秘甲第二〇五號通牒第二號ニ則リ具體的ニ記載シ內容ノ充實ヲ計ルヤウ御注意アリタシ

四　經　理

一　訓令通牒等部下職員（周知方ニ關シテハ昭和二年行甲第二一六號ヲ以テ特ニ通牒致シ勿論各所ニ於テモ之カ勵行ヲ期セラルルコトト思料スルカ本會同ニ於ケル指示、注意事項モ同樣其ノ勵行ヲ期セラレタシ

二　豫算增額申請ニ當リ計算書ノ添付ヲ省略セラルル向アリ爾今必ス所定ノ計算書ヲ添附アリタシ

三　旅費ノ豫算增額申請ニ當リテハ精算ヲ俟テ確定額ヲ上申相成樣通牒アルニ不拘概算拂額ニテ申請セラルル向アルト尙算出セラレタル金額ニ於テ誤算ノタメ更正ヲ要スルモノ相當多數アリ細心ノ注意ヲ拂ハレタシ

四　收容費過不足見込額調書中總括表ノ各目間竝摘要欄各間ノ差引計算及各目明細書ト總括表トノ不符合ニ依リ訂正ヲ要スル處多々アリテ豫備金要求調書作成上徒ラニ手數ヲ要スルモノナレハ爾今細心ノ注意ヲ拂ヒ嚴重檢查ノ上御提出相成タシ

五　物品ノ購入ニ當リテハ常ニ其品質、價格、數量ニ注意シ幾分ニテモ廉價ニテ良品ヲ購入シ得ルトセハ當ニ一品又ハ一回ノ金額ニ於テハ僅少ナリト雖モ之ヲ年間ニシテ全國ヲ通スルトキハ侮ル可カラサル額ニ上リ經費節減上利スル處アルハ言ヲ俟タサル處ナリ就中石炭ノ使用量ハ全國ヲ通シ相當多量ニシテ收容費支辨ノモノノミニテモ每年二十五六萬圓內外ノ多額ニ上レリ當局ニ於テハ曩ニ各所ニ照會シ其ノ現品ト共ニ購入價格表等ヲ取集メ調查シツツアリ不日其成績ヲ發表スル筈ナルカ同種ノモノニテ價格ニ相當ノ差異アリ又同價格ノモノニシテ其品質ニ於テ良否ノ差甚シキモノアリ勿論石炭ハ地方的關係、交通機關ノ便否、購入時期等ノ關係上多少ノ差異ハ免レサルモ今少シク購入ニ際シテ注意セハ比較的廉價ニテ良品ヲ購入スルコトヲ得延イテ國家經濟上見ル可キモノアルヲ信スルモノナリ取扱者ニ對シ一層ノ督勵ヲ望ム

六　大臣宛竝會計檢查院等ニ提出セラルル諸報告、檢定書、計算書等ニ於テ報告洩、提出期日ノ遲延又ハ大臣經由ノモノヲ

直送シ或ハ職印ヲ押捺スヘキニ認印ヲ使用シ所長ノ檢査了印洩等不備ノ點多數アリ爾今書類發送前十分精査セラレ遺憾ナキヲ期セラレタシ

七　最近ニ於ケル會計檢査院ノ檢査狀況ヲ觀ルニ經理事務處理上些少ノ注意ヲ加フルニ於テハ一層成績良好ナラント思料セラル其ノ數點ヲ例示セハ(一)支出科目ノ誤謬(二)證憑書類ノ不完(三)登記ノ遺漏(四)現品ト帳簿トノ不符合(五)書類、現品、倉庫ノ整理、整頓等相當注意ヲ受ケタルモノアリ

右ハ法規、通牒等ノ研究竝取扱者ノ注意如何ニ依リ當然遺憾ナキヲ期シ得ル程度ノモノナレハ一層部下職員ヲ督勵シ萬全ヲ期セラレタシ

八　各所修繕費ノ豫算增額申請ハ各所ヲ通シ相當多額ナルニ比シ既定豫算額僅少ノタメ其要求ヲ充タスヲ得ス各所ニ於テハ不滿ノ向アルモノト思料セラルルカ豫算關係上由ナク各位ハ宜シク事故ノ緩急ヲ檢討シ常ニ建物ノ保存ニ留意セラレ殊ニ一時ニ多額ノ要求等ハ勢ヒ增額不可能トナルカタメ其急ナルモノヨリ徐々ニ修理補填ヲナシ大破ニ至ラサル樣御注意アリタシ

五　作業

一　職業訓練夫竝技能受刑者ノ移送選定ニ付テハ十分注意ヲ拂ハルルコトト思料スルカ移送後其ノ受刑者ヲ豫定ノ業種ニ就カシムルコト能ハサル場合往々アリ斯クテハ移送ノ爲受刑者ノ教化上又ハ釋放後ノ生計ニ蹉跌ヲ生ムノミナラス他面多額ノ經費ヲ要シ誠ニ遺憾トスル事例尠カラス爾今考査上一層嚴選ニ努メ部下ニ一任セサルノ注意ヲ要ス

二　官司作業竝委託作業製作命令ヲ爲スニハ作業原簿ニ必要ナル所要材料拂出スヘキ規定ナルカ往々之レカ實行ヲ怠リ生産拂ヲナス向アリ他面作業素品ハ一製作命令毎ニ其所要數量ヲ精確ニ調査シ過不足ナキ樣交付スヘキナルニ當時ノ調査粗漏ナル爲素品過剩ヲ生シ多數ノ不用素品ヲ工場ニ藏置セル實況ニ付將來作業章程ニ基キ處理セラルヘシ

三　作業契約書登記ノ金額ト會計保管ノ有價證券受領書ト符合セス又作業契約書ニハ保證金ノ種類ヲ詳細ニ登記セス屢々檢査院ノ批難ヲ受クル點ナレハ各部局ニ於テ能ク對査シ常ニ符合セシムルノ注意ヲ要ス

四　就業費旅費配賦額内ニ於テ支辨スヘキ事ハ當然ノ事ナルモ往々認可ヲ受ケスシテ制限外ニ流用支辨シ或ハ作業係以外ノ吏員ヲ出張セシムル向アリ向後精々節約ヲ圖リ凡ソ年度ノ始メニ於テ豫メ配賦豫算ヲ基礎トシ施業ノ企劃ヲナシ濫リニ不足ヲ生スルカ如キ事ナク又作業係ニ非ラサル者ヲ濫ニ出張セシメ檢査院ヨリ審理ヲ受ケサル樣十分注意アリタシ

五　不用物品ノ整理方往々規定ノ手續ヲ缺キ各部局ニ於テ直チニ使用シ之レカ後日ニ於テ不用品處分ノ顚末ヲ不明瞭ナラシメ整理上遺憾ナシトセス將來不用品書留簿ニ登記シ然ル後夫々利用若クハ燒料ニナスノ注意アルヲ要ス

六　物品ノ購入ニ際シ作業及用度ニ於テ數日間内ニ同一品ヲ購入セラレタルニ品質、價格ニ高低アリ(揮發油ノ如キ)又物品購入ニ付契約期間内ニ納入セサル爲關係調帳簿ノ不突合ノモノアリ或ハ保管轉換受入ニ當リ各部局ニ於テ區々ナル取扱ヲナシ其ノ結果一方ニテハ物品檢收簿ニ登記シ檢收ヲ了シ一方ニテハ手續ヲ省略セル向アリ將來全部ニ付檢收ノ手續ヲ履行スルノ注意ヲ要ス

七　前年度未收入繰越高官司業一四、一七六圓委託業七、五六五圓受負作業一四、五八三圓合計三六、三二四圓ノ多額ニシテ之カ對策トシテ各所共萬全ヲ期シ居ラルル事トハ被思料居ルモ結局作業經營上注意ヲ缺キタル結果ニ外ナラス本件ハ年々議會ニ於テ問題視サレ屢々檢査院ノ批難ヲ招ク點ニ付各位ハ常ニ是等ノ點ニ關シ深甚ナル注意ヲ拂ヒ速ニ回收セラルヘシ

八　作業事務實地檢査ノ實況往々形式ニ流レ殆ント異狀ナキ旨報告セラルル處アリ整理充分行屆タル次第ナリト雖モ往々檢査院實地檢査ノ注意事項中不行屆ノ事例尠カラス又檢閱報告ニ檢査官竝ニ立會官吏ノ登記洩多ク今後全般ニ渉リ細密檢査ヲ實施シ詳細報告セラルル樣特ニ注意ヲ要ス

六　教化

一　受刑者看讀用私本ノ審査申請方ニ付テハ昨年會同ノ席上ニ於テ注意ヲ促シタルニ今尚書式ノ具備ヲ缺ク向アリ爲メニ審査ノ適正ト敏活ヲ阻止スルモノナレハ爾今昭和二年九月行甲第一、二五一號及同六年九月行甲第一、七三六號通牒ニ準據シ充分下審査ヲ行ヒ其ノ内容等本省ニ於ケル審査上參考トナルヘキ事項ハ努メテ之ヲ詳具セラレタシ

二　未決拘禁者ニ看讀ヲ許ス雜誌ノ範圍狹キニ過キ處遇上妥當ヲ缺クノ嫌アルヲ認メ曩ニ其ノ範圍ヲ擴張セラレタル次第ナルカ其ノ選擇ニ付テハ昭和三年八月行甲第一、三九七號通牒ニ則リ内容檢閱ノ周到ヲ期シ若シ除去、切取部面多クシテ雜誌トシテノ形態ヲナササルトキハ看讀ヲ許ササル等取扱上遺漏ナキヲ期セラレタシ

三　受刑者ノ接見ニ付官吏ノ立會ヲ省略セル狀況ヲ視ルニ全ク之ヲ實施セサル刑務所多數ナリ右ハ其所設備ノ關係ニモ之レ因ルル儀トハ思料スルモ立會ヲ省略スヘキ適切ノ事情存スルニ拘ハラス徒ラニ之ヲ回避スルカ如キコトナキ樣注意セラレタシ

四　私本ノ購入方刑務協會ニ依囑セラレ既ニ現品到着後出願受刑者カ高價ナリトシ取消方申出ラルル向アリ又諸種ノ事情ニ依リ返送セラルル書籍ニシテ取扱粗雜或ハ荷造不完全等ノ爲メ著シク汚損シ其ノ處置ニ付困惑スル由ニ付他ニ迷惑ヲ及ホササル樣注意アリタシ尚私本購入申込ノ際ハ刑務協會ニ於テ取纏メニ迅速ヲ期セシムル爲メ注文書ニ書籍ノ發行所ヲ記入

セラルル樣取計ハレタシ

七　衛生

一　收容者ノ個性調査殊ニ精神變調ノ疑アルモノニ對スル調査ハ醫師ノ專門的診査ニ依ルヘハ勿論收容者ニ日常接渉スル一般刑務職員モ亦宜シク平素ニ於ケル本人ノ起居、動靜ノ詳細ヲ精密ニ監察シ以テ專門的診査ト綜合考査ノ上決定ヲ要スヘク從ツテ醫務職員ハ勿論戒護、敎務、作業等各係職員ニ於テモ亦視察ノ結果ヲ時々報告シ精神判定ノ資ニ供セサルヘカラサル次第ナリ然ルニ健康診査ノ結果精神變調ノ疑アルノ故ヲ以テ動靜視察方ニ付各關係主任合議ノ上判定ヲ經タル受刑者ニ對シ其ノ後何等ノ動靜監察ヲ爲サス偶々規律ニ違反シタル事件取調ノ爲メ戒護係ニ於テ獨居拘禁ニ付シ而カモ精神狀態調査ニ最モ關係深キ醫務係ヘハ何等ノ通報ヲ爲サス且ツ其他ノ敎務、作業等各關係方面ニ對シテモ亦通知ヲ爲サス作業ヲ科セサル儘一ケ月餘モ放任シ居タル事例アリ右ハ單ニ一例ニ過キサルモ動モスレハ叙上ノ如ク各係ノ協調上相互通報ヲ要スヘキ者ニ給與スル糧食ハ献立作成ニ際リ相當ノ考慮ヲ拂ヒ副食物ノ如キモ病菜トシテ菜品選擇上特殊ノ考案ヲ爲ス要アリト思料ス然ルニ之等ニ對スル注意ヲ爲サス一般健康者ト同一ノ糧食ヲ給與スルニ於テハ如何ニ適當ナル藥劑ヲ使用シ或ハ看護ニ盡スト雖モ其ノ治癒ヲ速ナラシムルコト能ハサルヘシ將來診斷、投藥上ノ監督指導ト併行シ物理的療法ノ實施竝ニ患者ニ給與スル糧食ノ問題ニ付テモ亦一層留意セラレ以テ疾病除去ノ一助ニ資セラレンコトヲ望ム

三　診斷ノ明確ト藥劑ノ適切ヲ期スヘキハ疾病ノ治療上最モ重要ナルハ勿論ナルモ尙診斷、藥劑以外ニ患者ニ對スル物理的治療法ノ施行或ハ給與スル糧食ノ問題ニ付テハ特ニ注意ヲ拂ハサルヘカラス然ルニ診斷又ハ投藥ノミニ偏重スル餘リ動モスレハ物理的療法例ヘハ溫濕布、氷枕、氷嚢、湯婆或ハ日光浴又ハ放射線等ノ施行處置ヲ閑却スルノ傾向アリ更ニ糧食ニ付各刑務所ノ献立表ヲ觀ルニ患者ニ給與スル副食物菜品類ノ選擇等ニ就テハ殆ント顧慮セラレサルモノノ如ク一般健康者ト同一ノモノヲ支給スルカ如キ事例アルヲ散見ス素ヨリ疾病ノ種類、程度ニ依リテハ一般常菜ヲ支給シ差支ナキモノアリト雖モ消化器系統ノ患者其他內臟疾患中特ニ食餌ニ注意ヲ要スヘキ者ニ給與スル糧食ハ献立作成ニ際リ相當ノ考慮ヲ拂ヒ副食物ノ如キモ病菜トシテ菜品選擇上特殊ノ考案ヲ爲ス要アリト思料ス然ルニ之等ニ對スル注意ヲ爲サス一般健康者ト同一ノ糧食ヲ給與スルニ於テハ如何ニ適當ナル藥劑ヲ使用シ或ハ看護ニ盡スト雖モ其ノ治癒ヲ速ナラシムルコト能ハサルヘシ將來診斷ノ明確ト藥劑ノ適切ヲ期スヘキハ疾病ノ治療上最モ重要ナルハ勿論ナルモ尙診斷、藥劑以外ニ患者ニ對スル物理的治療法ノ施行或ハ給與スル糧食ノ問題ニ付テハ特ニ注意ヲ拂ハサルヘカラス然ルニ診斷又ハ投藥ノミニ偏重スル餘リ動モスレハ物理的療法例ヘハ溫濕布、氷枕、氷嚢、湯婆或ハ日光浴又ハ放射線等ノ施行處置ヲ閑却スルノ傾向アリ更ニ糧食ニ付各刑務所ノ献立表ヲ觀ルニ患者ニ給與スル副食物菜品類ノ選擇等ニ就テハ殆ント顧慮セラレサルモノノ如ク一般健康者ト同一ノモノヲ支給スルカ如キ事例アルヲ散見ス素ヨリ疾病ノ種類、程度ニ依リテハ一般常菜ヲ支給シ差支ナキモノアリト雖モ消化器系統ノ患者其他內臟疾患中特ニ食餌ニ注意ヲ要スヘキ者ニ給與スル糧食ハ献立作成ニ際リ相當ノ考慮ヲ拂ヒ副食物ノ如キモ病菜トシテ菜品選擇上特殊ノ考案ヲ爲ス要アリト思料ス然ルニ之等ニ對スル注意ヲ爲サス一般健康者ト同一ノ糧食ヲ給與スルニ於テハ如何ニ適當ナル藥劑ヲ使用シ或ハ看護ニ盡スト雖モ其ノ治癒ヲ速ナラシムルコト能ハサルヘシ將來診斷、投藥上ノ監督指導ト併行シ物理的療法ノ實施竝ニ患者ニ給與スル糧食ノ問題ニ付テモ亦一層留意セラレ以テ疾病除去ノ一助ニ資セラレンコトヲ望ム

四　各刑務所ヨリ提出ニ係ル衞生週間實施報告中行刑衞生ニ對スル改善意見ヲ見ルニ制度ニ關スルモノノ內例ヘハ專任保健助手一名ニテハ手不足ニ付增員ヲ希望シ或ハ現ニ施行中ノ獨居者運動時間三十分ハ短カキニ過クルヲ以テ延長致シ度等何レモ刑務所長カ規定ノ範圍內ニテ適宜ニ措置シ得ル事項ヲ記載シタルモノ多ク尙ホ設備ニ關スルモノノ內ニモ或ハ配食夫ニ白布ヲ貸與スル件又ハ舍房內ノ燭光增加若クハ下水溝ノ修繕、工場舍房ノ採光窓ノ修繕、乾燥場施設等之亦規程ノ範圍內又ハ配賦修繕費豫算內ニテ刑務所長ニ於テ適宜處理シ得ラルヘシト認メラルル事項尠ナカラス之等ニ就テハ將來刑務所長ニ於テ夫々處置シ新ニ試行シタル事項トシテ報告シ眞ニ改善ニ必要ヲ認ムルモ配賦豫算內ニ於テ刑務所長限リ處置シ得サル事項ニ付テハ詳細理由ヲ具シ改善意見トシテ提出スル樣留意セラレ度シ

五　衞生材料「其他ノ物品」中晒木綿(繃帶)、ガーゼノ類ヲ消毒再製ノ上使用方ニ付テハ昭和六年十一月行甲第二、〇一二號ヲ以テ通牒置キタルヲ以テ各刑務所共相當留意セラレ經費節約ニ資セラレツツアルモ之等再製品ヲ衞生材料受拂簿ニ揭記ノ現況ヲ觀ルニ各刑務所ノ取扱振區々ニ渉リ居レリ右ハ要スルニ再製セサル品ハ其ノ單位稱「反」ニ依リ處理シ之カ出納ヲ爲シ居ルモ一旦使用セハ小布ニ切斷スル關係上「反」ニ依リ整理至難ノ狀態ニ至ルヘク之カ爲メ同一口座ニ別個ノ單位稱ニ依リ揭記シ或ハ切斷セラレタル小布ヲ繼キ合セシモノト假想シ强イテ同一ノ單位稱ニ擬シ同一口座ニ登載シ又ハ別個ノ口座ヲ設ケテ登記スル等區々ニ渉リタルモノト思料ス仍テ將來ハ再製品ハ別口座ヲ設ケ出納處理シ再製セサルモノノ單位稱ハ從來ノ通リ「反」ヲ以テシ再製品ノ單位稱ハ「瓦」ヲ以テ出納スルノ取扱ニ一定セラレ度シ

六　差入ニ係ル自辨糧食又ハ收容者ニ給與スル副食物菜品類ノ購買品受入時ニ於ケル檢査ニ關シ各刑務所ノ取扱振ヲ見ルニ用度及ヒ戒護各係ノ職員立會ノ上之ヲ完了シ醫務職員ハ全ク之ニ關與セサル箇所尠カラス斯ノ如キ保健上最モ關係深キ給與ニ關スル必要ナル檢査ニハ醫務職員ヲモ立會ハシメ以テ保健衞生上ヨリ觀タル檢査ノ完璧ヲ期セラレンコトヲ望ム

七　保健助手ノ職務竝ニ備藥箱ノ運用取扱方等ニ付テハ大正十二年訓令第八號、同行甲第八三三號及同號通牒竝ニ大正十五年行甲第一、三四四號ヲ以テ規定セラレ爾後再三注意ヲ促シ來リタルトコロナルモ其ノ實際ノ取扱振ヲ見ルニ保健助手ニ於テ動モスレハ備藥箱設置ノ趣旨ヲ誤解シ所謂家庭醫療ノ範圍ヲ越エタル措置ヲ執リ或ハ三日以上備藥ノ投與ヲ爲シタルモノニ對シテハ醫師ノ診察ヲ受ケシムヘキ定メナルニ之カ申

告ヲ怠リ一面醫師ハ少ク共一週間ニ二回以上備藥投與簿ノ檢閲ヲ行ヒ以テ保健助手職務ノ監督指導ニ任セサルヘカラサル次第ナルニ之カ檢閲モ單ニ一片ノ形式ニ流レ保健助手カ家庭醫療ノ範圍ヲ越エタル處置或ハ引續三日以上ニ渉ル備藥投與ニ對シテモ漫然看過シテ何等ノ措置ヲ講セス甚敷ハ備藥投與簿ノ檢閲スラ施行セサル所アリ斯クテハ備藥投與箱ヲ設置セラレタル本來ノ趣旨ニモ背馳スヘキニ付保健助手ノ職務竝ニ助手ニ對スル保健技師、技手ノ監督指導ノ適否ニ付テハ各位ニ於テ常ニ留意セラレ關係訓令通牒ノ勵行ヲ期シ以テ備藥投與事務ノ完璧ヲ期セラレ度シ

八　統　計

一　統計當務者ノ交替アリタルトキハ爾今報告書ニ其ノ事由ヲ附記セラレタシ

二　月表、年表、統計小票ノ進達遲延シタルトキハ其ノ事由ヲ申報スルコト

三　符箋照會ニ對スル回答ノ際ハ符箋ヲ剝離セス其ノ儘存置セラレタシ

四　統計小票ノ罪名特別法犯ナルトキハ罪名ノ下部ニ括弧ヲ附シ勅令、省令、廳府縣令ノ區別記入ノコト

五　統計當務者ハ常ニ記載例ヲ座右ニ備ヘ之ニ通曉スルニ努ムルコト

六、訓令通牒ニ對シ任意ノ解釋ヲ下シ漫然報告スルモノアリ若シ疑義アルトキハ當局ニ經伺スルコト

九　指　紋

一　指紋ヲ押捺セシメタル受刑者ニシテ假釋放中又ハ刑執行停止中死亡シタルトキハ其ノ死亡事實ニ付確證ヲ得タル際指紋原紙取扱規程第八條ニ依リ死亡報告書提出スヘキモノナルニ近時之等報告ヲ著シク遲延シ或ハ脫漏スル等ノ向アリ指紋原紙整理上支障尠カラス元來刑ノ執行停止中死亡シタルモノノ如キハ刑務所ニ於テ其ノ事實ヲ知得スルニ關シ制度上何等定マレルモノナク隨テ其ノ事實ヲ知得セント欲セハ隨時檢事局又ハ警察署等ノ關係官廳ニ照會シテ之ヲ確ムルノ外ナク斯クテハ相互ニ手數ヲ要シ策ノ得タルモノト謂フヘカラス就テハ爾今刑執行停止中ノモノ死亡シタルトキハ檢事局ヨリ刑務所ニ對シ速カニ通報ヲ受クルコトニ豫メ各刑務所ニ於テ交渉シ協定ヲ遂ケ置カルルニ於テハ實ニ指紋事務ノ處理上ノミナラス他ノ關係事務處理上ニモ利スルトコロアルヘシ將來此ノ點ニ留意シ適當ニ處置シ事務處理上遺憾ナキヲ期セラレタシ

二　司法省保管指紋原紙ニ於ケル受刑事項ハ當該受刑者ニ對スル刑執行事實ヲ立證スルノ資料トナル場合多ク隨テ之レカ記載ハ正確ニシテ過誤アルヲ許サス然ルニ各所ヨリ送付ニ係ル指紋原紙其ノ他受刑追加小票ノ記載ニ就テ見ルニ左ノ如キ事故ヲ發見スルコト尠カラス將來當務者ヲシテ十分注意セシメ記事ノ正確ヲ期セラレタシ

（イ）受刑追加小票中最近前科トハ現ニ執行中ノ刑ニ對スル直前ノ前科ヲ指シタルモノナルニ之ヲ誤解スル向アリ又最近前科ノ出所日ニ付テハ屢々刑期終了日ト混同スル向アリ

（ロ）刑期及刑ノ始期、出所日等ヲ考慮計算シテ不突合ノモノアリ

（ハ）減刑令ニ依リ刑期ノ變更アリタル者入所ノ場合其ノ變更刑期ノミヲ記載シ原刑期ノ記載ヲ漏セルモノアリ

（ニ）月ト日ニ跨ル刑期ノ計算上ニ於テ稍モスレハ其ノ計算ヲ誤ル向アリ減刑ニヨル受刑事項異動報告ニ於テ特ニ其ノ誤多キヲ認メタリ

三　其他指紋事務處理上ニ關シ當務者ヲシテ左記各項ニ留意セシメラレタシ

（イ）對照ノ爲メ提出スル指紋原紙ニハ豫テ通牒セル通リ必ス生年月日ヲ記載スルコト

（ロ）再入受刑者ニシテ前刑執行ノ際ニ於ケル原紙ト對照シテ指紋ニ異動アルヲ認メタルトキハ必ス㊟原紙ヲ作成提出スルコト

（ハ）指紋分類檢査ノ結果ノ通知ヲ受ケタル者ノ指紋原本中其ノ訂正スヘキ箇所ハ必ス洩レナク之ヲ訂正スヘキコト



矯正図書館

第七回全國刑務所武道大會記

第七回全國刑務所武道大會は所長會同に引續き十一月十一日巢鴨刑務所府中移築場樹德殿に於て開催せられた。この日早朝より空に一點の雲もなく、新築落成式を終へてまだ一月とは經たぬ樹德殿の堂々たる赤銅葺の屋根が、晩秋の陽ざしを浴びて眩しく照り映え、前庭高く揭げられた日章旗をなびかす程の風もない。快晴無風、洵に思ひ設けぬ佳き日となつた。

場內は早朝より霜を踏んで驅けつけた役員諸氏の骨折に依つて既に萬般の設備を終り、又各區選士控室にも早くから必勝を期する選士達の笑聲が沸いてゐる。たゞ來賓の所長及び隨行員諸氏はこの朝築地本願寺に於ける法要に參列せらるゝ事になつてゐるので、未だ臨場せられず、その他の來賓も遠隔の場所柄とて、未だ顏が見えてない。

定刻午前八時太鼓の合圖と共に巢鴨刑務所長岡部理事會長代理として劍道審判員高野、持田、檜山三範士と共に入場着席、晴れの戰士六十名また場の中央に整列して開會の式が擧げられた。一同先づ神前に向つて恭しく拜禮を行ひたる後、優勝旗及び優勝杯の返還式に移り、劍道は第二區より柔道は第四區よりそれ〳〵岡部理事の手に返還を終つた。續いて岡部會長代理より開會の挨拶、高野範士より審判上の諸注意あり、愈々こゝに劍道第一部の決戰の火蓋は切られた。

劍道第一部　審判　持田範士　檜山範士

得點／對	選士名	得點
鈴木	第一區 城宮	1
押切	第二區 巢鴨	0
黑田	第三區 賀滋	3
佐々木	第四區 松高	2
宮田	第五區 口山田	4
鈴木	初段鈴木宮城	1
押切	三段押切巢鴨	0
黑田	二段黑田滋賀	3
佐々木	三段佐々木高松	2
宮田	初段宮田山口	4

劍道第二部　審判　高野範士　檜山範士

得點／對	選士名	得點
齋藤	第一區 盛岡少	3
恩田	第二區 菅小	3
鈴木	第三區 岐阜	1
青木	第四區 島德	1
久保	第五區 岡福	2
齋藤	初段齋藤盛岡少	3
恩田	三段恩田小菅	3
鈴木	二段鈴木岐阜	1
青木	初段青木德島	1
久保	二段久保福岡	2

劍道第三部　審判　高野範士　持田範士　檜山範士

得點／對	選士名	得點
牧野	第一區 札幌	4
石井	第二區 濱橫	3
宮島	第三區 賀滋	4
矢杉	第四區 島德	3
增丸	第五區 崎長	4
牧野	三段牧野札幌	4
石井	三段石井橫濱	3
宮島	二段宮島金澤	1
矢杉	二段矢杉大阪	0
增丸	三段增丸長崎	2

劍道第四部　審判　檜山範士　持田範士　高野範士

得／對	選士名	點
佐々木	第一區 城宮	2
佐久間	第二區 巢鴨	3
坪井	第三區 賀滋	3
中山	第四區 松高	1
黑川	第五區 口山	1
佐々木	初段佐々木宮城	2
佐久間	三段佐久間巢鴨	3
坪井	二段坪井滋賀	3
中山	三段中山高松	1
黑川	二段黑川山口	1

矯正図書館

劍道第五部

審判　持田範士　高野範士　檜山範士

得點＼對	選士名	3	4	1	1	1
並岡	三段並岡　盛岡第一區	／	○	△	△	△
伊藤	少將伊藤　小菅第二區	△	／	△	△	△
河田	三段河田　岐阜第三區	○	○	／	△	○
湯佐	三段湯佐　德島第四區	○	○	○	／	△
谷川	三段谷川　福岡第五區	○	○	△	○	／

劍道第六部

審判　持田範士　檜山範士　高野範士

得點＼對	選士名	4
鈴木	三段鈴木　宮城第一區	／
大澤	二段大澤　鴨巢第二區	○
山本	二段山本　滋賀第三區	○
寺尾	二段寺尾　高松第四區	○
中村	三段中村　山口第五區	○

劍道各區成績表

順位	區名	3	5	4	1	2
合計	第六部第五部第四部第三部第二部第一部	1	6	9	17	16
第六部	第五區	2	1	0	3	4
第五部	第四區	1	1	1	4	3
第四部	第三區	1	1	3	3	2
第三部	第二區	2	0	1	4	3
第二部	第一區	2	1	1	3	3
第一部	區名	4	2	3	0	1

3	2	1	0	3
三段大澤　巢鴨第二區	△	△	△	△
三段山本　滋賀第三區	△	△	△	／
三段寺尾　高松第四區	△	△	／	○
三段中村　山口第五區	／	△	△	○

右表の如く劍道部優勝の榮冠は僅か一點の差を以て第二區の手に落ち、こゝに第二區は二年連續覇權を保有することゝなつた。今その戰績を顧るに、最初第五區最も好く第三部を終へるまではその優勢を維持してゐたが、第四部、第五部と進むにつれ、その頃まで僅か一點の差を以て第五區に從つてゐた第二區、第一區が共にジリジリと進出し、しかも第二區は第一區より常に一點づゝのリードを持つてゐたので、第六部(大將組)に於ては一點を失つたとは云へ、遂に優勝の榮冠を獲得する事を得たのであつた。第二區として見れば第一部に於て零敗を喫せざりせば、もつと樂に勝てたゞらうとの思ひをした事であらうが、第二區、第一區の物凄い競り合ひは萬場をたゞ興奮と緊張の中に陷れ、その間地方刑務所より選士及び應援者に宛てられたる激勵の電報がしきりに配達せられるなど、地元應援者の聲援と共に、場内には一抹の凄愴たる空氣が流れてゐた。

かくて、劍道第六部の決戰を終へたのが午前十一時半、場内一時にホツとした氣分で晝食のための休憩となる。

休憩僅か三十分間、やがて正午ともなれば再び太鼓を合圖に柔道選士一同整列、役員また着席して、柔道審判員三船範士より試合上の諸注意あり、こゝに柔道第一部の試合は開始された。この頃より本願寺に於ける法要を終へられたる隨行員を初めとして、來賓續々として來場、やがて二時頃には岩松會長、正木、東兩書記官、芥川衞生官以下刑務所長四十名來場、來賓席を埋め盡す盛觀で、同時に試合は愈々白熱化して行つた。

柔道第一部

審判　白井教士

得點＼對	選士名	1	3	2	3	0
千葉	初段千葉　釧路第一區	／	○	○	○	○
村上	二段村上　小菅第二區	△	／	△	○	△
隆	初段隆　金澤第三區	△	○	／	○	△
國方	三段國方　高松第四區	△	△	△	／	△
兒島	初段兒島　福岡第五區	○	○	○	○	／

柔道第二部　審判　白井教士

得點＼對	選士名	1	4	0	4	2
目代	二段目代札幌第一區	／	○	△	○	○
粕川	二段粕川前橋第二區	△	／	△	△	△
若山	初段若山名古屋第三區	○	○	／	○	○
丸山	三段丸山岡第四區	△	○	△	／	○
葦塚	二段葦塚長崎第五區	△	○	△	△	／

柔道第三部　審判　星崎教士

得點＼對	選士名	1	4	0	4	0
瀧澤	二段瀧澤秋田第一區	／	○	△	○	／
黒澤	三段黒澤横濱第二區	△	／	△	△	／
福住	二段福住新潟第三區	○	○	／	○	△
石富	三段石富松江第四區	△	△	／	○	△
江藤	二段江藤熊本第五區	△	△	○	／	△

柔道第四部　審判　星崎教士

得點＼對	選士名	1	2	2	3	1
佐々木	初段佐々木釧路第一區	／	△	○	○	○
古家	三段古家小菅第二區	△	／	○	○	△
双佐	二段双佐金澤第三區	△	△	／	○	／
中山	三段中山高松第四區	△	△	△	／	△
寺田	二段寺田福岡第五區	○	△	△	○	△

果然柔道に於ても高段者の揃つてゐる第四區と第二區とが斷然他を壓して優勝を爭ふことゝなつた。而して今度は昨年一點の差で敗れた第二區が堂々四點を引離して第四區を破り、見事昨年の復讐を遂げた。殊に六名の選

柔道各區成績表

順位	區名	三段德島高松第四區	二段力久福岡第五區
3	第一區	○	△
2	第二區	○	／
4	第三區	△	○
1	第四區	／	△
4	第五區	○	△
8	合計	3	1
1	第六部	1	3
3	第五部	2	1
1	第四部	3	1
3	第三部	2	1
2	第二部	3	0
0	第一部	2	1

柔道第五部　審判　白井教士

得點＼對	選士名	1	4	1	3	1
加賀	二段加賀札幌第一區	／	○	△	○	△
武井	三段武井前橋第二區	△	／	△	△	△
近藤	二段近藤名古屋第三區	○	○	／	○	△
大田	三段大田岡山第四區	△	○	△	／	△
百田	二段百田長崎第五區	△	○	△	△	／

柔道第六部　審判　星崎教士

得點＼對	選士名	0	4	2
大場	二段大場釧路第一區	△	○	／
鈴木	三段鈴木小菅第二區	△	／	△
梅田	三段梅田金澤第三區	／	○	○
德島	二段德島高松第四區	△	○	△
力久	二段力久福岡第五區	△	○	○

士中全勝者四名を出したる斷然たる强味は、順當なる優勝と云はねばなるまい。

かくて本年度武道大會は劍道、柔道共に第二區の優勝する所となり、午後四時決戰を終へた。續いて優勝旗及び優勝杯の授與式に移り選士一同再び整列して、岩松會長の手より劍道は大澤、伊藤兩君に、柔道は鈴木、武井兩君に夫々授與せられ、更に左記個人優勝者に對して賞品の授與あり、終つて岩松會長は一場の挨拶を述べ、武道の精神生活に及ぼす效果を說いて一段の修養練磨を期待せらるゝ所あり、以て晴れの第七回大會を閉づるの辭とせられた。

個人優勝者

劍道

第一部	第五區	山口	宮田留吉
第二部	第二區	小菅	恩田政一
第三部	第二區	横濱	石井武雄
第四部	第三區	滋賀	坪井龜晴
第五部	第二區	小菅	伊藤幸江
第六部	第一區	宮城	鈴木榮四郎

柔道

第一部	第四區	高松	國方正一
第二部	第二區	前橋	粘川喜久男
第三部	第二區	横濱	黒澤福一
第四部	第四區	高松	中山爲雪
第五部	第二區	前橋	武井源治郎
第六部	第二區	小菅	鈴木恒四郎

◎所感

範士　高野佐三郎氏談

一般的に申して、選士方の態度が非常に眞面目であり、眞劍味を以て戰つて居られる事が試合の上に現れてゐた事を大變嬉しく思ひました。

たゞ道具のつけ方の惡い方が二三見受けられましたが、注意さへすればわけなく出來る事ですから、どうか御注意願ひたいと思ひます。道具は決して飾りではないのであります。昔で云ふと鎧兜にあたるもので、鎧兜の緒をきちんとしめる、いざ討死といふ覺悟があつて、初めてその氣分が試合にも現れるといふものです。どうか深く御注意下さい。

その他技術上の點に於いても格段の進歩が見られ、他のこの種大會に比して決して劣らぬものとなりましたが、特に目立つた選士としては盛岡少年の並岡君を擧げたいと思ひます。技といひ、氣分といひ、申分がありませんでした。その他では巢鴨の大澤君、佐久間君などでせうか。

（尙ほ高野先生は毎日午後三時より東京高等師範道場に於て七、八十名の劍士に稽古をつけて居られるのでありますが、刑務所關係の人も餘暇には遠慮なく來るやうにとの御言葉でした。）

◎所感

範士　三船久藏氏談

審判員として本日の大會を拜見し、先づ第一に感じました事は「審判規定をよく理解して、平素の稽古を之にあてはめるやうにして戴きたい」といふ事であります。例へば立技から寢技に連絡變化するとき、寢技の得意な者は寢技を以て制しようとして、その目的に依つて引込むやうになり勝ちのものでありますが、之は規定上許されない事になつて居ります。何處までも立技を施し之を以て勝を制する事に依つて試合をするといふ事が主で、寢技の方は、たゞ立技の技がきまらず、技ありの程度に行つた處で直ぐ寢技に聯絡變化するといふ場合に認められるのであります。審判規定のかうした內容をよく知つた上、平素の練習を之にあてはめるやうに努めておく事は、いざ試合に臨んで有利なばかりでなく、實際の練習に於てもそこに少しの粗漏もなく、頭の働きに於ても間斷なく虛を衝いて行くといふ武道上大切な修養練磨の大きな力の涵養ともなるのであります。若し立技は立技のみ、寢技は寢技のみとすれば、そこにお互の意思に一致する處がないために、平素の稽古の時も、殊に試合に臨んでは、醜い型の表現に走つてしまつて、遂には感情的に疎通しない處を生じ、氣持のよくない試合になるのであります。處が、立技の試合をしてゐる時でも亂取り稽古をしてゐる時でも、寢技の要る時は直ぐ寢技に入るといふ、立技より寢技への聯絡變化を練習して置く事は、間髮を入れず好機會を失はないことになるので、そうした練習は時事百般の事に應用出來ることを知らず識らずの間に會得する事が出來るのであります。即ち、そうした習慣に依つて處世上必要缺くべからざる種々の事柄を修養し涵養することになるのであります。それがつまり我々の柔道修業の目的である筈であります。たゞ勝たんがためにやるといふことであるならば、それは見方によつては所謂享樂主義のことにもなりませう。處が、柔道は健全なる身體と健全なる精神を養成する上に、さうした原理を敎へる處に人間生活上缺くべからざるものであることが理解されるのであります。

從つて柔道はどの社會の人々にも、換言すれば國民全體に必要なものであるといふ事が出來るのでありますが、殊に看守の如き方面の職責の人には殊更その使命を全うするに必要な筈で

あります。何故なれば、よい人を益々よい方に指導するのとは異り、悪い心がけの人をよい方に導くためには、どうしても力が必要なのでありますが、柔道修業の結果はその犯すべからざる力を貯へる事が出來るのであります。勿論その力を亂用する事はいけないことでありますが、恰度左手には劍を持ち右手の德を以て指導して行く處に人を善化する要諦が存するのでありますから、看守たるものは皆強い人で且つ思ひやりのある者であるといふ事を、云はず語らずの間に於て收容者に示さなければならぬのであります。而してさうした修養を積むためには、何もどうせよ、かうせよと云はずとも、柔道に依る鍛練をなした者には自然と分かるものでありますから、そこに柔道の値打があるのであります。どうしても刑務所の職員は、その意味に於ても、武道の心がけに依つて天職を全うすることを努めねばならぬと思ひます。而して年々歲々行はれる全國刑務所武道大會も步一步と進步して、本年の如きは例年にない立派な試合の行はれた事は、慶賀の至りに堪へない所であります。幸ひに私が今迄お目にかゝつてゐる所長さん方は何れも皆御熱心で、些細な武道の催しがあつても常に出席御奬勵されてゐる事は武道發展上非常に喜ばしいことであります。何といつてもその社會々々のすべての事柄の發達はそこの長たる者の如何にあるのでありますから、各所長さん方に於かれても充分御奬勵をなして戴くことが望ましく思はれます。

最後に繰返して申上げますが、精神的にも技術的にも指導宜しきを得ての平素の正しき修練といふものが、最も大切であるといふ事を深く銘記していたゞきたいのであります。



裁判官の見たる行刑

以下は東京區裁判所横山判事が十月二十九日巢鴨刑務所府中移築場を巡視せられたる際の報告書の一部である。示唆に富む處が少くないので茲に掲載することゝした。

第一、收容受刑者

昭和九年十月二十八日現在の收容人員總數二、九九七名中受刑者は二、九九四名にて殘三名は勞役場留置者であります。受刑者中に初犯三九名あります。之は作業の關係にて收容されて居ります。

イ、受刑者刑期別

無期懲役	ナシ	同 六月以下	四七
懲役十五年以上	一	同 三月以下	三
同 十五年未滿	一		
同 十年以下	一二六		
同 五年以下	三二一		
同 三年以下	五六〇		
同 二年以下	一、三〇五		
同 一年以下	六三〇		

ロ、受刑者年齡別

十八歲未滿	ナシ	通貨僞造	五
二十歲未滿	一三	文書、印章、有價證券僞造	二五
二十三歲未滿	一三四	傷害	二二
二十三歲以上	二、八四七	殺人	一七
七十歲以上	ナシ	猥褻姦淫重婚	九
		公務執行妨害	一
		放火	一八
		住居を侵す	一一
		略取及誘拐	一一
		其他の刑法犯	三
		暴力行爲等取締處罰規定	四
		爆發物取締罰則	一
		其他の特別法犯	一四三

ハ、受刑者犯罪別

竊盜	二、三四〇
强盜	一〇一
賭博及富籤	一二
詐欺及恐喝	二三〇
橫領	二六
贓物に關するもの	二五

第二、刑務所の裁判所に對する希望

希望としては別に無きも受刑者の入所後の感想文を見ますと、

イ、刑の量定不公平であること

ロ、警察官の不當なる取扱に依り本意なく供述したことを記載してある聽取書を基礎とし、司法警察官の意見書通りに事實を認定されるのは、自分が前科者である爲であらう、殘念であるといふこと

の二點に歸着する趣旨に記載してあるも

のゝ多いことを御參考の爲申上げます、との事でありました。

第三、其の他の調査感想及意見

イ、此の度の巡視に當り特に感じましたことは假釋放者の多いことでありました。調査の結果に依りますと

年次	許可數	取消數	備考
昭和五年	三		
同六年	二	一	
同七年	一四		
同八年	一三五	二	昭和九年十
同九年	二五三	五	月二十七日
			現在

此の勢で進みますと、昭和九年中には假釋放者の數は三〇〇名を突破しはしないかと思ひます。

假釋放制度運用の適正は受刑者累進處遇の最後を飾るものであり、又成年被告人に對し定期刑を言渡さねばならぬ現在に於て實質上其の不動性を和げ、之に不定期刑的性質を與へるものでありますので、現に釋放せられる者並受刑者一般に對する敎化的價値は大きいと思ひます。殊に累犯者を主として收容する當刑務所に於て、昭和二年中の出監者一、二五二名に付調査してある所に依りますと、出監後五年間の再入者八〇二名に對し不再入者四五〇名もあると云ふことは、累犯者に對する假釋放制度の活用に一段の勇氣を與へ、行刑に一段の活氣を注入するものであらうと思ひます。許可數に對する取消數は昭和八年の一三五に對する五にて二、同九年の二五三に對する五にて此の制度運用が略々適正を得て居るものと思ひ欣快に堪へない所であります。唯現在の假釋放申請制度には遺憾な點がありはしないかと思ひます。現在は刑務所長から司法大臣に一々上申し假釋放の許可を仰いで居りますが、寧ろ判檢事及行刑官を交へた刑務委員會の如きものゝ許否に委せては怎うかと思ひます。そうすれば檢事は檢察求刑に於て、判事は審理判決に於て、此の制度運用上だけでも行刑の實際に緊密な關心を持つ樣になり、社會（受刑者）一般も之を知れば行刑上受刑者に對する敎化的影響は益々大きく、假釋放者を待受ける社會の同情も之に對する信用も少くとも一般釋放者に比し增しはしないかと思ひます。一般的に判檢事が現在の如く被告人を刑務所に入れ放しにして居りますことは、其職務に對する忠實を缺き、責任を弱める傾向を持つものでないかと思ひますが、それにも增して憂慮すべきは、其の被告人を累犯者（再入者）たらしめざる機會を失ふ處あることになりはしないかと云ふことであります。此の度の巡視で一般の空氣に明朗を感じましたが、是は建物の明るい爲でも移築作業の爲でもなく、假釋放制度の活用に原因して居るのではなからうかとさへ考へて居ります。

ロ、營養研究所員に依る營養食給與に關する心理學的考査の着々進行して居ることは行刑官の研究的態度の現はれとして敬服しました。營養食給與の結果消化器病の減少と健康の增進とが著しく死亡者も昭和七年三二名に對し昭和八年は二一名にて、收容者の二割五分增加に對し死亡者は三割減少を示して居ります。其の他一般的に衞生狀態は良好でありまして、病監に在る受刑者は四三名であります。傳染病患者はありませぬ。注目すべきものを摘示しますと（昭和八年）

病名	患者一日平均數	收容者百ニ對スル百分比	備考
肺結核	一一・八五	四・五六	前年ハ六・六九%
疥癬	二二・一六	八・一一	前年ハ六・五五%ニテ增
胃加答兒	五・九五	二・九九	前年ハ三・〇九%ニテ減
神經衰弱	三・八〇	一・四六	コンクリート居房ニヨリ增
花柳病	三・五七	一・三七	稍々增
下痢及腸炎	二・一七	〇・八四	前年ハ五・三一%ニテ激減

備考　イ、收容者一平均二、五九八名（前年ハ二、一三二名）

ロ、總患者數一日平均一〇六、五七名（前年ハ一七八・〇〇名）

職員の衞生狀態も良好であります。

ハ、作業に關しては從前と大差なきものと思ひます。唯責任點數を定めるのに、受刑者の經驗の有無、技術の巧拙、能力、體力を考慮に入れず、勉否に依り減點にするに過ぎないこと、及び受刑者が他日生活の基礎と爲し得る樣作業訓練を施すには二年の刑期でも足りないことを聞かされました。

ニ、作業以外の敎化的手段としては敎誨、講演、ラヂオ等普通行はれて居る範圍を出ませぬ。作業時間は十一時間でありますから、之を十時間に化し易くなりはしないかと思ひます。唯十一時間の作業時間は他の刑務所に比し短いやうで、此の爲却て成績は良いのではないかと思ひます。

ホ、懲罰に付せられて居る者は常時四、五名ありますが、概ね言渡を猶豫してあります。

ヘ、過日最上級處遇者七五名の集團散歩として多摩御陵參拜を行ひました。聞く所によりますと、受刑者は霜降の服の儘七班に分け、看守一名宛平服にて各班に附添ひ、片道のみ自動車を用ひました。一見或工場職工の團體參拜の如く、又結果は良好でありました由。之に關する受刑者の感想文を見ますと、他の收容者が心得違をしはしないかと心配しつゝ最後方から監視する樣な氣持で歩いたと申して居るものがありました。責任感の一端を窺ひ得て快く思ひました。因みに集團散歩を行つたのは是れが當刑務所としては最初のことであるとのことであります。

刑政第47巻第12号
矯正図書館

忍術の話（續）

甲賀流第十四世
藤田西湖

（五）

動作の練磨は大體右の如きものであるが、次には肉體の練磨である。肉體の練磨の第一は「やはら」を主とする武術の練習である。現代の柔道では「逆」を封じてゐるが、忍術の方は「逆」を主としてゐる。大ていの人は指を逆に取られるとまゐつてしまふ。忍者は指を逆に取られても平氣でゐるやうに、常に指が逆に（後に）手首にくつつくやうな練習をする。かういふ工合に（と、自身の指を逆に手首にくつつけて見せて）なれば、いくら逆に取られても、これ以上曲りやうはない、平氣である。又例へば手首をねぢられても、かういふ工合に（と、自身の手首を一まはりくるりと捻つて見せて）なれば柳に風で至つて平氣なものである。又いかに挫かれても叩かれても平氣ですましてゐなければならぬ。例へば拷問にかけられたときでも一聲なりとも音をあげてはならぬといふのが忍術の一つの規則になつてゐる。忍者は指の一本や二本はおろか、腕を折られても脚を切られても、任務を遂行するまでは、苦痛一つ訴へず、極度の忍耐をするといふのが第一の條件とされてゐた。それには身體全體の抵抗力を極端まで強くしておかなければならない。次に忍者は武器を用ゐずして人を殺すことが出來る。それは指先でやるので、指先きの力を養ふことを練習する。先づ一尺四方位の箱の中に砂を一ぱい詰め、それを指先きで突く練習をする。それが出來るやうになると今度は小砂利を入れて同樣の練習をする。小砂利がすむと次には粘土を固めたやつで練習する。それが出來ると、普通の地面へ指を突き込んで練習をする。手首位まで突つ込めるやうになると、犬猫の死屍を相手に練習をする。この指先の練磨が出來上ると柱を指でへこましたり、生馬の尻肉をつかみ取つたりする位の力が指先きにこもつて來たものだといふ。忍者はこの指先の力を利用して、一寸でも指先きに引つかゝるところさへあれば、高い壁でも石垣でも容易に這ひ上つたものである。かやうに忍者は肉體の練磨を怠らない。指一本折られても九本殘つてゐるではないか、腕をとられても脚がある、脚を斬られたら轉げて行け、といふのが忍者の立前だつたのである。これが忍術の「忍」は堪忍の「忍」であるといふ所以で、これ位の耐忍力のないものは忍者たるの資格なきものとされてゐた。

次ぎの練磨はひとしく肉體の練磨であるが、内面的で、いはゞ内臟の練磨である。第一に飯を食はない練習をする。斷食の練習である。普通の人は一日か二日も絶食するとヘト〳〵となる。忍者はいつ何處でどんな目に遭つて、口にすべき一粒の米もないといふ場合に出つくはすか分らないのだから、平常から絶食の練習をしておくのである。何日食はないでも平氣でゐられるやうにならねばならない。人間は四十五日間は、斷食に堪えるといはれてゐる。一粒の飯を口にせずとも四十五日間は生きて行ける可能性があるのである。忍者はこの信念を以て十日や二十日の絶食には平氣でゐなければならない。私は三日間位は、食物のことなど忘れてゐられる。次には不眠の練習である。忍者は何日眠らずにゐても平氣でゐなければならない。この頃の青年のやうに一晩徹夜すると翌日は頭がフラ〳〵するなどいふ人ではダメである。斷食と不眠の練習が終ると、今度は反對にいくら食つても平氣、いくら眠つても飽きない、といふ練習に取りかゝる。偵察の任務を果すためには、忍者は時として必要以上に飲食しなければならぬ場合がある。それがために内臟の練磨をする。即ち忍者は胃袋を自由に動かすことが出來るのである（とて、腹を出して、自身の胃袋をふくらましたり、前後左右に動かしたりして見せる、まことに驚き入つたものである。）食ふに從つて、かく胃袋を自由に動かして食物を送り出してしまふと、へと毒物を盛られても體を傷ねないといふ風に、内臟器管の抵抗力を養ふ練磨もする。眠るもよし眠らないもよし、大食も可なり絶食も辭せず、藥物もよし毒物もよし、又寒いも平氣、暑いも平氣といふやうでなければ一人前の忍者とはいへない。昔から忍者の間には、寒暑の挨拶などは絶對にせぬことになつてゐる。

（六）

内臟の練磨については、忍者の禁戒といふやうなものがある。「無臭の術」といつて體臭をなくする術がある。即ち渴水を出來るだけ少くとつて發汗を防ぎ、同時に酒、煙草並に韮、大蒜、唐辛等の五辛を食はないやうにする。これが忍者の禁戒である。犬などに嗅ぎつけられるのを防ぐためである。さうかといつて忍者は敵地へ入つて、酒席に侍ることもあらうし、對酌を餘儀なくさるゝ場合もあらう又相手を醉はして秘密を探ることも必要であらうから、さうした場合には又自分も大いに飲めなくてはならない。だから忍者は大に酒を飲み、煙草を喫する練磨もする。忍術には陽忍と陰忍とあるが、これは陽忍に屬するもので、いはゞ高等政策ともいふべきものである。陽忍の方では、酒も煙草も五辛類も滿喫して差支ないのである。これに反して陰忍は、人の目をかすめて密かにやることであるから、體臭などがあつては、人や犬に嗅ぎつけられる惧れがある。そこで酒、煙草五辛類、香水等は絶對の禁物とされてゐるのである。私は元來酒も煙草もやらぬが、一つやり出せば大いにやる。酒は八升五合、煙草はバットを十八箱平げた、といふレコードを有つてゐる。今の人は煙草を口から吸ふが、あれは鼻から吸ふのが本當である。鼻孔から吸つて腹の底まで送り、そして再び鼻孔から吐き出す

のである（とて、その實演をして見せる鼻孔から吸ひ込み、一二分後、腹を揺ぶつて、鼻孔から煙を吐く）。普通の煙草のみとはちがつて、腹をゆさぶらなければ煙は出て來ないのである。又酒も忍者の方では、五合から一升五合位までは、飲むとはいはない、香を嗅ぐと稱してゐる。一升五合以上三升位までは、酒を嘗めるといふてゐる。七八升位がいくらか飲める部類で、二斗以上でなければ大酒とはいはないのである。そんなに飲んでも忍者は醉はない。醉ふといふのは概念で、醉ふと思ふから醉ふので、つまり自分の暗示によつて醉ひといふ現象を作り出すに過ぎない。醉はぬといふ信念でかゝればいくら飲んでも醉はないのだ。煙草でも同樣でニコチンは決して毒でないといふ信念で滿喫するのである。何事も信念一つである。ガラスを呑み下しても決して內臟を傷めないといふ信念で、かうして（と、コップを甘さうにバリ〳〵嚙き碎いて、湯と一緒に呑み下して見せる）ガラスを呑むのである。このコップを合せて私は五百三十九個のコップを食つてゐるが、一度だつて腹を傷めたなどいふためしがない。コップ一つは二十五分で食ひつくし、練瓦は四十分で食ひつくすことが出來る。そんなものを食つて病氣にならぬかといふがその觀念がいけないのである。病氣といふのは文字通り氣を病むのである。持病などゝいつて文字通りに病を持つて歩く人がある。病氣になると思ふからなる。ならないといふ信念でゐれば絶對にならない。さういつた信念で、忍者は床板を食ひ壁土を食ひ、その他イモムシ、ヤモリ、トカゲ、ムカデ、トヒ何でも食ふ。恐ろしくイカモノ食ひの練習をする。私も食つた。そればかりでない、私はこれまでに硫酸、硝酸、猫いらずなども飲んでゐるが、何ともない忍者から見れば世の中に食へないものはない。その癖私は平常は非常に少食である。二食主義で一回の分量は茶椀に輕く二杯か三杯にすぎぬ。それで十分である。食ひ出せば又いくらでも食ふ。天どん八杯、かけそば二十五といふレコードを有つてゐる。食ひおきも自由であり、寢おきも自由である。瓦をかぢつても毒を仰いでも平氣である。忍者はすべてそれ等のことに堪え得るやうに平常から練磨をし、そんなことで健康を傷ねるものでないといふ信念を養ふておくのである。それと共に食糧についても微妙な研究をつんでゐる。近頃陸軍で研究してゐる兵粮丸、水渴丸などいふのも元來は忍者の發明になつたものである。これ等は近代科學から見ても、極く少量で榮養價に富むもので、いはゆる熱量食である。熱河討伐に當つてこの兵粮丸式熱量食が皇軍の活躍に非常に役に立つたといふことは當時新聞紙上にも報導されたことである。

（七）

次に忍者は變裝術に巧みでなければならない。變裝には七方出といつて、山伏出家、商人、放下師、虛無僧、猿樂それから普通の人とこの七つのものに化ける術を知らねばならない。商人に化けるには

商人に必要な一切の智識が要る。虛無僧になるためには尺八の稽古もしなければならない。しかしいつも尺八を持つてゐるとは限らない。その時は紙なり何なりで尺八の形に丸めて、それで卽座に尺八の音を出して見せる。例へば密書を竹筒の中に入れて持つてゐれば、それを丸めて尺八の代用とする（とて、新聞紙を尺八の形に丸め、尺八に似た音色を吹いて見せる）。又猿樂に化ける時の用意として踊りの稽古もする。放下師に變裝すれば奇術の類もやつて見せた。出家になるためには御經を暗んじなければならぬ。又敵國へ入つたときに少しも怪しまれぬやうに、諸國の俚謠をも覺えておけば、土地訛りも練習する。九州へ行けば九州辯となり、東北へ行けば東北辯を使ふのである。そればかりでなく、人と三十分間對談すれば、相手の癖や音調まで全部眞似が出來るといふ位に練磨を積むことが必要とされてゐた。又樂器の音を出すのに何も道具がないときには自分自身が樂器になる。私は指一本で、ヴイオリン、マンドリン、オーケストラ等の音を出すことが出來る（とて、指を曲げて口にふくみ、ヴアイオリン、マンドリン、オーケストラ夫々の音色を出して見せる）。又芝居や講談で、忍者はよく犬になつたり猫になつたり鼠になつたりする。だがこれは忍者が自分でそれ等の動物に化けるわけではない。犬や鼠を巧に利用するのである。それには平常からそれ等の動物の習性を仔細に研究し、啼聲も眞似れば、進んではそれ等の動物と話が出來るやうにする。甲賀流の方では鼠を巧に使つたが、伊賀流では特に犬を利用する練習する。支那でも鷄鳴狗盜などゝいつてその道の達人がゐたものらしい。仔細に研究すると犬には三十五通りの鳴聲がある。忍者は一々その聲色（こわいろ）をつかふのである。のみならず犬と話をする。犬は黑犬、赤犬、斑犬、老犬、幼犬、それ〴〵鳴聲がちがふ。又深夜の遠吠、怪しいものゝ近づいたときに鳴く聲、嚙み合ふときの聲等一々に音色がちがふのである（とて、例の指を口にふくんでその眞似をして見せる）、實に堂に入つたものである、嚙まれてびつこを引いて逃げるときの聲など眞に迫つてゐる）。ひとり犬ばかりでない、聲音といふものは實に微妙なもので、昔の忍者は聲音を聽いてその人の色の黑い白いを知つたといふことである。又鬚のある人はあるやうな聲を出すし、ない人はないやうな聲を出すとのことである。忍者が追跡をうけて逃げるとき、犬の聲を出すと近處から犬が澤山集つて來る。一方追跡者は忍者が犬に化けた位に思つて、本物の犬を目蔑けて追跡して行く。その隙に忍者は一飛び三間、高さ九尺の跳躍の定法に從つて塀外へ飛び拔け身をかくしてしまふのである。かやうに忍者は何でも利用して敵地へ潛入し又危機を脫する方法を平常から練習してゐたものである。

（八）

變裝は敵地へ忍び込むためである。敵地へ忍び込んで、諸將の動靜や氣質、さては密計などを看破し、或は反り忠のも

のなどを巧に味方に引き入れて敵に内紛をおこさせたりするのを陽忍といふ。これに對して敵地へ忍び込んで敵將を暗殺したり、城に放火したり、密書を奪取したりするのは陰忍である。忍び込みにはかくれ蓑の術、かくれ笠の術くノ一（女の意）の術、如影の術、山彦の術、雨取りの術、捕反の術、などいふのがある。その他、蟇、蛇、百足、鷲などを使ふ術もある。蛇や蛾は燈火を消すためによく用ゐられる。忍び込みには敵のすきに乘ずる。人間は最も得意を感ずるとき、誇りを感ずるときに一番隙がある。軍隊でも多數を誇るときには必ず少數の敵に破られるといふことになつてゐる。勝つて兜の緒を締めよ、少敵と見て侮るな、といふのはこゝである。忍び込には小便の出し方、その利用方法まで研究されてゐる。一人で囁舌つて二人の對話のやうに思はせ、二階の話を奥座敷の話のやうに聞かせたりすることも研究されてゐる。敵地へ潜入するときは大てい道具を持つていつた。聞筒、編笠、打竹、薬品、鉤繩等である。薬品は植物から採取したもので、噓を起させるもの、催涙薬、催眠薬である。今日の化學戰でもかうしたものを使用するやうになつたが、忍者は數百年前から實際に行つてゐたのである。忍者が高處から飛び降りる際に使用した道具、即ち今日のパラシュートのやうなものは七百年も以前からわが國にはあつたのである。又忍者の帶ぶる刀は、鞘を無裝飾の鍊製にして鞘先きを尖らせてゐたし、下げ緒は出來るだけ長くし、鍔はギザ〳〵の入つたものを用ゐた。それは鞘の尖端を地面に突きさし、鍔に足をかけてひらりと塀石垣等の高處へ飛び上り、そして長い下緒を利用して刀をつり上げやうといふためである。

以上の如く忍者は極度の精神的訓練と肉體的訓練とを必要とする。いかなる苦痛や迫害に對しても平氣でゐなければならない。その力は結局精神統一から來る。精神統一といつても普通の意味でいふ——いゝ氣持ちになり、ぼーつと恍惚狀態に入るといふアレではいけない。あれは「忘我」といふ境地で「無我」ではない。忍者は「無我一念」の境地に入らなければならない。精神を統一して無我一念の境地に入ると、全神經が極度に鋭敏になり、人間の聽覺は普通の時の十四倍の働きをなし得る。視覺は八倍、嗅覺、味覺は自ら三倍して來るのである。同時にそれを反對の意志觀念の下に置きかへるとこの率を逆にしての効果をあらはす。即ち禪家でいふ「心頭を滅却すれば火も自ら涼し」といふやうな境地に達して線香の灰の落つる音まで聽き取るかと思ふと間近に突然破靡が轟くも、微風が吹いた程にも感ぜず、平然としてゐることが出來るのである。痛覺などもさうで、痛いと思ふから痛いので、精神統一によつて痛くないと思へば少しも痛くない（とて身體中で一番神經の鋭敏だといふ舌を長針でさし貫いて見せる）。又金棒や石で胸部を打たれた位ですぐ悲鳴をあげるやうではダメである（とて、八貫目の鎭の角分銅やうのもので、裸體になつて自分の胸部へ力任せに數回打ちつけて見せる。皮膚に少しばかり赤味がさした位のもので平氣である）。又人間の齒力は婦人でも二十五ポンドの力と同じだけの力を有してをり、優に自分の體重だけのものをぶら下げ得る。例へば錢に食ひついてぶら下がる位のことは何でもない。又兩肱を突つ張つた力は、よく自分の體重の七八倍に堪え得る。又仰向けに寢た力は十五貫の體重の人ならば六百貫目、十八貫目の體重の人ならば八百貫目以上の物に堪え得る。よく外國人などで、左右に自動車一臺づゝ付けて頑張つてゐたり、仰臥した上へ六人乃至十二人乘りの自動車を載せてウンとふん張つたりする人があるが、こんなのはその人が特別に大力といふわけではなく、元來人間にはそれ位の力は備つてゐるのである。忍者の立場からいへば、さうした本來具有する力を發揮し得ないのは精神力が乏しいからだといふの外はないのである。極言すれば自動車に轢かれて死ぬなんていふのも結局精神力が足りないからで、御氣の毒ともいへないやうなものである。

忍術とは、精神力と肉體力とを極度に練磨して、ぶつつかつて來たいかなる困難にも堪え、いかなる危機をも切り抜けるといふ方法である。そして自己の職務を果すためには、勿論私利私欲の念を雜へず、一身一家のことを顧みず、家門を出づるや常に死を決して、主家、君國のために奉公する、これが忍者の義務である。その意味で忍術の忍は、堪忍の忍であるといふことを忘れてはならない。忍者は斷じて行へば鬼神もこれを避くといふ勇氣と、いかなる場合にも忍耐するといふ氣魄がなければならない。死を以て脅やかされても苦痛を訴へたり、味方の不利になるやうなことを口走らないが、これが忍者の鐵則である。

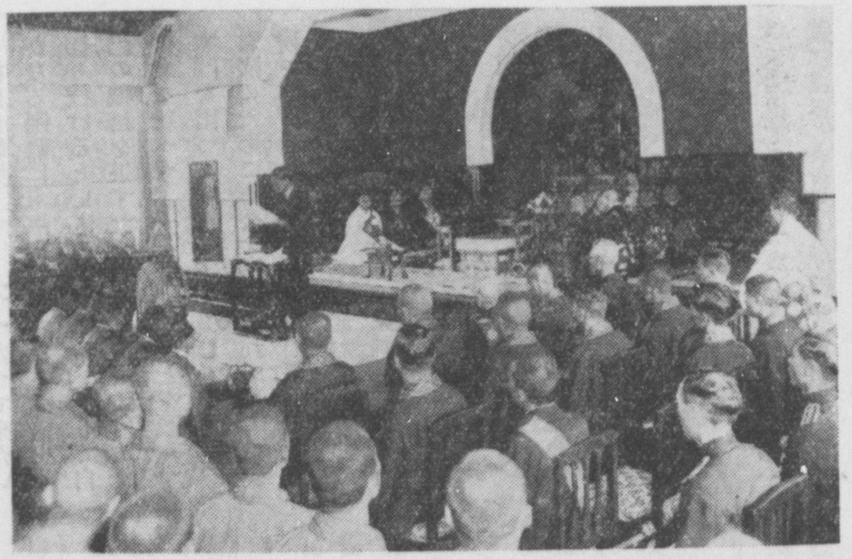


刑務所だより

◎横濱刑務所に於ける教誨堂入佛式

大正十二年關東大震災に全壞の厄に遭ひ復興途上の横濱刑務所は、此度新裝の教誨堂竣工し大谷派本願寺より御宮殿、須彌壇其他佛具一式の寄贈をうけ、信正院殿御連枝御導師の下に去る十月二日午後二時より之が入佛式を嚴修した。

本省よりは行刑局長代理として東書記官臨席せられ、横濱地方裁判所長並檢事正、大谷派本願寺より高濱社會課長、築地本願寺より玉川義隆師の列席あり、岡部巢鴨刑務所長、吉田豐多摩刑務所長、鍵山小田原少年刑務所長、市谷、小菅、名古屋各刑務所長代理、東京、小田原少年各刑務所教務主任、巢鴨、小田原各刑務所教誨師、輔成會香川常務理事、其他保護會關係者、地元有力者等數拾名の來賓臨場の下に式は後記式次の通り五人の



伶人の奏する典雅なる音樂裡に開始せられた。

式後、高濱社會課長の「信仰による社會生活」と題する懇切なる教誨あり二時間に亙る盛儀を終へ、千百名の收容者はこの盛典を限前に拜し齊しく佛陀の慈光に浴し、又大谷派本願寺より寄贈せられたる供物の配與をうけ感銘一入深きものがあつた。

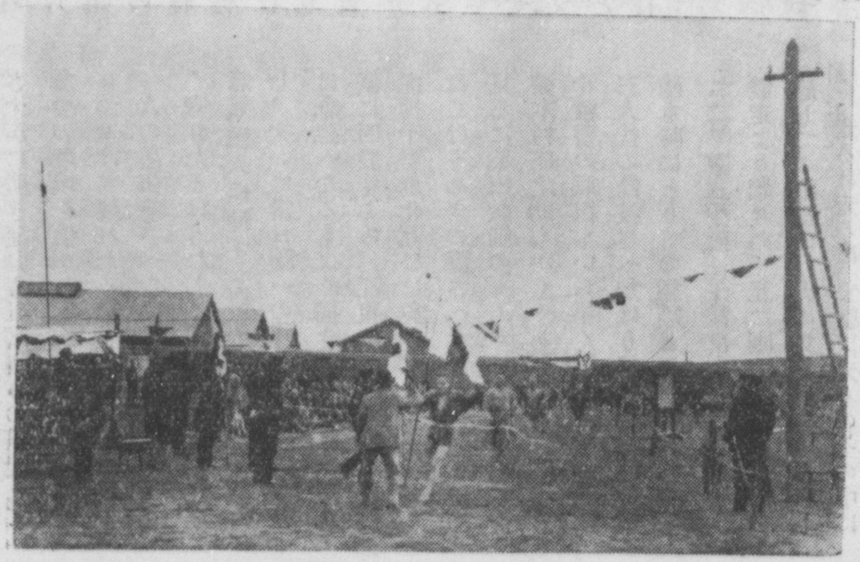
式次

一、來賓及職員入場
一、奏樂　參勤法中出仕
　御連枝御出仕
一、總禮　總員起立禮拜
一、伽陀　先請彌陀（附樂）
一、嘆佛偈　起立散華
一、三重念佛　（附樂）
一、和讃　七寶講堂ソヘ本願
一、囘向文　願以此功德（附樂）
一、總禮　總員起立禮拜
一、奏樂　御連枝御退出
一、慶讃文　橫濱刑務所教務主任
一、式辭　橫濱刑務所長

一、讃辭　司法省行刑局長
一、祝辭　東本願寺宗務總長
　西本願寺東京出張所長
一、燒香　來賓總代（附樂）
　職員總代
　收容者總代
一、奏樂　參勤法中退出
一、來賓退場　休憩
一、教誨　東本願寺社會課長

◎函館刑務所に於ける秋季運動會

函館刑務所に於ては十月十七日神嘗祭の佳節を卜し收容者の秋季大運動會を開催した。運動場は函館刑務所構內の一隅にして前面湯の川後方山の中腹に「トラピスト」あり全山の紅葉此の神秘的なる壯觀展望自由の運動場へ出場せしめられ籠の鳥同樣の苦境にある受刑者の心裡や如何にありしか、何れも喜悅滿面心の「どん底」から笑を浮べつつある爽快の氣分を眺め共に快感に打たれたり、やがて一同が運動場へ各工場毎に二列縱隊に隊形を整へ脇坂教務主任より開會の告知あり、次いで愛國的觀念の助長と非常時氣分を層一層喚起せしむる爲め嚴肅なる國旗揭揚式を擧行せられしが、所長以下職員は勿論出場收容者一同は日の丸の大國旗が秋風に「たなびき」「ヒラ〳〵」と かすかな音を立てゝ上空へ昇る毎に、各自の氣分がいやが上にも、緊張し誠心から大國旗に對して敬禮を表する其の有樣は眞に日本男子として、日本魂の自然的發露に因るものなるべく此間中、用度主任が國旗揭揚の任に當り其の式を終へるや一同自然の姿勢に服し、相次いで國歌奉唱に移りしが澤田教誨師が「オルガンによりて合唱の合圖を爲すや所長以下職員並に收容者が何れも赤誠溢れる高聲を擧げて、皇室の彌榮を奉唱する樣は愛國心の熟誠を表象せるものなるべく此の場面の光景は日本人ならでは感得し能はざるべし。國歌奉唱二回にして終り相次いで其日の運動競技に對する所長の訓示あり、愈競技に入つた。



プログラムは左の通りで

一、百米徒歩競爭

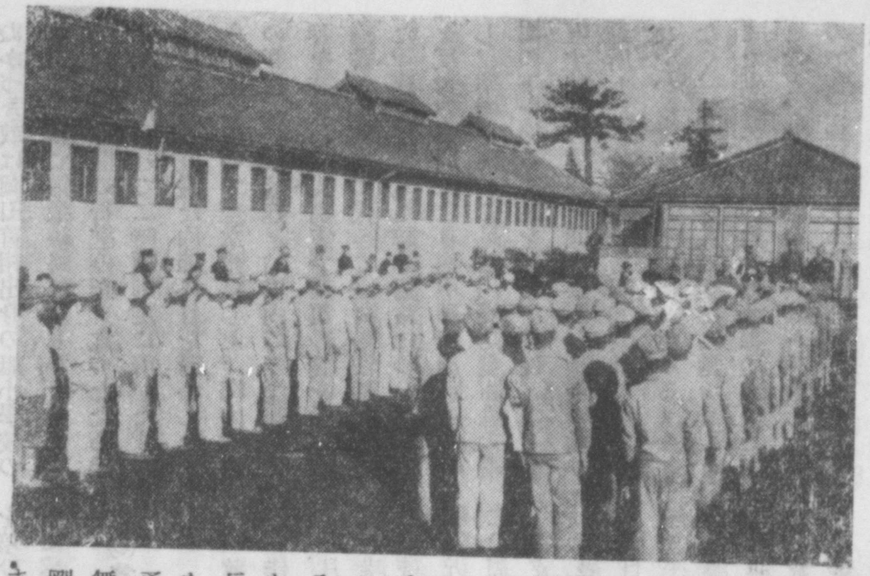
二、兎とび
三、二人三脚
四、スプーン
五、メデシンボール
六、二百米徒歩競爭
七、百米障碍物競爭
八、鯉つり
九、三百米徒歩競爭
一〇、俵運び（團體）
一一、五百米徒歩競爭
一二、樽廻し（團體）
一三、對抗リレー
一四、綱引（團體）

全員熱狂裡に午前の競技を終はり、午後は角力に移つた。東京大相撲力士その儘の名乘りをあげての力戰、三番勝負より三人拔、五人拔と進み、三役の三番勝負を以て運動會の幕を閉ぢた。直に一同整列、所長の發聲に唱和して聖壽萬歲を奉唱し、嚴肅なる國旗降納の禮を最後としてこの日の運動會を終了した。

◎川越少年刑務所秋季運動會

當日の天候大いに氣遣はれしが流石は十一月三日の佳辰。一天霽れ亙りて片雲隻翳のあとだになく、所謂明朗なる絶好日和、三百の健兒は已に腕を撫し手の舞ひ足の踏む所を知らざるもの〻如く時の到るを待つ。廳て祝賀の式は嚴かに行はれて直ちに運動場に集る。ふと見れば中央には萬國旗翩翻として中空に飜へり秩父の連山は高く聳えて指呼すべく、實に颯爽たる健兒の勇姿と相應しいとゆかし。一同整列。所長の閲兵あり。分列式にうつる。一絲亂れず正々堂々。張りさけんばかりの元氣や實に非常時を思はせる〻觀兵式をも儕ばせて、壯又烈。次いで優勝旗返還、合同準備體操と進み用意をさ〳〵怠りなし。かくて所長の訓示は下りぬ。卑怯の行爲を戒めよ、雌雄を決するに最後迄努めよと。

忽ち轟く銃聲の音。徒歩百米突は始りぬ。その疾きこと隼の如く、必勝を期する勇士の滿面、朱を注ぎて凄し。二人三脚、二百米突、砲丸抛、三百米突と次第に囘を重ねて徒歩千米突の競走にうつる。さすがに廣き運動場五囘廻りの疾走とて多少の危惧を懷かれしが、ひたぶるに走りつゞけて疲れたる樣子は見えしもの〻一人の落伍者さへなく、所長の訓戒をよく守りたるはうれしく、而も先登第一は意氣猶天に沖する概ありていたのもし、次いで當日隨一の呼物たる角力競技は急拵へなるもよく掃き清められたる土俵に四股をふみ、江東のそれの如く龍攘虎搏千變萬化互ひに負けじとすまひつるはてはうめきの聲さへきこえ、行司はと見るに柴田教師のモーニングに軍配の扮裝木村庄之助もかくやあらんと疑はる。廿數番の取組もいち早く進み飛附五人拔三人拔の餘技さへ加はり、抱腹絶倒の滑稽も時にとりての愛嬌とやいはまし。これにて晝食少憩。午後になりてはリレー競走より始りぬ。互に團體の爲め責任を感じての振舞ははたの見る目もいぢらしく、走るは走るは、韋駄天走りのその中に



渡しする握りしめたる棍棒も武運は拙し

周章てゝ轉倒するもあり、次て〳〵と手地上に轉びつ、味方の澁面つくるを見るもおかし。やがて服裝競走にうつりぬ。折角先登第一と名乘りもあへず、脚絆の紐はいつしかとけて泣顏見するもあはれに見ゆ。次いで封披競走、障碍物競走、走巾跳、職員競走、五舍獨居者百米突、デットボール、綱引と順を追うて無事競走を終り。得點は早くも告知せられ、赤組優勝と注せらるゝや否や優勝旗授與の式は直ちに行はれたり。赤組勇士の誇りがほに見ゆるにひきかへ、白、黄兩組無念の切齒もさこそと思はるゝも是非なし。一勝一敗は世の常、負くるも勝つもし。全力を盡くしての今日の晴場は職員全部をして讃嘆措く能はざらしむ。最後に所長の訓示あり。終始渝らず、初頭の訓言を守りて卑怯未練の擧動なくあまつさへ勇を皷しあらん限りの元氣を湛へての振舞を賞せられぬ。實にや今日の擧はよく剛健克己の氣象を自から涵養し、何事にまれ、不屈不撓倒れて後已むの實驗を體し得て妙。而も素れず、騒かず正々堂々世に勝つのよき教訓を與へ總じて好果を收め得たりと信ずるものにこそ。

◎集團散歩の概況

福井刑務支所

十一月四日は時雨の多い福井にも稀な好天氣で集團散歩の一行六名は午後一時から出發することになつた。今日の集團散歩の資格者三名服裝は縞の袷に麻裏草履一同揃ふと支所長から「今日は累進處遇令による第一囘の集團散歩である、君等は最高級者として特に此の催しに預ることが出來たのであるから喜んで見物もし、參拜もして來るよう」との簡單な訓示があつて、高井看守長宮崎教誨師外一名の引率の下に本派本願寺別院參拜と云ふことになつた。脊廣姿の引率者と縞の袷の一同とが和氣靄々として談笑の裡に足羽川の堤防を迂囘し、橋の上から魚釣の姿を眺め又は遠近に農夫の耕す樣さては物賣る人を眺めては出所後の希望を想ひ浮べて、物珍らしく々嬉として歡ぶ姿

は何とも例へ様がない。途中白鬚神社にぬかづき或は岡田首相出身の旭小學校の前を横切つて鐵道線路に差しかゝつた、生憎十數分間の行進停止を食つたため豫定から稍遲れて二時頃別院に着いた。宏壯な本堂と莊嚴な内陣に目を驚かしながら佛前に跪いて合掌禮拜した。梅山輪番の好意で特に讀經と結界内での燒香と禮拜を許され、尚別室で茶菓の饗を受け、輪番から挨拶に代へて一口の法話があつた。感激に滿ちて辭し歸路についた。道を反對の方向にとり途中神明神社に參拜し、幸橋を渡つて足羽川堤防幾百株の櫻樹の下を徐ろに足を運んで幾度となく繰返す彼等の喜びを聞きながら豫定の通り歸所した。此の催しで服裝其他に變りがないから誰れにもそれと氣付かゝることなく、朗かな社會人の氣持に甦つたことまた別院の好意が生きた敎誨であつたことなど、共に衷心から彼等が感激したもので實に豫想以上の收穫を得たことを特記すると共に、累進處遇の適用が如何に行刑の良果を結び受刑者自らの發奮努力を培ひ社會適應に導くかと云ふことを痛切に感じたことである。

◎集團散歩

松本支所

一、散歩の時期と場所

菊の佳節の香り未だ消えやらぬ昭和九年十一月四日午前十一時より午後二時まで所要時間三時間、松本市外東部を流るゝ女鳥羽川磧及全沿岸に接續せる縣營運動場附近並女鳥羽山麓

二、周圍との關係

當支所を距る東方約千二百米の地點にして表門より約五十米にして練兵場に至り、目的地は其の地續にして人家殆んど無き平原地帶にして縣營運動場に立てば秋色濃き郊外の大氣に接し、環境極めて良、運動に、散歩に誠に好適地たり。

三、實施狀況

1、參加受刑者　累進處遇令に基く第一級者少年十一名及成年二名にして少年及成年は散歩の時を異にせり。此の日天氣晴朗にして風さへなく天候極めて不順勝の今秋には珍らしき絶好の散歩日和であつた。一行は所定の服裝も端正に打ち揃つて午前十一時隊伍を整へ足なみも輕く正門を出づ。道を南に進むこと五六十米にして練兵場に至る。廣々とした練兵場の秋枯の叢を足音輕く踏みしめて行く、霜解けに土の黑く濕とりとして跣足でも歩きたい樣な廣い縣營運動場に出づ誰れ言ふとなく歩を止むれば、前方遙かに雄大なる雪の日本アルプスを眺め秋色濃き郊外の大氣に先づ心行くまで接し憩ふ間もなく出發、女鳥羽川河畔に至れば清き流れに秋の日を水面に照し川底の石の一ツ〳〵が浮び出る樣に見ゆ、一行の足音に驚きてか水鳥の白く波を蹴つて川下に飛び行くを見る。



2、女鳥羽山麓　清流を掬して遊ぶ恍惚たる彼等を促しつゝ橋を渡りて畦道づたいに女鳥羽山麓にと急ぐ、秋の穫入れに忙しい農夫の群の此處、彼處に見受れども集團散歩の一行をば誰もそれと氣付く者なし、やがて目的地に到れば其處に名刹玄向寺あり。表を叩きて住職より名刹の所以なる高說を拜聽す。それより裏山づたひに歩も輕く細き山道を上ること、五六十米にして四季修驗者の絶ゆるなき靈場女鳥羽の瀧を經て、燃ゆるが如き紅葉の雜木林を一列縱隊になり古杉鬱蒼とした稻荷の祠の前に辿りつく、一同齊しく社前に額きて後記念撮影を爲す。

3、中食　紅の落葉を敷きし山道を只々喜びの心に躍つて峯を廻りて下る。下りて女鳥羽山公園に出づれば眼下に松本平野を一眸に收め展望絶佳言はん方なし、安雲平野の地勢を實地に就き敎師より說明あり。落葉を集めて職員と收容者一同腰を下ろし洪大なる天地自然の大氣の中に所携の握飯に舌鼓を打つ。時に午後零時三十分。

4、運動コーチ　此處を去るに忍びずと雖も時間に限りあり、急ぎ下りて亦縣營野球場に至れば既に準備を終へ當日の少年區非番職員等の一行を待つ。直ちに仕度も輕々しく準備運動、宇田支所長自ら投球及バッテングのコーチあり、終りて後職員對收容者の練習マッチを行ひ、午後二時和氣藹々裡に意義ある集團散歩を終へた。



讀者の頁

⊙累進處遇と護送衣に就て

岩國　森田生

行刑刷新の一大羅針盤たる累進處遇令生れて玆に半歳、明るい行刑は益々其光度を強よくしつゝあるは、誠に慶賀すべきことである。蓋し之迄刑務官は戒護者即教育者でありと、強調せらるると雖も其實、吾等擔當看守は先づ、先づ、何はともあれ、行刑法の執行者たるに過ぎなかつたことは過言でないと思ふ。何となれば吾等日常受刑者に接渉すると雖も、彼等の身上審査に就いては、刑務官會議のみで吾人は一切これ等に關與することが出來ない、本當の看守者であつた。然るに新處遇令下に於ては、累進準備會なる制度を設けられて、之に擔當看守の參與が認められて、吾等の如きコンマ以下の視察事項や、意見が多分に加味せらるゝ樣になつたことである。これにより始めて、吾等行刑法の執行者が一躍即教育者の地位を得、眞の刑務官らしくなつたこと自他共に認められるゝ所であつて、洵に幸榮の至りといふべきである。而し其の刑務官らしくなつた半面、責任も亦彌が上に、加重せられたことを自覺せなければならないことである。如何して其重責を全うして、行刑の眞價を發揚すべきかは、實に喫緊の問題であるが、之は已に賢明なる諸兄の筆を盡されたことであるから、玆に駑辯を控ることゝし、私が護送出張を命ぜられた際痛感したことゞも聊か愚見を披瀝し、諸賢の叱正を乞はんとする次第である。

私共の出張といへば多くの場合受刑者護送であるが、それも偶々の出張なので往く時は吾こそは刑務官なりと、威風堂々、悠々自若たるのであるが、其還りは之に反し、瞬時も心許すべからざるは、今更論ずる迄もない、私の云はんとする所は周知の青い囚衣である。如何なる群集の中でも、紅一點一見受刑者たることが發見せらるることである。寄つてたかつてといふ程でもないが全視線を集注し、時には幼兒に「悪いことをするとあの樣に縛られ、青い着物を着るのだぞ」と私語するかの如くである。全く之れを聞いては穴にも這入りたい感じがする。此の淺葱色の囚衣、群集から一見せらるれば逃走豫防になるであらう、幼兒の教育資料にも聊か貢獻するところがあるかも知れないが、然し之を主觀的立場に考ふる時、私共は主として護送する紅顏可憐の少年の多くは初犯者、且つ受刑後間もなく收容區分により移送せらるゝものである。其の尤も印象深い其時、この狀を見聞して、心に改悛を誓ふであらうか、多くは「エー糞」と自暴自棄の念を抱かしむるに非ずやと疑はしむるのである。

新處遇令によりて、一級者に普通衣の着用、且集團散歩をも許される今日、此一級者用の衣類を以て護送するは、尤も時宜に適したことならずやと思ふ。徒らに明治三十年頃の囚人及刑事被告人の押送規則、明治四十二年典獄會議に於て、護送官吏の服裝及被護送者の衣類の件として注意事項あるも、之れは時代錯誤の感なきにしもあらずである。而し此の條規にも抵觸するものでないと思ふ。よろしく一級者の衣類を以て護送致す樣望むのである。就中少年受刑者にありて此一級者の茶褐服に霜降りの深帽は、如何に少年刑務所が、訓練所であるか、修養所であるかを想起せしめ、行刑の第一歩に當り發奮努力、累進處遇の目的たる自力的改善を促進せしむることゝなるであらうと信ずるのである。

⊙完成

米子　蒼峰

それは五月の末頃であつた。フト構内の片隅の、庭石より六七寸離れた固い地面に、弱々しい西瓜の二葉を發見した。

どうして、何時種が落ちたのかわからぬこの可憐な二葉!! しかも、到底自然のまゝでは成育覺束ない、石の樣に固い地面に發芽せねばならぬやうに因緣づけられた、此の西瓜に對し、瞬間、私は、一種の淡い愛着と、そして、言ふ樣な興趣を結ばせて見たら』と、『成長させ實を覺えたのであつた。

早速私は、スコップを持出して、コンクリートのやうに固く層をなした西瓜の根本を、丹念に打碎ひてから、人が踏まぬやうに、竹切を三四本立て、警戒網を張つた。それから後も、暇毎に行きて見て、時々は、薄く水に溶かした下肥も與へた。何時か、二葉の間から雨蛙の手のやうな芽がはみ出して、日々延んで行つた。やがて夏が來て旱りだした。私は朝夕忘れぬ樣に水を與えた。それが毎日續いた。すると、ぐん〳〵目に見えて蔓が延ぶ、私は何時かこの西瓜が、單調な私の職務えの慰めとなつてゐることを知つた。そして、スク〳〵延ぶる發溂さが、とてもすれば沈滯しがちな私の魂えの好刺激でもあり、亦『完全に實を結ばせて見たい』興趣は益々身内に機んで來るのだつた。

蔓が二尺許りにも延んだ頃、空炭俵を敷いてやり、綿種の粕を買ふて、根本一尺位隔つた處へ入れた。すると、蔓は加速度的にのんで行きた。そして、何時か嚢大の可愛らしい實がなつた。私は同僚のB君に『今に御馳走するよ』と得意だつた。内心『これはものになるぞ』と思つた。日々膨んで行きた。と、四五日して太らなくなつたのでよく見ると、少し傷がついてゐた。誰かゞ蔓にでもさわつたのらしい。癒て、黄色くなつて落ちてしまつた。私はがつかりせずにはゐられなかつた。亦、二三日して實がなつた。が、餘り肥料が利き過ぎた關係か次々と落ちてしまつた。之を見た誰彼は、芯をとめぬからだと、入れ智慧的に勸告するので、遂に芽を切つてしまつた。が、之は大失敗であつた。仲々芽が出ぬばかりか結實の時期を失する事となるのであつた。これは駄目だと思つた。がつかりし

た私は四五日は見る氣力もなく過してゐた。が、その間に夕立もあり、豫想外に蔓が延んで、亦可愛らしい實が一つ付いた。ところが、今度はグン〳〵大きくなつて、拳大となり、間もなく赤ちやんの頭位になつた。又B君が『今度は御馳走になれるらしいぞ』と云つて笑つた。私は急に元氣付いた。あと二週間もすれば採取出來る。完成の凱歌!! 同僚と歡談の裡に會食の出來る日を夢てゐた。と、翌日出勤すると、B君が『西瓜を鼠が喰つてしまつたよ』と云つて苦笑してゐた。行きて見ると、なる程、成熟途上にある西瓜の横腹に拳大の鼠のかじり穴が無慘に打明けられて、白い種がところ〴〵にはみ出してゐた。

噫々顧れば實に四ヶ月!! 其の間の淡い望は完全に打壞されたのだつた。私の翳のやうに淡い愛着と、興趣より發生し實に平易に考へて、必ず西瓜の一つや二つはなるものと思つてゐた結果が之であつた。第一難!! 第二難!! 第三難!! 私は今更ながら總てもの事は之だと思つた。私のホレの淡い〳〵動機よりの事實は結果に於いて、俄然!! 一大ショックを與へたのであつた。

私は非常に好い實證的な教訓を得たと考へてゐる。そして、期せずして學んだこの教訓を將來に生したいものだと思つてゐる。 —(九・九・一六)—

⊙大乘的精神

名古屋　原田生

一言發すれば一瞬にして火をはく銃口を口に擬せられつゝも、尚肝膽より絞り出す聲を張り擧げ「日本人こゝにあり」と絶叫し、身を以て八人の遭難者を救出したる村上氏の鬼神も泣く犧牲的精神、或はまた齡十一歳の然も女兒の身でありながら、砂塵をあげて倒壞する校舍の内より、天晴れ學友を救出し、然も身は心なき倒壞校舍の下敷になりつゝも其の死する瞬間、天皇陛下の萬歳を叫んで仆れたる、大阪鶴橋小學校の田村ひさ子さんの崇高なる犧牲的精神、換言すれば斯くの如き大乘的精神はそもいついかなる時より吾國日本人の血管中に脈々として流れ始め流れ來つたか。

六合を兼ねて都を開き八紘を掩ふて宇となすの建國の詔を拜し奉りてより既に二千六百年、國開けてより惟神の大道を奉戴して、夙に大乘的精神を具現したる吾が國民は、更に今を距る千四百年前佛教の渡來ありてよりその精神に拍事をかけて近代に至つた。然るに明治維新の曙業成りてより物質文明の急激なる吸收は日本古來の美はしき傳統精神の根元たる佛教に對してさへそはたゞ、傳統と儀式とのみに一脈の命を保ちつゝ亡び行く民族が固陋把持する宗教であると看過し、更らに唯物史觀の上に建設されたマルクス主義を奉ずる人々に至つては、所謂ヘーゲル法律哲學批判に見ゆる宗教は民衆の阿片であるとさへ罵倒蔑視されて來つたのである。然しながらかへり見よ、斯かる輕薄なる非宗教人に或は亦祖國愛を忘れよつて以て自己の此處にある因果律を意識することを得ざる人々に、何の範

史を遺したるかを、禍根こそ存すれ其處に何の益あり何處に美はしき精神の發露ありたるかを。時代の相刻々に移り變り人の思想も亦隨伴し、古代中代の大乘的精神に反抗して起つた近代思想も滿洲事變以來漸次消滅しつゝある時、吾等はここにこの美はしき二美談を聞き特に村上氏が、神の示教に基きて爲したる快擧と知るに及んでは、古來の忠孝美談の根原に眞摯なる宗教の力あるを想ひ合はせて如何に宗教の大切なるかを痛感したる者である。惟ふに刑を受くる幾萬の收容者そは只自己一身の安逸利得のみに奔馳する自利排他の傀儡であり、この聞くも美はしき大乘的精神の缺除者であると推論される。自己を棄てゝなほ他を救けんとする大乘的精神が各人〳〵の心に芽生へ培はれたなれば、其の時こそこの大地は平和なる世界であり、佛教の所謂有餘涅槃の現地ではある。この大乘的精神を誘導萌芽せしむる使命こそ正しく刑務官吏に與へられたる神よりの天職であり、吾等は如何にしてこの天職を全ふすべきかに、全身全靈を打ち込んで、國家百年の繁榮の爲めには地下百尺の下にも埋れ行く礎石たるの覺悟を必要とすべきである。

⊙教誨私感

名古屋　梅村春汀

教誨の目的は畢竟するに正しき自我の認識にある。反省靜思、或は宗教的信仰の芽崩により或は道德性の涵養により、人間內性に潜在せる良心を育み伸ばして惡に打ち克たんとする正しき信念を補育せしめるにある。正しき自我の認識、それは人間性の眼醒めであり、靈の復活である。犯罪性に覆はれて反社會的に沈澱してゐる靈肉を復活せしめて、是を社會に適合する人間にまで更生せしむべく、行刑の凡ゆる機能は動かねばならぬ。作業も戒護も教誨もすべては彼等の靈と肉との復活を目指して進み行かなければならぬ。殊に其の靈の眼醒めに直接開拓の鍬を打ち込んでゆくべき教誨方面の責任こそ最も重要であつて、靈性の核心を衝く覺醒の針こそ教誨の力強き使命であらねばならぬ。

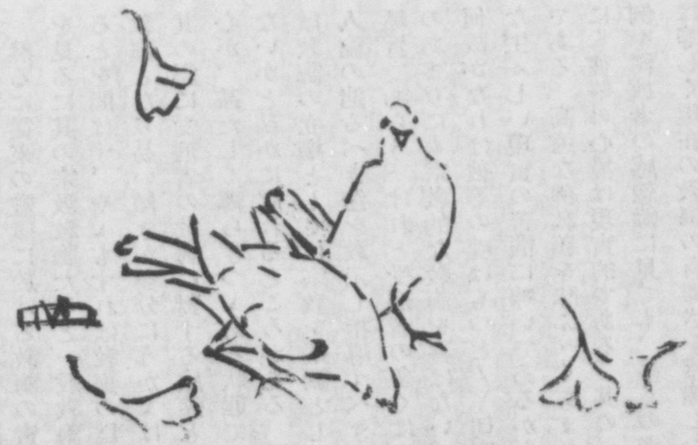
然るに從來の監獄に於ける教誨の實際を見るに其の宗教教誨たると一般教誨たるとを問はず、やゝもすれば教誨の爲の教誨となり易い傾きが多分にうかゞはれ其の爲に受刑者の教誨に對する感銘と關心が、甚だしく薄らぎつゝある狀態ではないかと私かに慮れるところがある。監獄教誨の立場としては宗教を基調として人倫の辿るべき途を教示し指導すべきが趣旨であらう。けれど受刑者の多くはそのあまりにも宗教的な教誨を喜ばない。何故かなれば彼等の魂はもつと〳〵切實な生々しい現實の苦惱に呻いでゐるからである。高遠な佛教義を味ふべくあまりにも彼等の心境は現實的である。其の一例を釋放者の感想錄に見ても、多くの者は等しく現在の教誨の有難さを感謝しながらも、尚願はくば其の教誨材料に於て或は教誨の方法に於て、より以上現實の社會風潮に卽した教誨を施行せられんこ

とを望んでゐる。

要するに教誨の要諦は彼等の眠つてゐる良心を或る衝動を機會に機敏にキヤツチするにある。そして一旦つかんだ魂は是に信仰をそゝぎ道義を培つて、より強く正しきものとする。魂を摑まずして道を說くも其は空洞の聲として彼等の耳の中を素通りするに過ぎない。僅少の例外を除き大多數の受刑者は教育程度低く、其の思想は單純眞摯である。單純であるが故に純眞であるが故に、彼等の魂を摑むには高遠にして專門的なる法話よりもむしろ身近な社會事象を拉し來つて是を教誨材料とする事に、より適實な効果が期待されるのである。基より紀律の維持を破るが如き赤裸々なる社會の報導は之を避くべきは當然であるが、許され得る限りの範圍に於て今一息の彈力性を發揮して彼等の心を教誨に捉へる事が緊要ではないかと思惟する。

高遠な佛道を聽聞するに當つて欠伸を噛み殺して居つた同じ受刑者が、大阪地方に於ける風災害のニュースを聽き、其處にかもされた種々の生々しい殉職美談を聞かされた時等、彼等は忽ち流涕滂沱獻欵して同胞の苦しみに泣き尊い殉職者の犧牲心に心から感激慟哭した。そうして乏しい賞與金或は領置金を割いて義捐をさへ申出る者が出た。何が彼等を斯う出させたか。其は現實の生ける材料が彼等の魂を捉へたのだ。慨々として靈の美しさを呼び醒す聲は得て斯うした身近な現實の材料に得らるゝものである。斯云へばとて私は何も徒らに衝動的な社會問題のみを捉へて、神聖な刑務教誨を際物演說化たらしめよと云ふのではない。唯從來の教誨がともすれば法話に重點を置かれ、現實の社會事象に顧みるところ比較的寥なかつた事を思ひ、かくては彼等の現實社會復歸を目標として進み行くべき行刑の、其の中心であるべき教誨の目的が効果的に達し得られざる惱みあり と思惟し、敢て不敏を顧みず私感を述べて見たのである。諸賢の御叱正を希ふところである。

……（九・一一・一七）……



練習生見學記

市ヶ谷刑務所見學記

下井生

桐一葉の俚言に違はず秋は日一日と深み行く頃、吾等練習生の待望と憧れの市谷刑務所見學の日は來た。此日雨を豫想せられて居た中央氣象臺の豫報も裏切られ、當日は千里万方快晴の碧空には一點の雲翳無く、涼風は鬢の毛を撫でると云ふ絶好の天候に惠まれ、一同は嘻嘻として足取も輕く既に初老に達せんとする吾等、今日一日は小學校時代の腕白坊に異ならざるものがある。一行は午前十一時三十分彼の高く聳え立つ牆壁の市谷刑務所に參集直に三班に分れ各々見學に移る吾等第一班は岩花看守長殿御案内の許に先づ廊下傳ひに接見場に至れば、接見の秩序整然とし又接見室に至る迄は特設控所に半身を現はして接見の順番を待つ設備有り、一日の接見數約一三〇名に上りて調所に導かれ其内容に一驚した、夫れは資格異動六十名何れも一日の取扱にて繁雜の極を表して居る。續いて筆記場に入る、筆記場とは拘禁者の信書及諸申請書其他の書類を作成せしむる所なり。此の設備は一面に高壇を設け、此の處に戒護者受付者及配給者が位置し、其反對側の扇形を二區に區分し、上中下三段を設け之を更に各區を三十八に細く分界し、壇上よりは一見視察を明瞭ならしめ而も拘禁者相互の接觸は勿論容姿を相見るを得ず、壇上には麻紐を以て諸用紙の作成書類の受付等其位置を動く事なく完全に處理し得る設備は、流石に全國唯一の未決拘禁刑務所としての權威を發揮して居る。舍房は放斜線狀の四舍房二階建、外に最近增築されたる十舍より十三舍に至るモダン式四舍房があり、就中獨居房の多き事は未決拘禁刑務所の感を一層深からしむるもの有り。收容者は當日被告人一、二三五名内譯男一、一五九名女七六名禁錮一名勞役留置者六三名内譯男六二名女一名懲役受刑者一六七名内譯女八名男一五九名に過ぎず、之等は日常缺くべからざる作業に服するのみ。合計一、四六六名有餘を算し實に有りと有らゆる階級者を網羅し、之等收容者をしてラヂオ體操の情操教育をも行ひキング月刊雜誌等の看讀を許容せられつゝ有る等受刑者を主とする處遇に當る眼より見る時聊か奇異の感を抱かしむるものあるも、被告人刑務所の處遇としては妥當なるものと思料す。曩に小菅刑務所を見學して比較對照する時、視察口の不便さには平常勤務せられる市谷刑務所職員の勞苦の多大なるを感ぜしめられた。醫務所に至ればレントゲン設備もあり、其他薰蒸に來れば被服の消毒方法等完璧を期せり。炊場に至れば是れ迄に見聞せざる消毒方法をも見た、夫れは副食物の全部を藥水の中で清淨し然る後に焚上げる事は嘗て見ざる

消毒方法で有る。斯して衞生の合理化百パーセントは所内に充滿し、收容者及職員に保健の安全を獲らせて居る。最後に差入食檢査場に導かれ一日一囘の取扱數量驚く勿れ二〇〇内外、而も嚴密周到なる檢査の許に其取扱振りは誠に迅速機敏なる處を實地に付き見學すると共に、看守長殿より微に入り細に涉り懇切なる說明を受け一層印象を深め見學を了す。物的戒護設備に惠まれざる當所職員の人的に於てより多端なる事務に間隙を與へざる努力に對し衷心敬意を表すると共に各位の健康を祈りつゝ門を出で直に市谷刑務所俱樂部に案內され、俱樂部には各間の建具も排し四十有疊の廣間に於て一同の席定まるや佐藤所長殿より御挨拶あり了つて三名看守長殿の朗な歡待裡に茶菓の饗應を受け、いとも鄭重なる扱を受けたる事は吾等草深き片田舍者の始めて帝都に來り 文化の中心、榮華の都をしみじみと感じ居りたるに尙一層深き感じを得た事は將來忘却出來ざると共に、不日卒業の曉鄕里の刑務所職員は勿論一家親戚に至る迄此の喜びを頒たん事を痛感した。斯して和氣藹々の裡に午後一時三十分散會した。終りに望んで佐藤所長殿初め當日御案內の任に當られたる看守長殿各位に深甚の感謝と敬意を表す。

多摩少年院見學

濱地生

愛の法律「少年法」公布ありて、玆十有餘年。幾多の辛酸を經て、犯罪少年の救濟に、美しき、母の愛を施すべき結晶こそ少年審判所と之に伴ふ矯正院法とにより施行されたる少年院でなければならぬ。その一つが吾が見學の多摩少年院である！ 述べる迄もなく、矯正院は少年法を基本とし、少年審判所より要保護少年を收容するので、少年審判所に附屬して設置される。現在日本に於ける少年審判所の所在地は東京、名古屋、大阪の三箇所であるが、少年犯罪者に對する少年審判所は、餘りに少數で、如何にして愛の法、卽ち少年法を活用する。"本年帝國議會に提出せられるであらう處の福岡に少年審判所設置の企、必ず實現される可く、一般に期待されるのは、斯る社會の要求に依るのである。吾等の目的多摩少年院は、甲州街道、あのロウマンチックな昔話しも今は黑煙を吐いて中央線は行く、ガソリンで疾走する自動車で市ヶ谷より一時間餘にして、富嶽の靈姿を仰ぎ東方には多摩川の淸流あり、東京府南多摩郡由井村小比企、高燥な高臺、閑靜なる地、そこに、三萬坪を有する多摩少年院の雄々しき姿を發見するのである。"嚴格な規律の下に、敎養を施し其の性格を矯正し、社會生活に必要な實業を練習せしめる——"モットを揭げたる愛の巢である。感化改善の鐘の音は、靜寂そのものゝ如き周圍に響渡り、吾等の胸奥を強く打つ。本院の現在收容人員は一五〇人で、一ヶ年平均入院數は八二人で、退院者は六〇人乃至七〇人といふ。事務の分擔を四課に分ち、第一課は敎育、第二課は所謂戒護、第三課は醫務、第四課が庶務で職員の定員四〇人である。而して吾等が知らんとするは、少年に對する處遇である。處遇は累進處遇を適用して、入院者は考査室に收容し平均二週間位單獨室で、個性考査を行ひ、爾後自治制を採る。自治を許したるもの一年間平均三二名位、其の中反則して逃走するもの二名位ある由、敎育は人を信用して始めて目的を達する！が然し反則あるは遺憾であると職員は語られる。懲罰室は十一室ある。然し刑務所に於けるが如き減食はない。一日糧食は、米（下白米）五二五瓦、麥二四〇瓦、菜代一日八錢である。敎育は中等科と初等科とに分け、中等科は實業學校の科程を修了せしめる。初等科は普通尋常敎育である。全部で五組、中等科、初等科にて、午前、午後を交互にて每日勉學せしめる。但し日曜祭日は休みである。實科は農業一〇〇人、工藝五〇人に各々從事せしめてゐる。牧畜としては、豚、山羊、鷄を飼養し、耕耘地は二町餘を有し、グランドは堂々たるもの。現在の院長は小野五郎と云ふ先生で吾等見學に際し、特に少年の改善は職員と、少年との融和こそ、矯正敎化の最高策である。如何なる法律も、完全なる施設も、運用するは、人にあり。以て感を深くする。少年院の惱み、卽ち、吾等刑務官吏の共に研究すべきは、退院後に於ける彼等の保護、所謂再び善良なる人と爲すことで、職業を與へる事である。彼等を社會に出すには出す樣に、相當の考慮を要する。職務上に於ては退院後の事に關しては何等の責任なきが如きも、當然彼等の就職等に盡力せねばならぬ。家庭ある者に就いては、家庭との連絡、家庭なき者に對しては善良な相談相手として、例令就職の周旋をする。殊に職業指導を一層實際的に考慮せねばならぬ。一方退院後相當期間世話をすることである。尊き使命の下に吾等が職務、人を改善敎化するにあり。

千古の靈峰、富嶽は、何を語り、何を敎へて、その崇高壯大の雄姿を示して、少年院を凝視する。吾等一行は、記念撮影をなし、別れを乞ふ。（終り）

二葉保育園

大渡生

連日の秋雨も名殘なくはれた十月十三日、さわやかな朝の光を浴びながら三々五々寄宿舍を出て信濃町驛へ。全員の集合を待つ間信濃町橋を渡つて昔、靑山練兵場であつた明治神宮外苑を逍遙し、明治天皇葬場殿を拜し遠く聳る富士の雄姿を仰ぐ事暫時。八時半驛の脇へ集合七十七名二列縱隊、二葉保育園へと向ふ。數分の後同園に到着す、嬉しさうに飛出して來た男の子女の子、ァッ小父さんがァラ小母さんもと口々にはしやぎまわる。小さい手で草履を直してくれる、可憐な姿！一行大勢が遊戲室に通されお茶の接待を受け待間程なく園長代理德永女史が見えられ、同園三十餘年間の步みの大略

についての説明を承る。

その始は惠まれぬ幼兒を對象とした一貧民幼稚園として麹町區の一隅に小さな家を借りて始められたのがこの園のおこりで、其後この社會の人々から種々の要求を受け又その必要に迫られて追々擴張され、その當時東京の三大貧民窟の一と云はれた四谷鮫ヶ橋の一隅に御料地八百七十餘坪の無料拜借を受けて、百人の幼兒を容るべき設備をして移つたのが明治三十九年三月で現在の場所なさうです。その後數回の增築によつて三百人は容れる事が出來、此の土地の要求を滿たすに足るだけの設備が出來たのですがその後周圍の狀態が變つてきて、園兒が半數でよい樣になり內容も段々複雜になつてきて、幼稚園として初められたのが乳兒迄も容れねばならぬ必要に迫られ大正九年には保育園と改められ、一方母性保護の立場から母の家事業が生れました。多くの母達のこゝ迄來る原因は種々ございますが、均しく幼兒を抱へて生活力のない母親の如何にもして自分の手でその兒を育てゝ行きたいと願つてる人達の爲に力となり、せめて夜だけでも暖い家庭に母子を安住させ、これを保護し善導してやりたいといふのがその本旨なさうで、はじめは暗い人世に傷ついた人々も段々に希望と感謝とを以てその日を送る樣になる、とのお話しでございました。お話し終つて園內を案內していたゞく、六七歲の子が三十人計り保育室で一人の保姆さんを中に餘念なく積木をして居る、次の部屋では五六歲の子が一生懸命おはじきのお勘定、隣の室では四五歲の幼兒達がニコニコしながら先生のお話を聞いて居ました。次は乳兒室玆は滿二年半迄の乳兒の遊場兼晝寢の室で押入には蒲團が、棚には襁褓がきちんと行儀よく積まれてありました。小さい調理室では牛乳を薄めたりお粥を煮たりそれ〴〵乳兒の飲食の世話をするのださうで、別に日光浴室もありました。次は中の棟此處にも同じ樣な室が十二、中程に廣間があつて每土曜日の夜、母の集りがあり信仰上のお話、牧師のお話或は懇談的に經驗を語り、共に祈り、互に扶け合ひ勵まし合ふのださうでございます。

居室の脇に物置があり、寄附を受けた品を保存しそのまゝ使へない物は手入をし仕立直しをして期節の變目等に廉賣をするとのことでした。玆の二階と本館の二階と全部の部屋を合して五十二あり、一室一家族主義なさうですが、今の所希望者が多く收容しきれず廣間に臨時保護者を入れて五十六家族百八十二名、人數から通つて居るのださうでございます。今度は渡り廊下傳ひに母の家へ行きました。兩側に三疊、四疊半、六疊といつた小さい部屋に各々炊事場がついて十六程並び各室には少しばかりの道具がきちんと片付られて居りました。小さくとも汚くとも母と子の暖かい樂園なのでせうと思はず瞼の裏が熱くなるのを覺えました。次は中の棟此處にも同じ樣な室が十

の多い者には廣い部屋、身體の弱い者には日當りのよい部屋といつた樣に、それ〴〵分られて居るのださうです。別に風呂場があり順々に一週二回は入られる樣になつてをり、百日咳、ハシカの餘後等一緒に保育出來ない者は二階の病室で特別保育をして居るとの事でした。かうして保護された母子は子供が大きくなり、母子の收入で獨立して一家が持てる樣になつた時、社會へ送り出されるのださうでございます。

一巡して遊戲室に戻り、こゝで幼兒達の遊戲を見てこの暖い手に包容されて居る氣の毒な園兒達の幸福を心から祈つて歸途につきました。この前の小菅刑務所見學後の明るい心に反し、こんな結構な社會事業の一つを見せて頂きながら何と心の重い事でございませう。あの樂しさうに遊んでる園兒達の顏のどこかに、覆ひきれない淋しい姿を見て、幼兒にとつて母の愛のどんなに深く尊いものであるかを今更ながらしみ〴〵感じさせられました。

現在のこの社會の人々にとつて、この施設とそして園長樣をはじめ保姆樣方の犧牲的な御奉仕には滿腔の讚意と感謝とを惜まない者でありますがよるべない母と子の眞の幸福のためにもつと保護してやらなければならない事を世の多くの人達に考へていたゞきたいと存じました。

敍任及辭令

敍從五位　司法書記官　岡　五朗（十月十五日）

敍從七位　看守長　佐藤彌市郎
敍勳八等　同　長谷文一
同　同　田中岩藏
同　同　中川定信
（十一月一日）
死亡　看守長　阿部　保（大　阪）
（十月二十八日）
廣島尾道支　同　小久保義晴（尾道支）
同　黑川　武（廣　島）
小田原少年　教誨師　柳原教貫（札　幌）
札幌　同　瓜生義淳（秋　田）
秋田　同　加藤教榮（小田原）
（十一月十七日）

願免　保健技師　山本定次郎（大　阪）
死亡　看守長　山內嘉市（岡崎少）
（十一月二十二日）
免本職　支所長　年末孔胤（三次支）
廣島　看守長
三次支長　看守長　樋上貳策（松　江）
松江　同　稻垣正一（岡　山）
（十一月二十七日）
保健技師（京都）　保健助手　滿石益雄（大　阪）
大阪　保健技師　西　周（山　口）
山口　同　同　杉下英之助（前　橋）
前橋　同　有馬　力（京　都）
典獄補（豐多摩）　七等七級俸　司法　屬　妙圓蘭弘吉（行刑局）
（十一月二十八日）

刑政第47巻第12号
矯正図書館

雜記帳

◎聖恩に浴せる減刑・復權十萬人

皇太子殿下御降誕につき畏き邊では意義深き建國の佳辰たる今春二月十一日、至仁の大御心から恩赦に關する有難き詔書を下さるゝと共に減刑令並に復權令を公布施行された事は九千萬國民の記憶にまだ新なる處であるが、この廣大無邊の聖恩に浴したる者の數については司法省に於て銳意調査を進めてゐたところ、今囘漸く調査の完了を見た。卽ちこれに依れば減刑の恩澤に浴したる者が五萬一千八百三十一名、復權の恩澤に浴したる者が五萬六百九十五名で、合計實に十萬餘人の人達が聖恩を忝なくした譯である。而してこれが內譯は左の如くである。

第一、減刑總人員　五一、八三一人

內在監中減刑を受けたる者　三二、五六〇人

一、死刑　六人
一、無期刑　九九人
一、有期刑　三二、四五五人
一、非在監中減刑を受けたる者　一九、二七一人
一、刑執行前減刑を受けたる者　四〇〇人
一、刑執行猶豫中減刑を受けたる者　七、九三八人
一、刑執行停止中減刑を受けたる者　二〇八人
一、假出獄中減刑を受けたる者　七二五人

第二、復權令による復權手續を了したる人員並に復權證明交付人員

一、復權手續完了人員　五〇、六九五人
一、復權證明交付人員　一五四人

◎東京地方裁判所を『民事』『刑事』に分割か

司法省では東京地方裁判所の事務輻輳に備へるため、昭和七年度以來四百萬圓の經費を投じて拓務省裏手に同裁判所民事廳舍を建築中であつたが、愈々本年度中に竣工することゝなつたので、來年四月一日を期して現在の東京地方裁判所を二つに分離し、東京民事裁判所並に東京刑事裁判所を設置し新に所長一名、監督書記その他の職員を設置する方針に決し裁判所構成法第二條に

通常裁判所に於ては民事刑事を裁判するものとす

と規定せるを改正し但し地方の事情に依り必要ある場合に於ては民事裁判所及び刑事裁判所を置く事を得

る旨の但書を加へるなど、其他關係法規の改正を企圖すると共に、これに要する經費を大藏省に要求中であつたが、二十四日閣議にて決定を見たる新規承認事業費目に依れば、財源提出により實現となつた。

◎少年教護法の實施

今春の議會を通過した少年教護法は施行令の制定に時日を費してゐたが、漸く九月廿九日を以て公布を見るに至り、十月十日から施行された。この教護法は明治卅三年發布の感化法に代る新法で、全國六十の少年感化院も教護院と名前を改めた譯であるが、今その改正の要旨を擧げると、

一、感化法が不良少年の收容保護、懲戒を主としたのに對し、新法は少年を教護するのが主で、小學校令による教育を授け、懲戒規定は全部削除されてゐる。卽ち從來の感化法に幾分の刑事政策を加味し、鞭に代へるに溫かい手を以てせんとするもので、兒童虐待防止法と相並んでその成果を期待されてゐるものである。

二、全國各府縣に少年教護委員を置いて不良化防止を主眼とし、不良化傾向のある兒童の早期發見に努める。この點も從來の感化法が收容懲戒を主とした點に對し社會政策的に著しい相違である。

三、入院具申者は小學校長、市町村長、少年救護委員、警察署長が當り、鑑別機關にかけて身體精神を審査し、保護方法を決定する。

などである。

◎滿洲國法官司法省訪問

豫ねて滯京中の滿洲國視察法官、同留學生及び日本辯護士協會の招きに應じて來朝した同國律士團並びに日滿法曹協會辯護士團の一行三十餘名は一日午前九時から約一時間にわたつて新宿御苑を拜觀した後同十時二十分司法省を訪問、樓上廣間において金山次官以下高等官と會見した。

◎指紋の神秘

カナダの犯罪學者フォンテーン教授は有名な指紋研究の權威だが、同教授は今囘『同一指紋は何萬人中に一人位あるものか』を統計から見て計算したところ、何萬人どころか同時代は愚か何世紀間にも一人も現れてゐないといふ結論に到達したといふ。卽ちその計算によると實に〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇

矯正図書館



海外異聞錄

◇犯罪科學研究所

リンドバーグ愛兒誘拐事件に刺戟されて米國司法省調査課では、先頃ワシントンに犯罪科學研究所を設け、誘拐その他の犯罪捜査に新機軸を出さうと意氣込んでゐる。

研究所の指導者にはウルマー・スーダー博士が選ばれたが、氏は企劃局の技師として十九年の間手蹟、タイプライターの筆蹟（タイプライターにも各人の癖が現はれるのだ）彈丸等の鑑識に當つて來た練達の士、その鑑定によればリンドバーグに身代金を請求した脅迫狀は何れも同一人の手になるもので、これは博士がその擴大寫眞を數千枚の誘拐犯人その他、犯人の筆蹟と比較研究した結果ださうである。博士は如何に巧みな犯罪者でもその筆蹟で專門家の眼を晦ますことは出來ない、この點で從來多くの犯人は皆ボロを出してゐると斷言してゐる。

研究所には指紋、筆蹟、タイプライター文、血痕、微細な塵、毛髪纖維等を比較研究するため强力な顯微鏡、X線化學裝置等が萬端遺漏なく備へられてゐる。彈丸や筆蹟等の鑑定には隻眼顯微鏡が用ひられ、擴大用には千四百倍といふすばらしい顯微鏡もある。X線は物體の螢光性燐光性を驗べて鑑定の用に供し、標本作成のためには特殊な寫眞器がある。勿論肝腎な鑑定に必要な幾千種の指紋、筆蹟彈丸藥莢等の夥しいコレクションリストのあることはいふまでもない。

◇カミソリの刃や電球を食ふ男

「電球を食ふ男がゐる」といつたら、すぐ「それは手品師だらう」と誰しも考へるところだが、手品師ではなくて本當に電球を食ふ男がゐるのだ。アメリカのニューヨークで生れたウイリアム・ブラウンといふ今年二十九歳になる男がそれで、この男はある罪によつて現在テキサス州のヒューストンといふ刑務所に入れられてゐるが、普通の人間ならおほよそ食ひそうもない、たとへば電球とか安全カミソリの刃等が大好物だといふ。

食ふ方はそれでもいゝとして、困つたのは刑務所の役人たち、まさかブラウンの食事だけを別につくるわけにもゆかないので

「カミソリの刃や電球などは刑務所の食事にはないからもし食べるなら破損して間に合はなくなつたものを食べてもらひたい」

といふことにした。ブラウン君

「それでも結構でございます」

と承知したが、變つた男といふべきである。

◇死刑囚には毒藥自殺を許す

エストニアでは過般裁判所の判決の執行に關する大統領令を發したが、右によると今後エストニアでは死刑の判決を受けたものは毒藥自殺を行ふ機會を與へられることになるもので、死刑執行に關する世界の刑法界の尖端を行くものとして注目されてゐる。

◇「ヒットラー」と呼んで罰金刑

ヒットラー總統を戴くドイツと犬猿の間柄にあるチェツコスロバキアでは人を「ヒットラー」と呼ぶことは誹毀罪として處罰されてゐる。過般オラシン町の町會で、ある議員は町長が專制的な規則を發令したことを非難し「町長はオラシンのヒットラーである」と攻撃した。これに對し町長は誹毀を訴へ、裁判所はこの言葉は「相手の權威を傷ける不埒な發言である」と判決し三十クラウンの罰金若くは二十四時間拘留の刑を言渡した。

◇廣東で蓄妾取締

男女混浴を禁止して風紀儼然たる態度を示した廣東當局は、更に今度は蓄妾の惡風に對して大鐵槌を加へることゝなつた。紳商豪農が迷惑するのは勿論だが、政府の要人連中が自繩自縛になりはしないか。それはとに角、取締の內容はザット次の通りである。

一、既婚の男子は絶對に蓄妾を許さず。違反者に對しては一千弗以上五千弗以下の罰金に處す

一、再犯累犯に對しては當該官吏の裁量により更に嚴重なる制裁に附す

一、軍人官吏にして妾を蓄へる者はその職を剝奪す

一、十六歳未滿の女子にして妾となりたる場合はその父母に對して課刑す

一、現在妾たるものは直ちに斯る關係を絶つやう最近親族に對して下命す

一、罰金科料等は女子教育基本に充つ

◇バスチーユの秘密文書

牢獄で名高いバスチーユの公文書保管所にあつた未發表の貴重な文獻は目下レニングラードの國立圖書館に於て、歷史家の手で分類研究されてゐるが、之等文獻はすべて十八世紀のもの、當時パリ駐劄の帝政ロシヤの大使、古文書蒐集で有名であつた人が家寶として秘藏してゐたものであると。內容は約千點、中にはヴオルテールの自筆の原稿やフランス王の署名入りの秘密命令囚人の訊問調査放免の嘆願書などもあると。

◇土人を裁くには

土人の犯罪は白人の常識では判斷しかねる……とあつてオーストラリヤ內相ゼー・パーキンス氏は、土人犯人を裁判する刑事法廷の專任判事に科學者を任命する旨決定した。種々人類學的知識によつて土人獨自の道德觀や習性等を參酌し、公平な裁判を行ふといふことで、此の案は人道上なか〳〵評判がいいと。

◇自動車盜難

さすがは自動車王國だけにアメリカでは自動車の盜難數が頗る多い。最近二ヶ月間にシカゴでは一千七百二十五台の自動車が盜まれたが、又一方では一千七百六十一台の自動車が發見されてゐるといふ盛況ぶりとのこと。

◇十六才以下の男女

一九三一年ブルボン王朝沒落以來スペインは絶えざる革命の慘禍に見舞はれてゐるが革命の特色として前途有爲のあたら青年男女を死刑或は刑務所に失つてゆくことは夙くから識者間に批評の的となつてゐたが、遂にスペイン政府は之が防止を目的として左の法令を發布した。

一、十六歳以下の男女は一切政治團體の一員たるべからず

一、十六歳以上二十三歳以下の男女は兩親の許可ある場合に限り政治團體に加入することを得

その理由として「青年は未だ確固たる判斷力を有せず騷擾に際しては血氣に逸つた餘り直ちに兇器を振廻す場合が多い」ことがあげられてゐる。尙今年一月以來革命騷擾を理由に刑務所に收容された青年男女はマドリードだけでも四百八十名の多數に上つてゐると。

刑事學研究會記事

刑事學研究會はその第二回集會を十月八日夜刑務協會樓上に開き、會員豊多摩刑務所教誨師刈屋公正氏の『感想錄に現はれたる教誨の影響』と題する報告を聽いた。

氏は先づ昭和八年四月一日より同九年八月三十一日に至る滿期釋放並に假釋放者八八〇名につき、釋放時に於ける感想錄に基いて、彼等が在所中最も感銘を受けたる教誨なるものを調査せられたる結果、次の如き成績を得られた。卽ち

教誨の內容別	人員	百分率
主として教誨に關するもの	一九六名	二二
主として家庭愛に關するもの	一九二名	二二
主として處世修養に關するもの	一七六名	二〇
主として時局に關するもの	四〇名	四・五
主として日本精神に關するもの	五二名	六
擔當看守の教訓	一五名	二

このほか何等「感じたるものなし」とするもの四二名(四・五%)、意思表示なきもの一五七名(一八%)、「教誨を聞きたることなし」とするもの一〇名(一%)を算へる。しからば、右の期間中に於ける總集教誨の題目には如何なるものがあつたか。之を內容別に分つと

教誨の內容別	件數	百分比
主として宗教に關するもの	二五件	三五・七
主として家庭愛するものに關	七件	一〇
主として處世修養に關するもの	一〇件	一四・三
主として時局に關するもの	一〇件	一四・三
主として日本精神に關するもの	五件	七
その他雜に關するもの	一三件	一八・六

となつてゐるのである。そこで右二表に依り教誨の內容とそれに感銘した數との百分比を今一度示して見ると

教誨の內容別	教誨數	感銘數
主として宗教に關するもの	三五・七%	二二%
主として家庭愛に關するもの	一〇%	二二%
主として處世修養に關するもの	一四・三%	二〇%
主として時局に關するもの	一四・三%	四・五%
主として日本精神に關するもの	七%	六%

となる。卽ちこれを見ると、收容者は親子兄弟の愛情、家庭愛といふことに最も感銘を受けるといふことがわかるのである。豊多摩刑務所收容者の平均年齡は二十五歲位で、未婚者が多いのであるが、それにも拘らず家庭愛に最も動かされてゐるといふ事實は、絶つても絶ちきれない人情の强さを示すものであつて、この人情の機微を捕へることが教誨上重要な點であると思ふ。

更にこれら八七〇名(教誨を聽きたることなしとせる一〇名を除く)につき、教誨の精神生活に及ぼせる影響を今少しく詳細に檢討するに、教誨を聽いて特に信仰の必要を感じ今後宗教的精神を以て生きたいとの希望を述べてゐる者が八五名ある。これは總數に比すれば一%にも充たない數であるが、主として宗教に關する教誨に感銘したと述べてゐる一九六名中の約四四%を占むるものであつて、次に家庭愛に關する教誨に感銘したと述べてゐる一九二名の者中、從來の親不孝を悟り、是非とも向後は親に孝養を盡したいとの積極的意思表示をなしてゐる者が五六名(約三〇%)ある事と併せて、教化經濟上相當の成績であると云へると思ふ。

次に昭和八年一月一日より同九年八月三十一日に至る一、一八四名の釋放者につき、「在所中最も嬉しかつたこと」を、同じく感想錄に依つて見ると、

教化に關するもの三四九件、官吏の取扱に關するもの一八六件、接見信書に關するもの一一三件、作業に關する一〇四件が主なるものとなつてゐる。而して教化に關するもの三四九件中では教誨を聽くことが嬉しかつたとするもの一二三者、自己を認識出來たことを嬉しかつたとするもの六六名などが目立ち、官吏の取扱に關するもの一八六件中では看守の親切なことを嬉しかつたとするもの一一九名が著しく、更に接見信書に關する一一三件中には來信ありたる時が嬉しかつたとするもの六七名、接見ありたる時を然りとするもの四〇名を算へ、作業に關するもの一〇四件中では技術の進歩したることを嬉しかつたとするもの四八名、勞働することを然りとするもの二四名が主なるものである。その他細分すれば種々なる項目を擧げることが出來るが、要するに教化に關するもの〻多いといふ事實は、何としても行刑は教化が中心である事を示すものである。この點は更に彼等が「在所中最も苦しかつた事」を擧げてゐる處と比較して、そこでも教化に關するものが最も多數を占めてゐる事實からも推論出來るのである。次に重要なるものは官吏の取扱である。看守の取扱を感謝してゐる者が一一九名を算へるの事實に對し、又官吏の取扱に不平を述べてゐるものが二〇名あるのである。

以上事はたゞ初犯刑務所に於ける調査に過ぎない。が、私は彼等をして累犯に陷らしめるかどうかは、この第一の關所たる初犯刑務所收容中に於ける教化の如何に在ることを思ひ、教誨師として大なる責任を感ずると共に擔當看守諸氏の人格の影響も亦大なることを知り、人格第一の行刑といふことを痛切に感ずるものである。

右報告に對し會員數氏より質疑應答あり、九時盛會裡に解散した。當夜の出席者は左の如くである。

正木　亮　吉益脩夫　中尾文策　寺光　忠　中村次郎
刈屋公正　緒方政德　杉藤豊治　小川太郎　平野宗一郎
(平野記)

選句所感

清水君の句、雨に見る庭上の趣として味ふことも出來るが、それよりもこれは山の路傍あたりとしたい。その方が一層趣きが深い。

萩の花は誰も知るが如く、鮮かな色を持つた細かい花であつて、盛りを過ぎた花はわづかなものゝ觸つたのにも、脆くこぼれ落ちる。そして櫻の花などの如くに、そのこぼるゝ時の美しさなどは見られないが、下に敷いたやうにこぼれてゐる花には、何がなしに心を惹かれるあはれさがあるものである。此の句は、その花が下の石にこぼれたまつてゐるのであるが、それは雨のために新しくこぼれたものであらう。山路の雜草に交りながら一叢咲いてゐる萩の雨にぬれ撓んでゐる有樣に心を惹かれてよく見ると、その根もとの草に埋れた石の上には、また無數の花が堆つてゐたのである。秋を思はしめる靜かな雨が細かく降つてゐる中に見る萩の趣きに更にその花のおびたゞしくこぼれたのを見て、作者の心は淋しみと共に一種の美しさを受けずにはゐられなかつたのである。中七の「石にたまりて」の寫生がよかつた。そこにおのづから詩情が生じ、野趣があつて、何處となしに句を清新にしてゐるのである。これを假りに「庭にたまりて」などゝすると、先づ野趣がなくなつて、感じが餘程作り物に近くなつて來るのである。

□

石亭君の句も、紅葉としては變つてゐる。山に見るとか溪に見るとか、又は手折るとかいふのが普通であるが、これは手折つて來たものを花瓶に挿して床の間に置いた紅葉である。これはその日の山遊びの土産であらうことも想像される。一日の行樂を追想する心から眼が自然にその紅葉に注がれる。床に飾つた一枝のその紅葉は夜更けた室の灯を音もなく吸ひ込むやうに、晝とはまた趣を異にして色鮮かに見えるのである。明るい灯の色が紅い葉の面に照る感じは、光りが沁み込んでゆくやうに思はれる、といふよりは葉の方が吸ひ込んでゐるが如くに感じられる。所謂全山これ紅葉といふ大きな景觀に對した趣と、室内にたゞ一枝の紅葉を見る氣分とはおのづから違つたものがある。秋の深さを思はしめるのは却つてほんの一枝の方にあるとも云へやう。下五の「灯を吸へる」が勿論この句の主眼で、そこに讀者に迫つて來る強い印象がある。

毎月募集
刑政俳壇
題當季隨意
〆切毎月十五日限
用紙官私製葉書
編輯部選

天地人　秀逸　作

こぼれ萩石にたまりて小雨かな　高知　清水
挿紅葉床に夜更の灯を吸へる　旭川　石亭
山の影窓まで延びて暮の秋　全州　正陽
簸の秀に薄日あたれる野分かな　高知　空木
バス白く光りて通る花野かな　小菅　甘樂
町の灯のま近くみゆる冬木立　三重　總天
ふたゝびを渡る雁あり月の前　大曲　呑洋
古マント頭にかぶり夜學の子　盛岡　覺治
夕鴉遠くに見ゆる枯野かな　大曲　刀羅象
校庭や落葉の山の二夕ところ　新義州　青村

山の雪近く眺めて火桶抱く　静岡　幸月
西日ある窓に時雨のかゝりけり　静岡　微笑
赤蜻蛉かるく飛ぶや秋の沼　京都　ますらを
ゆがみたる茄子も秋の名殘かな　新義州　青塵
叱られて子等の去りたる火鉢かな　青森　一
鳥渡る沖の小島や夕映えて　高知　壺桐
葉を捲いて籠る虫あり秋の風　高知　春汕
籾を乾す庭の莚や落葉來る　千葉　竹風
杉垣に蜘蛛の巢白し露しぐれ　小菅　路考
畦燒くやしきりに彈ぜる小草の實　金泉　姜熙秀
引殘す大根に降る霙かな　大曲　船風
藁打の納屋のこほりや冬日影　旭川　搜松
川舟に夕餉の煙や初時雨　飯田　SH生
眼の前に雲仙暮るゝ時雨かな　長崎　淳男
朝寒や汀にひかる牡蠣の殻　徳島　靖闌
山の影夕日に長き多田かな　高知　不老庵
落鮎や遠明りして暮るゝ山　高知　双輪
朝霧に濡れて戻りし仔犬かな　小菅　旺洋
鹿留や月に白けし遠灯　小菅　櫻草子
日の落ちて山田淋しき案山子かな　福岡　顧山
町の灯の映る刈田の案山子かな　福岡　柿月

正陽君の句は前句の印象鮮明に、焦點に全力を集中してゐるのとは異つて、所謂情趣的な句である。これは「暮の秋」といふ季題がおのづから然らしめるところでもあり、斯うした季題は情趣で生かすのが無難であるが、それだけ説明に墮し易く、それが反つて題意を殺すものでもある。しかし此の句にはその説明がないところがいゝ。晩秋の日脚はもう短く、そして太陽は著しく低く、家に近い山の後を遠く通るやうになつてゐるので、山の影はもう晝の頃から延び初める。そして僅かの時間で大きく擴がる。先日までは庭の先あたりまでの影が此頃では家にまで及んで、晝過ぎはすつかり日陰になつてしまふ。廣く見渡すといかにも暖かさうに日の當つてゐるところも見え、日向と日陰とがハッキリしてゐる。そして日向が長閑に暖かさうに見えるだけ日陰は寒く冷たい感じが深く、我家もその日陰の中にある。そこに暮秋の佗しさを作者は感じずにゐられなかつたのである。

諸君の眞劍な努力は本俳壇を向上せしめいよ〳〵隆盛になつて來たのはまことに喜ばしいことである。本年の終末にあたり諸君の健康を祈り、併せて來るべき年に於ける一層の精進を切望しておく。

□

さむざむと遠ざかりゆく夜なきそば　名古屋　靜哉
餬乾す花野にいでぬ蜑の子と　小菅　高岳
葛飾や露おく穗田の朝ぼらけ　小菅　瞳帆
月に出て投ぐる人あり鱸網　小菅　兎州
夕影に咲き亂れたる花野かな　小菅　喜山
汲む水に葛の花あり山の井戸　小菅　玨水
峽の村夜霧のこめて砧打つ　小菅　壺秋
冷害の田はそのまゝや多に入る　大曲　月舟
多ざれや賣られ行く娘のある噂　大曲　雲峰
牛止めて案山子の笠を直しけり　福岡　對峯
亡き父の野良着をつけし案山子かな　福岡　滴水
生き殘る蜻蛉の翅や今朝の霜　大曲　庵茶
一抹の雲悠々と後の月　金澤　綠峯
稻架の影延びて寂しき刈田かな　新潟　狐灯
遲くまで夜業の村や榾明り　大曲　華白
演習の兵散らばりし刈田かな　青森　紫淵
鳥瓜颱風あとの園荒れて　小菅　法外
朝寒に呼び合ふ聲の漁船かな　名古屋　一心
廻廊によどむ西陽や櫨紅葉　福岡　虎溪
手負鳥落ちて隱れぬ草紅葉　金泉　安泉
下草に櫨の紅葉や小松原　福岡　紫陽

東京帝國大學法學部内　民事法判例研究會編

判例民事法總索引

（自大正十五年度至昭和十年度）

菊判　全一冊　布裝上製

定價　金貳圓五拾錢　送料　內地十二錢　鮮滿四十錢

東京市神田區神田二丁目　有斐閣　振替貯金口座東京七〇番

新刊

法律の具體的な姿を明にし、判例法に自覺の焦點を與ふることを目的として、民事法判例研究會が誕生してより既に十有餘年の星霜を閲するに至つた。同人の投じた一石が當時の法學界の靜かな水の面に畫いた其の意味深い波の環は、年と共に擴り、大正・昭和の二代を通じて我學界に貢獻し又貢獻しつつある功績には洵に顯著なものがある。

本書は大正十年度より昭和五年度に至る「判例民事法」の總索引、（一）事項索引、（二）裁判年月日索引、（三）事件番號索引を作成し精細に之を彙類したれば、此の一書を座右に備ふれば當該事件の檢索上至大の便を受け得る。

實に本書は「判例民事法」の既刊全部と相並んで、司法官、辯護士等朝野法曹の諸氏は勿論、法學研究と法律實務に携はる士の座右必備の常用書でなければならぬ。

民事法判例研究會編

判例民事法

判例民法　第一卷　金五・〇〇
判例民法　第二卷　金五・五〇
第三卷　金四・〇〇
第四卷　金四・〇〇
第五卷　金四・五〇
第七卷　金四・〇〇
第八卷　金四・〇〇
第九卷　金三・〇〇
第十卷　金三・三〇
第十一卷　金四・〇〇

送料內地各冊二十二錢　滿鮮六十二錢

法律學辭典

末弘嚴太郎　田中耕太郎　責任編輯　全五卷（總索引共）

短期

半世紀に亙る躍進を遂げて既に世界的水準を抽んずる我が法學界に於て完備せる專門的辭典にして信賴に値するものの存せざりしは識者の久しく遺憾とするところであつた。然るにこの缺陷は、今や本辭典の出現によつて完全に一掃された。完璧無比の編輯組織を備へ各領域專門の權威者を網羅して成れる本辭典の偉觀はまさに瞠目に値する。內容

編輯組織（五十音順）

編輯顧問
東大名譽教授法學博士　立作太郎
東京帝大教授法學博士　穗積重遠
東京帝大教授法學博士　牧野英一
東大名譽教授法學博士　美濃部達吉

特價申込募集

編輯委員
東京帝國大學助教授　石井照久
東京帝大教授法學博士　小野清一郎
東京帝國大學助教授　兼子一
東京帝國大學助教授　川島武宜
東京帝國大學教授　菊井維大
東京帝大教授法學博士　末弘嚴太郎
東京帝國大學助教授　鈴木竹雄
東京帝大教授法學博士　田中耕太郎
東京帝國大學助教授　田中二郎
東京帝國大學教授　宮澤俊義
東京帝國大學教授　橫田喜三郎
東京帝國大學教授　我妻榮

編輯責任者
東京帝大教授法學博士　末弘嚴太郎
東京帝大教授法學博士　田中耕太郎

執筆者百四十名

の的確嚴正は固より言を俟たず、更に項目の選擇適正を得、加ふるに大項目主義を採りて解說の十全を期し、配するに妥當なる參照項目を以てし、完全なる總索引と相俟つて檢出の自在を期した。また學的品位に於て飽くまで高邁而も透徹周到なる解說は實務家・入門者にも最良の顧問たるを得る。廣汎なる法律・法律學上の全領域に亙り理論的並に實務的重要性を斟酌しつゝ總ゆる名辭・課題を集大成し得たる、眞に劃期的寄與の名に背かず、萬人の必備書として、この學界稀有の記念碑的成果を廣く世におくる。

特價　五圓五十錢
索引三圓五十錢（定價四圓）
一時拂索引共（定價卅二圓）
特價　十四圓五十錢
特價期間中に第一卷御拂込の方に限り全卷特價にて提供いたします—期限後は定價嚴守

申込期限　12月28日
特價豫定期日　第一卷—九年十二月刊行　第二卷—十年四月刊行　第三卷—十年七月刊行　第四卷—十年十月刊行　總索引—十年十二月刊行

體裁　四六倍判平均約六百頁　背革角革裝　天金函入

內容見本進呈

東京神田一ツ橋　振替東京七四四一六　電話一八七・一八八　九段一八九・一八〇
岩波書店

矯正図書館

法學志林

第三十六卷　第十一號
昭和九年十一月一日發行　東京　法政大學發行

法律における信義の要請と保護……牧野英一
□所有權の永久性
日本中世寺院法に於ける司法制度……細川龜市
勞働協約に於ける實行義務……後藤清
破產管理人と民法第九四條に所謂
善意の第三者……岡村廣治
社會法と國家の理念……武藤文雄

新刊批評及思潮概觀
□家族感情の經濟的基礎（青山道夫）
□權利濫用の理論と比較法的方法（大塚鄕二）
□新刊紹介
判例　民事一四件　刑事二四件　行政八件
歐文　法律における正義、衡平、文化及び價値（佛文）（牧野英一）

法學論叢

昭和九年十二月　發行所　京都帝國大學法學會
第三十一卷第六號　發賣所　東京　有斐閣

多元的國家論と政治概念……黒田覺
ゲマインシヤフトの理念（二・完）……来田庄太郎
近世の裁判組織と審級及管轄に關する
若干の考察……小早川欣吾
墺太利亞和議法の新改正……齋藤常三郎
批評と紹介
保險契約に於ける告知義務に關する諸法制……大森忠夫
ア・シエンケ『破毀判決の拘束力』……中田淳一

民事判例研究
借地不買契約と違約罰・民法第百四十五條に所謂當事者……田島順
賃貸地の賃入・賃貸借終了後と造作の取外……近藤英吉
刑事判例研究
密輸入と關稅逋脫・通謀と共同正犯……宮本英脩

附錄——本誌第三十一卷總目錄

法學協會雜誌

第五十二卷　第十二號　十二月一日發行

論說
國際裁判の準則……東京帝國大學教授　横田喜三郎
「信義誠實の原則」の發展的意義……九州帝國大學教授　野澤務
株式の債權性と其價格の維持……法學士　松田二郎

資料
ナチス刑法學の一體系……東京帝國大學教授　小野清一郎

紹介
池田寅二郎著、債權總論上、債權各論上（我妻榮）、岩田新著、債權法新論（我妻榮）、中島弘道著、日本民事訴訟法（兼子一）

判例研究
民事訴訟法判例批評（一四八）……法學博士　加藤正治
民事法判例研究錄（昭和七年度二〇）

雜報
法理研究會記事「佛國不法行爲法の中心問題」

東京帝大　法學協會發行

法學新報

中央大學法學部門機關
第四十四卷第十二號　昭和九年十二月

沒收に付て……講師　吉田常次郎
刑事法雜題（三）……講師　平井彥三郎
訴の取下による再訴の禁止（二・完）……講師　高橋靜一

信用委任（三・完）……中川一郎
獨逸法律類語異同辨（一一）……講師　三潴信三
一八八二年英國爲替手形法の大意（一）……講師　守屋善輝
刑事判例研究（三一）……講師　草野豹一郎
有價證券の虛僞記入
民事判例研究（三三）……判例研究會
失權株の株金拂込義務（升本重夫）
民事訴訟法研究錄（四）……講師　前野順一
第四十四卷總目次（下）——近著外國雜誌法律論題要目

刑政第47巻第12号
矯正図書館

正義

昭和九年十二月號　定價金五拾錢

○決議及報告

司法制度改善に關する帝國辯護士會意見
同　第一東京辯護士會答申

○論說

行刑上の累進處遇に付いて……鈴木義男
司法制度改善に對する意見……大島正義

○時評

司法權の威信と獨立何處に在りや――諸問に對する答申の取扱――
司法制度改善案の內容――辯護士の信用――立憲政治と人權擁護
――司法官怠慢の風潮――何ぞ夫れ辯護士の品位を害するの甚しきや――神兵隊事件に關する奇怪事――五、一五事件と林檢事總長の責任――バラバラ內閣――時事短評……大堀市治郎

○資料

滿洲國の辯護士制度について……大堀市治郎
法曹瑣談(四九)……
○判例要旨
民事二二件　刑事二四件　行政二〇件
○文苑
和歌……播磨龍城
俳句……河西善太郎
○會報
理事會――委員會――雜事社交
○附錄
昭和九年度正義總目錄

麹町區西日比谷町壹番地
帝國辯護士會
振替東京七二三九〇番　電話(四三八〇番)銀座(二二五五番)

法曹會雜誌

第十二卷　第十二號
昭和九年十二月一日發行
定價金五十錢

○線引小切手の研究……大阪地方裁判所判事　大阪谷公雄
○詐病性精神障礙に就いて(一)……
○北米合衆國各州均一法規(Uniform Laws)制定の經過……前大審院部長　中西用德
○最近の英國判例二三……東京地方裁判所長　根本松男
○本誌第十二卷總目錄……
○法曹會決議　○司法省訓令通牒回答　○判例要旨　○戶籍事務協議會決議　○新法令　○雜報

司法省構內
法曹會
振替口座東京一五六七〇番

編輯餘錄

□ 十一月八日以降三日間に亘つて討議された全國刑務所長會同は中味たつぷりな論議を重ねて無事に終了した。その際刑務所長側より提出されたる二つの問題。その一つは初犯者と累犯者との責任點數を區別すべきや否やの問題、その二は少年受刑者に對する教育時間を夜間にしたらどうかの問題に付てわたくしの興味は向けられた。

□ 前者に付ては刑務所長の間に二つの見方のあつたことをいなめない。その一つは作業能率に付て累犯者は前刑に於て監獄作業を訓練されて居るから初犯者よりも多くを働くことが出來て點數をとるに樂であるといふのである。その二は累犯者が初犯者よりも能率がよいと見えるのは最初の中だけで、しばらくすると初犯者の方がむしろ好成績になるといふのである。

□ その何れの見方が正しいかそれは今しばらくの實驗の結果にまつの外はない。しかし、とかく刑務官はともすれば累犯者は仕事が出來るから作業上利益するところが多いといふ先入心を持ち易いものだが、累犯者はやゝもすれば怠惰で作業を愛好しない者が多い筈なのに刑務所に限つて累犯者の作業がもてはやされるのは累犯者の能率をもてはやすにあらずして彼等を使役する權力を愛好することにたりはしまいか。

□ 刑務作業の眞に要求するところは權力によつて上り行く能率より眞に自らの內より上り行く能率である。さやうな觀點に立つて累犯と初犯とを檢討されるならばよし累犯と初犯との責任點數は同等であらうともそこに憂ふべきものはないではあるまいか。

□ 今年は實にいそがしい年であつた。しかしいそがしいながらも行刑方針は些もゆるぐところなく維持されて居ることがうれしい。また、來ん年も御互に行刑の成績を擧げる爲めに一層の努力を拂ひ度い。お國の爲めに。さやうなら。

――あき緒――

昭和九年十一月廿日夜

定價　一冊(稅共)　金二十五錢
　　六冊(稅共)　金一圓五十錢
　　十二冊(稅共)　金三圓

廣告料　一等一頁　金五十圓
　　二等一頁　金四十圓
　　普通一頁　金三十圓

注文規定
●御注文は總て前金のこと
●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但なるべく振替を利用せられたし口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
●御注文の際は必ず送付先明記のこと、從つて轉居の際は新舊住所を御屆下されたし

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和九年十二月三日印刷納本
昭和九年十二月五日發行

東京市麹町區西日比谷町一番地
編輯兼發行人　伊藤忠次郎
東京市葛飾區小菅町一二八四番地
印刷人　竹田益平
東京市葛飾區小菅町一二八四番地
印刷所　刑務協會印刷部
東京市麹町區西日比谷町一番地
發行所　刑務協會
電話銀座二三四四・三八二五番
振替口座東京二五〇五九番

刑政第47巻第12号

矯正図書館

4076

47e Année N° 12 Décembre 1934

KEISEI

Revue pénitentiaire du Japon

dirigée par

G. Iwamatsu

Président de la Société des Prisons du Japon

Sommarie

Note éditoriale.

Kimura, K. — Considérations rétrospectives de la science pénitentiaire (1934).

Hosokawa, K. — Du droit pénitentiaire de l'ère méiji.

Mouvement des idées à l'étranger :

Craven, The progress of English criminology.

KEIMU-KYOKWAI

(Société des Prisons du Japon)

près le Ministère de la Justice

105
7